

第5章 第2期実行プログラム

本実行プログラムは、本市を取り巻く社会経済環境の変化やこれまでの取組の成果、本市の特性や課題などを踏まえ、産業振興プランで定める理念や方針に基づき、4か年（2018（平成30）～2021（平成33）年度）を計画期間として、各施策の現状と課題を整理したうえで、施策の方針を示したものです。

7つの政策	基本戦略	取組項目	頁
政策1 起業・創業の支援	(1) 市内産業を活性化するベンチャー企業の創出・育成	① 起業の促進	83
		② インキュベーション機能の充実	86
	(2) 様々な主体、手法による創業の促進	① ソーシャルビジネスの振興	88
政策2 成長産業の育成振興	(1) 成長産業分野でのイノベーションの創出	① ライフイノベーションの推進	90
		② グリーンイノベーションの推進	91
		③ ウェルフェアイノベーションの推進	92
	(2) 成長産業の拠点形成	① 産業集積の促進・維持	94
(3) 臨海部の活性化	① 臨海部ビジョンに基づく臨海部の活性化の推進	96	
政策3 中小企業の活性化	(1) 中小企業の競争力強化	① 中小企業の育成	99
		② 中小企業の高度化	101
	(2) 中小企業の操業支援	① 中小企業の経営安定	103
		② 中小企業の操業環境の保全	103
	(3) 中小企業の成長促進	① 新分野への進出支援	105
政策4 市民生活を支える産業の振興	(1) 魅力と活力のある商業地域の形成	① 商業地域の形成	108
		② 商業の振興	110
	(2) 都市農業の活性化と都市農地の活用	① 多面的な機能を有する農地の保全と活用	111
		② 持続的な農業経営の推進と創造	113
		③ 農業への理解促進	115
	(3) 市民への安全安心な食料品等の供給	① 安定的かつ効率的な生鮮食料品等の供給	117
		② 計量の安全・安心の確保	119
	(4) 市民の安全安心な消費生活の確保	① 消費者被害の救済	120
② 消費者教育の推進		122	
政策5 産業人材の確保と雇用への対応	(1) 就業の支援	① 求職者の特性に合わせた就業機会の提供	123
	(2) 人材の育成・確保	① 産業界との連携による人材の育成・確保	126
		② ものづくり都市を担う次世代人材の育成	128
	(3) 働きやすい環境づくりの推進	① 働き方改革の推進	129
		② 勤労者福祉の向上	130
政策6 経済の国際化への対応	(1) 市内企業の国際化支援	① 海外販路の開拓	131
		② 外資系企業への本市関連情報の提供	134
	(2) 環境ビジネスの海外展開の支援	① 環境技術の移転による環境産業の振興	135
政策7 都市拠点・観光資源を活かした交流人口の拡大	(1) 川崎の特性を活かした観光の振興	① 観光・集客型産業の振興	137
		② 観光資源の魅力向上	139
	(2) 川崎の特性を活かしたビジネス交流の促進	① MICE受入の推進	141

政策1 起業・創業の支援

(1) 市内産業を活性化するベンチャー企業の創出・育成

市内産業の活性化を図っていくためには、社会環境の変化に応じた新たな成長産業を育成することが必要です。

独自の技術や商品・サービス等を活かして起業しようとする個人や新たな事業分野へ進出しようとする中小企業を支援します。

5つの視点に基づく取組の方向性

オープンイノベーション 次世代技術活 誰もが活躍できるまちの多様性・変化

- ❑ 民間企業との連携による、幅広い年齢層における起業希望者の集積の促進及び成長支援までの一体的な取組の推進
- ❑ イノベーションの源泉となる、研究開発型ベンチャー企業の起業・創業の促進
- ❑ 市内に集積する最先端の企業・大学・研究機関のポテンシャルを活かした産学・産産連携等による新たな製品・サービスの創出や付加価値化

① 起業の促進

人口増や起業意識の高まりを踏まえ、起業や起業後の成長を促進し、持続的な経済発展により、力強い産業都市の実現を目指します。

優れた研究開発型ベンチャーを生み出す仕組みを構築し、市内から世界展開を進めるベンチャー企業の創出を目指します。

【現状と課題】

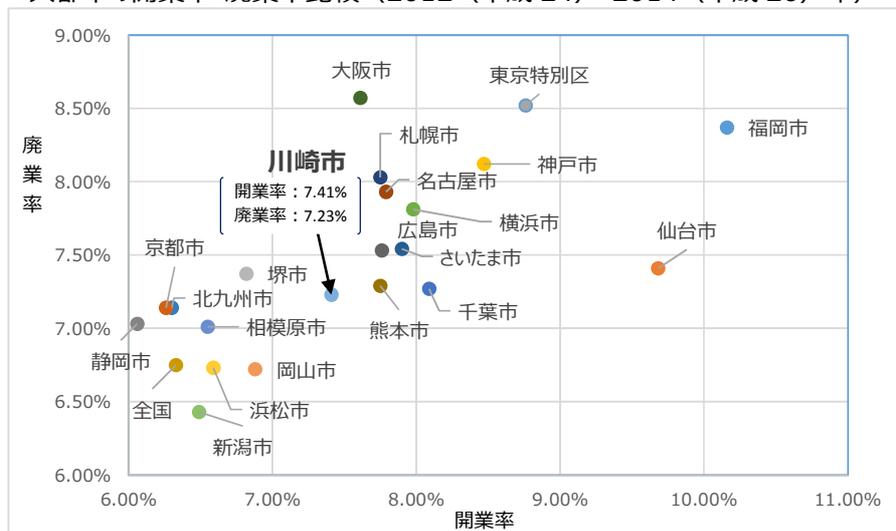
- 市内には自治体、大学、民間企業により設置されたコワーキングスペースの提供を中心とする施設や研究開発型のインキュベーション施設が複数立地しています。
- 「川崎市創業支援事業計画」に基づき、民間創業支援事業者等と連携し、創業の掘り起こしや成長・事業拡大などの取組を展開しています。

市内に立地する起業・創業の支援施設



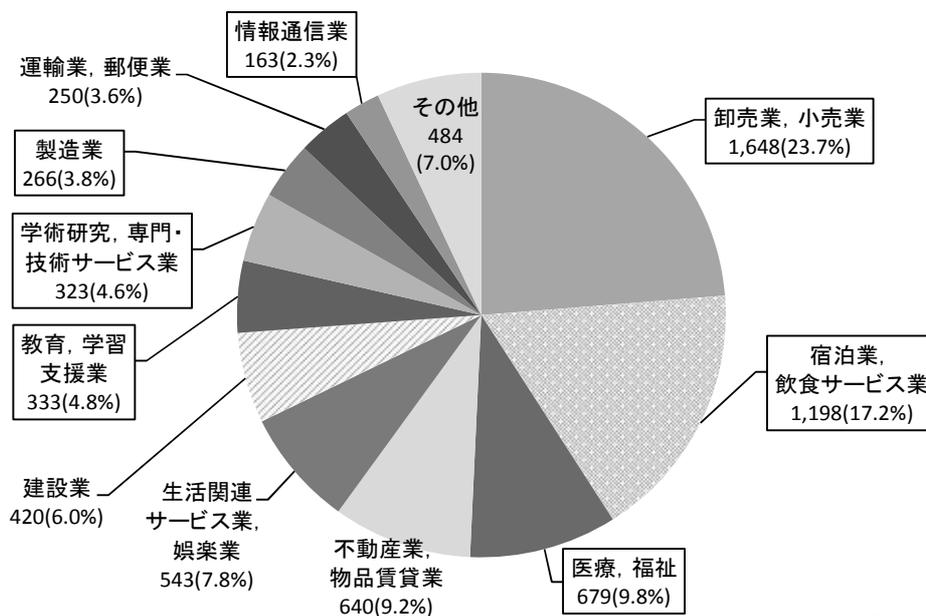
- 本市の2012（平成24）年から2014（平成26）年にかけての開業率は全国平均を上回りますが、大都市の中では21都市中13位と中位に位置しています。一方、同時期の廃業率は全国平均を上回り、大都市の中で8位に位置しています。
- 本市の開業の状況を業種別にみると、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」での開業数が多く、本市全体の開業数の過半数を占めています。（p38 参照）
- 「学術研究、専門・技術サービス業」の開業率が増加傾向にあり、大都市比較においても、順位を上げ、比較的上位に位置しています。（p39 参照）
- 開業率の向上に向けて、起業希望者が特に増加している「25～34歳」、「35～44歳」の年齢層のニーズに対応した起業支援の強化を図ることが必要です。
- 川崎市がベンチャー企業の創業・成長の成功する場として広く認知されることが必要です。
- 「中小企業活性化専門部会」からは、ベンチャーを育てる視点での取組の充実を求める意見が出されています。

大都市の開業率・廃業率比較（2012（平成24）-2014（平成26）年）



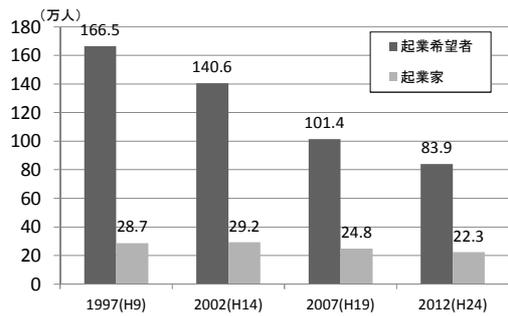
(出所) 総務省「経済センサス」

本市の業種別開業数・割合（2012（平成24）年-2014（平成26）年）



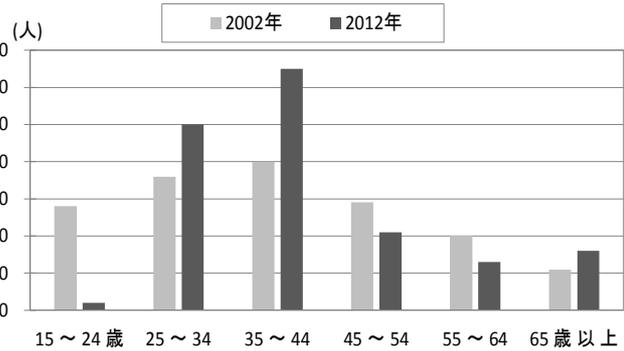
(出所) 総務省「経済センサス」

全国における起業希望者・起業家数の推移



(出所) 総務省「就業構造基本調査」

本市における年齢区分別起業希望者数推移



(出所) 総務省「就業構造基本調査」

【主な取組内容】

- 民間企業等と連携して、起業希望者の集積促進から起業後の成長促進まで連続した支援策を実施することにより、本市の開業率の向上につなげ、大都市における開業率上位を目指します。
- 開業率全体の向上に向けた一般の起業希望者・起業家の支援、及び市内への先端技術分野の企業、研究機関等の集積を活かした科学技術系起業家（研究開発型ベンチャー企業）への支援に取り組めます。
- 一般の起業希望者・起業家の支援について、若年層をはじめとする起業意識の高まりを踏まえ、アプリ、物販、飲食サービスなど幅広い分野について、起業希望者に対する創業支援に取り組めます。
- また、民間企業や投資家の関心の高いAIやIoT等の成長分野を中心に、民間企業を主体とした起業・創業支援プロジェクトやVC（ベンチャーキャピタル）等の投資家とタイアップしたプロジェクトの誘導に取り組めます。
- 研究開発型ベンチャー企業の支援について、新川崎・創造のもりの施設、クリーンルーム等の設備・研究機器等のハードを活用した技術支援を行うとともに、民間企業等と連携し、コア技術の評価・検証や、出口戦略の策定、経営面での助言など、VCの資金獲得に向けた成長支援プログラムの提供に取り組めます。
- 民間企業等と連携し、メール、SNS等によるタイムリーな情報発信を通して、起業しやすい都市としてのイメージの浸透を図ります。
- 新川崎・創造のもりや殿町・キングスカイフロントにおけるイノベーションの強化を通じ、市内ベンチャーの育成を図るため、市内ベンチャー企業等と市内外の企業・大学・研究機関等とのマッチング機会の拡充など、クラスターマネジメント機能の強化に取り組めます。

成果指標

指標	計画策定時	現状	第1期計画期間における目標値	第2期計画期間における目標値
起業支援による年間市内起業件数	62件 (2014(平成26)年度)	39件 (2016(平成28)年度)	80件以上 (2017(平成29)年度)	100件以上 (2021(平成33)年度)

②インキュベーション機能の充実

新たな技術・産業の創出を目指すオープンイノベーション拠点である、新川崎・創造のもり地区内のインキュベーション施設「かわさき新産業創造センター（KBIC、NANOBIIC、AIRBIIC）」において、2017（平成29）年度中に選定する指定管理者と連携し、成長性の高いベンチャー企業等の誘致に取り組むとともに、資金調達や株式公開などの成長段階に応じた様々な支援、入居者と市内外の企業・大学研究室との連携の促進など、支援機能の強化を図り、新川崎発の成長企業の創出を目指します。

また、KBIC内の工作機械等を活用し、市内ものづくり企業を対象とした基盤技術の高度化支援を行います。さらに、NANOBIICクリーンルーム内にオープン・ラボを設置する4大学ナノ・マイクロファブリケーションコンソーシアムと連携し、ナノ・マイクロ分野を中心に、技術系ベンチャーの支援を行います。

【現状と課題】

- かわさき新産業創造センターは開所以来高い入居率を維持していますが、成長するベンチャー企業を輩出するため、経済動向や技術革新を踏まえた質の高いサービスの提供が必要です。
- KBIC内には様々な工作機械のほか、CAD/CAM、最先端のものづくりを支援する3Dプリンタを整備しており、こうした機器を活用し、市内企業のものづくり技術の高度化を図ることが求められています。
- KBICは建設から15年が経過することから、快適な操業環境の提供に向けた施設修繕を実施する必要があります。
- 2019（平成31）年1月に新川崎・創造のもり地区内において大規模なインキュベーションスペースを有する「産学交流・研究開発施設（AIRBIIC）」が新たにオープンすることから、2017（平成29）年度中に選定する指定管理者と連携してKBIC・NANOBIICと一体的な管理・運営を行い、成長性の高いベンチャー企業の立地誘導を進めるとともに、入居企業に対する適正かつ質の高いサービスを提供することが必要です。

【主な取組内容】

- 起業・創業を目指す個人や新分野進出を目指す企業に対し、かわさき新産業創造センターにおいて事業スペースを提供するとともに、資金調達や販路開拓など、入居者のニーズや成長過程を踏まえた様々な支援を行います。
- ベンチャー企業や新分野進出を目指す大手・中堅企業、大学の研究機関が立地する新川崎地区の特徴を活かし、産学連携、産産連携の推進による入居企業の成長を支援します。
- 「新川崎・創造のもり」や「殿町・キングスカイフロント」におけるインキュベーション機能を強化し、起業家やベンチャー企業、大企業、大学、VC（ベンチャーキャピタル）等の集積によるイノベーションの推進を通して、ベンチャー企業の成長を支援します。
- KBICにおいて、3Dプリンタ等を活用した講習会の開催を通じ、市内企業の基盤技術の高度化を推進するとともに、先端技術を活用した新分野進出を促進します。

新川崎・創造のまち

K²
新川崎(K²)タウンキャンパス
慶應義塾大学の先導的研究施設

KBIC
かわさき新産業創造センター本館
KBIC
インキュベーション施設
22社、4研究室、4大学が入居
(2017(平成29)年11月現在)

NANOBIC
ナノ・マイクロ産学官共同研究施設
NANOBIC
ナノ・マイクロ研究機器の開放利用
ナノテク関連企業等6社が入居
(2017(平成29)年11月現在)

AIRBIC
産学交流・研究開発施設「AIRBIC」

- ・市と大和ハウス工業(株)との共同プロジェクトによる大規模R&D施設
- ・建築面積 約5,300㎡、延床面積 約27,000㎡
- ・300人規模のレセプションが実施可能な会議室やテラス席付きの100人規模の飲食スペースを設置

成果指標

指標	計画策定時	現 状	第1期計画期間 における目標値	第2期計画期間 における目標値
かわさき新産業創造センター (KBIC、NANOBIC、 AIRBIC) の入居率	90% (2014(平成26)年度)	97% (2016(平成28)年度)	90%以上 (2017(平成29)年度)	90%以上 (2021(平成33)年度)

※2019(平成31)年1月の「AIRBIC」の供用開始により入居スペースが大幅に増加することに伴い、入居率の一時的な低下が見込まれることから、第1期計画期間と同じ目標値を設定しています。

(2) 様々な主体、手法による創業の促進

価値観やライフスタイルの変化に伴う住民ニーズの多様化により、それぞれが向き合う課題も複雑化・多岐化しています。

地域課題の解決につながることを期待されることから、様々な主体、手法により創業を目指す事業者を支援します。

5つの視点に基づく取組の方向性

オープン イノベ	次世代 技術	誰もが 活躍	オリ パラ	まちの 多様性 ・変化
-------------	-----------	-----------	----------	-------------------

- ✦ まちの多様性や変化による地域の課題や特性を踏まえた、新たな視点のソーシャルビジネス創出の支援

① ソーシャルビジネスの振興

子育て・高齢者・障害者支援やまちの活性化など地域に密着した多種多様な課題の解決に向けて、様々な主体の連携による取組が今後重要となります。

地域資源や地域人材を活かして、地域住民自らがビジネスの手法を用いて課題解決に取り組むソーシャルビジネス（S B）を、産業振興の視点から支援します。

【現状と課題】

- 社会変化に伴い地域課題が複雑化している中、健康・医療・福祉・環境・子育て・まちづくり・教育などの分野において、地域資源や地域人材を活かして地域住民自らがビジネスの手法により課題解決に取り組むS Bの振興が求められており、起業・創業支援に加えて、S Bの市民への認知度向上や、S B事業者のニーズに応じた経営支援が必要です。

市内でのソーシャルビジネスの事例

「NAYA enjoy space」

中原区上新城の商店街近くにある築100年超の納屋をリノベーションし、地域のコミュニティスペースを開設



「新川崎タウンカフェ」

幸区鹿島田のタワーマンションの1階に地域のコミュニティカフェを開設



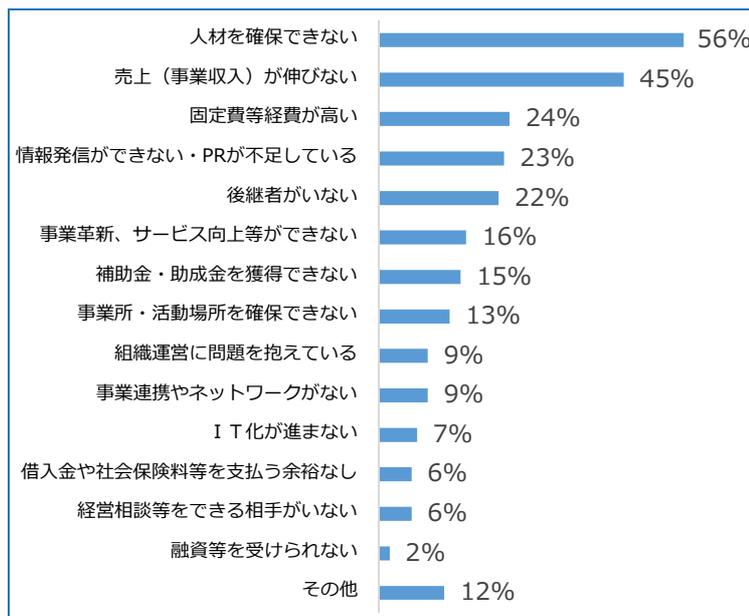
- 2016（平成28）年度に実施した「地域課題解決ビジネス（コミュニティビジネス・ソーシャルビジネス）実態調査」の結果から、市内に800事業所を超えるS Bの事業所・団体が立地していると推測されますが、こうした団体を対象としたアンケート調査結果からは、「人材確保」、「売上確保」「固定経費の支払」、「情報発信・PR」等が事業推進の上での課題であることが明らかとなっています。

市内S Bの
事業所数・団体数（区別）

川崎区	163
幸区	100
中原区	121
高津区	122
宮前区	98
多摩区	119
麻生区	89
その他	22
合計	834

（出所）川崎市調査

S B事業者の現状の課題
(n=190 5つまで複数回答)



（出所）川崎市調査

【主な取組内容】

- 人材確保が大きな課題であることから、S Bを志す人材の発掘・育成を図るため、各支援機関と連携し、担い手育成を目的としたセミナーを開催します。
- 市内S B事業者が抱える具体的な課題の解決に向けて、勉強会等により情報提供を行います。
- 先駆的社会起業家や市内S B事業者間の交流・連携を促進するフォーラムを開催します。
- 2017（平成 29）年5月から運用が開始された協働・連携ポータルサイト「つなぐっと KAWASAKI」等を活用し、市内S B事業者の紹介やイベント、助成制度に関する情報発信を行います。

成果指標

指 標	計画策定時	現 状	第1期計画期間 における目標値	第2期計画期間 における目標値
ソーシャルビジネスの年間 起業件数	4件 (2014(平成26)年度)	5件 (2016(平成28)年度)	5件以上 (2017(平成29)年度)	6件以上 (2021(平成33)年度)

政策2 成長産業の育成振興

(1) 成長産業分野でのイノベーションの創出

市内企業の持続的発展を実現するには、今後成長が期待される産業分野の育成に取り組むことが重要です。

本市が持つ特徴・強みを活かし、本市経済をけん引する成長産業分野としてライフサイエンス・グリーン・ウェルフェアの3つのイノベーションを推進していきます。

5つの視点に基づく取組の方向性

オープンイノベーション	次世代技術	誰もが活躍	オリパラ	まちの多様性・変化
-------------	-------	-------	------	-----------

- 多様な主体の連携による成長産業分野での新技術・新製品の実証試験の実施支援等を通じた新技術・新製品の開発の促進
- AIやIoT、3Dプリンタなど、次世代技術を活用した成長産業分野での最先端技術・サービスの創出
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を活かした、ウェルフェアイノベーションの取組の情報発信

① ライフイノベーションの推進

市内に立地が進むライフサイエンス分野の企業や研究開発機関等と市内ものづくり企業との連携を促進し、ライフサイエンス分野でのイノベーションを創出します。

【現状と課題】

- 殿町・キングスカイフロント地区において、ライフサイエンス分野の研究開発拠点が概成しており、この地区に立地する企業や研究機関等と市内のものづくり企業との連携を推進することにより、ライフサイエンス分野のイノベーションの創出が期待されます。
- 本市には高い技術力を有するものづくり企業等が多数立地していますが、経済のグローバル化の進展に伴い、価格面などで厳しい国際競争にさらされていることから、これら企業のライフサイエンス分野への参入を支援することは、本市産業振興の観点から大変重要です。
- 医療機器の貿易収支が輸入超過で推移する一方で、高齢化のさらなる進展に伴う市場拡大が見込まれる医療機器産業は、国においても成長産業と位置づけて各種施策を展開しています。
- 「中小企業活性化専門部会」においては、医療分野とものづくり分野という異なる分野の橋渡しを行う人材の重要性が指摘されています。



医工連携フォーラム inかわさき

【主な取組内容】

- 市内ものづくり企業の医療機器産業への参入を促進するため、専門的なテーマによる勉強会・講演会等を開催します。
- 市内ものづくり企業と医療現場や医療機器製造販売企業等との橋渡しを行うため、交流、マッチングの機会を提供します。

②グリーンイノベーションの推進

2020（平成 32）年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定」が批准、発効に至り、温暖化対策の推進が求められる中、高度な環境関連技術を有する企業や最先端のエネルギー施設が多数立地する本市の特徴・強みを活かして、最先端の環境技術の研究開発や環境産業の振興を推進します。

【現状と課題】

- 環境・エネルギー問題を背景として、環境産業の取組拡大に向けて、環境産業に関する興味や関心の喚起、関係者間のネットワークの強化に繋がる取組の推進が求められています。
- 市内の環境関連製品・技術の普及に向け、それら製品・技術の情報発信や研究開発、販路拡大を支援する必要があります。また、市内企業の省エネ・創エネの取組を広く情報発信し、本市の強みを活かした環境産業の創出・育成を推進していくことも重要です。
- 川崎臨海部全体を対象に、環境調和型まちづくり（エコタウン）構想を推進しており、エコタウン立地企業等の資源循環の取組の促進や、川崎エコタウンでの取組成果の国内外への情報発信の強化などに取り組むことが必要です。

【使用済プラスチック由来の水素をパイプライン輸送し、殿町・キングスカイフロントのホテルでエネルギー利用】
2018（平成 30）年春運営開始予定



【主な取組内容】

- エコタウンにおける企業の資源循環型生産活動の取組を支援するとともに、エコタウンの取組の成果の情報発信を推進します。
- 環境産業フォーラムを開催し、環境産業分野に進出する企業の取組を支援するとともに、環境産業に取り組む事業者間のネットワーク化を促進します。
- 環境技術を有する企業の集積や、臨海部のコンビナートエリアへの資源循環施設、エネルギー施設の集積など、本市の特徴を活かし、最先端の環境技術の研究開発、実証試験を支援します。
- 民間企業等との連携による I o T を活用した産業廃棄物の収集運搬システムの最適化、低炭素化の実証試験を展開し、川崎エコタウンにおける I o T を活用した効率的な循環ビジネス手法の普及を目指します。

③ウェルフェアイノベーションの推進

産業と福祉の融合で、新たな活力と社会的価値を創造するウェルフェアイノベーションの取組を推進します。

【現状と課題】

- 企業、福祉事業者など 300 を超える多様な主体から構成される「ウェルフェアイノベーションフォーラム」を運営し、福祉課題を解決する新たな製品・サービスの創出・活用を推進しています。
- 自立支援を基本理念とした本市独自の福祉製品の認証基準「かわさき基準（K I S）」による製品認証等を進めており、これまでに認証製品は 196 製品となりました。(2017(平成 29)年 11 月現在)
- 2017（平成 29）年度から 5 年間の計画期間とする「第 2 期川崎市ウェルフェアイノベーション推進計画」に基づき、取組を進めています。「産業と福祉のハブ機能」としての役割を果たすため、製品・サービスの創出・活用段階での「モニター評価等支援事業」を新たにスタートするなど、当事者視点に立った取組をステージアップしていく計画です。
- 「中小企業活性化専門部会」においては、K I S 認証製品の普及に向けた取組を強化すべきという意見がありました。

【主な取組内容】

- K I S 認証製品等の普及推進や、製品「モノ」の活用により生み出される価値「コト」を新たな社会モデルとして創造・発信するプロジェクトの実施を推進します。
- I o T など最先端技術を活用し、利用者の自立と介護者の負担軽減を実現する福祉製品の開発を支援します。また、こうした開発製品について、市内高齢者施設等と連携し、製品の創出・活用段階でのモニター調査（実証試験）の場を設けるなど、多様な主体の共創によるウェルフェアイノベーションの推進を図ります。
- 3 D プリンタの活用等を通じて、一人ひとりに適応した快適な福祉製品づくりの支援を推進します。
- 「福祉・介護産業の振興を行うセンター機能」として 2020（平成 32）年度に開設する「（仮称）ウェルフェアイノベーション連携推進センター」を拠点とし、同一施設内に整備予定の「（仮称）南部リハビリテーションセンター」等でのニーズ調査やモニタリング、企業の福祉施設等とのビジネスマッチング等を展開することにより、新たな福祉製品やサービスの創出を促進します。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を好機として捉え、本市が進めるウェルフェアイノベーションの取組を国内外に効果的に情報発信します。

成果指標

指 標	計画策定時	現 状	第 1 期計画期間における目標値	第 2 期計画期間における目標値
ウェルフェアイノベーションフォーラムでのプロジェクト稼働件数	10 件 (2014(平成 26)年度)	21 件 (2016(平成 28)年度)	20 件以上 (2017(平成 29)年度)	30 件以上 (2021(平成 33)年度)

モノ・サービスから、生活の質を向上させる「コト」を重視するウェルフェアイノベーションの推進

- 支援1 → 良質な実証モニター評価環境の提供
- 支援2 → ネットワーク支援（フォーラム参加者間の結合）
- 支援3 → 技術支援（リハビリテーション工学等専門知見によるアドバイス）
- 支援4 → かわさき基準による良質な製品の提供
- 支援5 → プロモーション支援（新たな価値の創造・発信）

「コト」を重視した多様な主体の参加による川崎発のプロジェクトを推進し、成果を国内外に発信

聴覚情報の文字言語化

音声を文字
言語化する × スマートグラス × プラネタリウム
システム



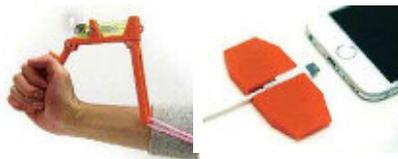
聞こえるから話す・もっと話したい人へ

対話支援機器活用による
聞こえの改善プロジェクト



欲しいモノは、自ら作る時代へ

3Dプリンタによる
ものづくりサービス創出
プロジェクト



自立支援と介護者の負担軽減

排泄の困難さを抱える
本人の自立支援と介護者の負担軽減

排尿予知センサー

×

排便検知センサー

×

睡眠センサー



移動販売での買い物コミュニティづくり

介護施設 × 移動販売
(コンビニ・商店会)



行きたいと思う場所に、気兼ねなく行くへ

パーソナルモビリティ × U Dタクシー



(2) 成長産業の拠点形成

産学官の連携による新しい科学・技術や産業を創造する研究開発拠点として整備を進めてきた「新川崎・創造のもり」について、成長産業のさらなる集積を図ります。

また、概成を迎えた「殿町・キングスカイフロント」も合わせ、拠点立地企業と市内企業との連携・交流を促進します。

5つの視点に基づく取組の方向性

オープン イノベ	次世代 技術	誰もが 活躍	オリ パラ	まちの 多様性 変化
-------------	-----------	-----------	----------	------------------

- 「殿町・キングスカイフロント」や「新川崎・創造のもり」に立地誘導を進めた、先端産業分野の研究開発に取り組む企業等と市内中小企業との連携・交流の推進

①産業集積の促進・維持

「新川崎・創造のもり」への有望な技術系ベンチャー企業の集積を進めるとともに、ベンチャー企業への成長支援を強化します。

「殿町・キングスカイフロント」や「新川崎・創造のもり」に立地誘導を進めた先端産業分野の研究開発に取り組む企業等と市内中小企業との連携・交流を推進します。

マイコンシティ地区などへの進出企業の交流会開催等を通じて、研究開発型企業等の成長を支援し、工業集積地のさらなる活性化を目指します。

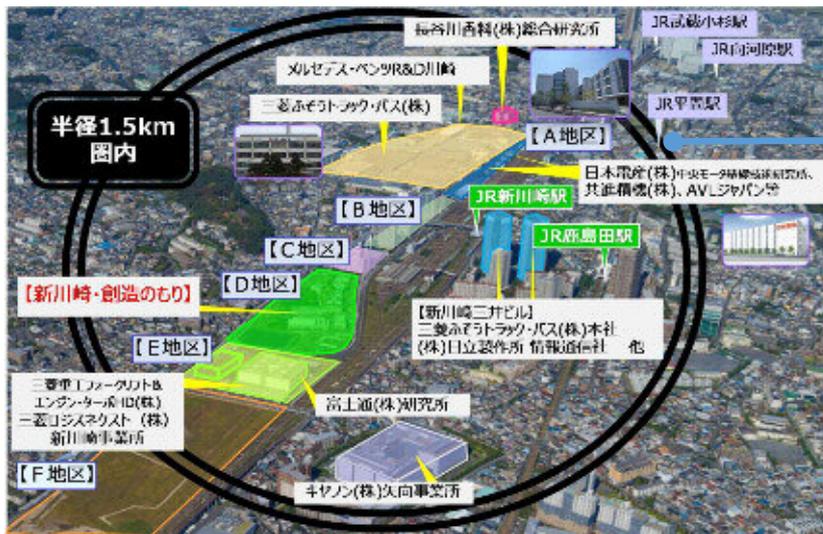
【現状と課題】

- 「新川崎・創造のもり」をはじめ、新川崎地区において、先端産業分野の研究開発拠点を形成するとともに、産学連携組織を組成し新たなイノベーションの創出を推進しています。
- 「AIRBIC」は、2019（平成31）年1月のオープンを予定しており、成長性の高い企業の立地誘導を進めていくことが必要です。
- 「殿町・キングスカイフロント」では、環境、エネルギー、ライフサイエンス分野の企業・研究開発機関等の集積を進め、まちが概成を迎えています。

【主な取組内容】

- 「K²(ケイスクエア)タウンキャンパス」を拠点とした慶應義塾大学との連携プロジェクトが、2019（平成31）年度末で20年目を迎えるにあたり、さらなる連携の強化に向けた検討を進めます。
- 新川崎地区に立地する企業・大学等と、市内中小企業を含めた様々な企業等との具体的な連携を生み出すため、新たに「オープンイノベーションコンソーシアム」を組成します。
- 「NANOBI C」オープン・ラボ内の微細加工機器等を企業の研究開発に効果的に活用するため、「4大学ナノ・マイクロファブ리케이션コンソーシアム」や「神奈川県立産業技術総合研究所（KISTEC）」等と連携し、技術指導体制の充実を図ります。
- 「AIRBIC」への成長性の高い企業の立地誘導を進めます。
- 「AIRBIC」のオープンを契機として、指定管理者等と連携し、全国の有望な技術系ベンチャーの発掘、誘致を行うとともに、ベンチャーキャピタルや弁理士事務所などの外部支援機関も有効に活用するなど、ベンチャー企業への支援体制を強化します。
- 殿町・キングスカイフロントに立地する機関等のニーズや強みを把握するコーディネーターを配置し、市内ものづくり企業やICT企業等へ情報を分かりやすく整理・伝達することにより、マッチング効果を高め、連携事業のモデルとなる成功事例の創出に取り組みます。
- マイコンシティ地区においては、新たに整備した「マイコンシティセンター」等を活用し、立地企業の交流、成長の支援に取り組みます。

新川崎地区の企業集積を基盤としたオープンイノベーションの推進

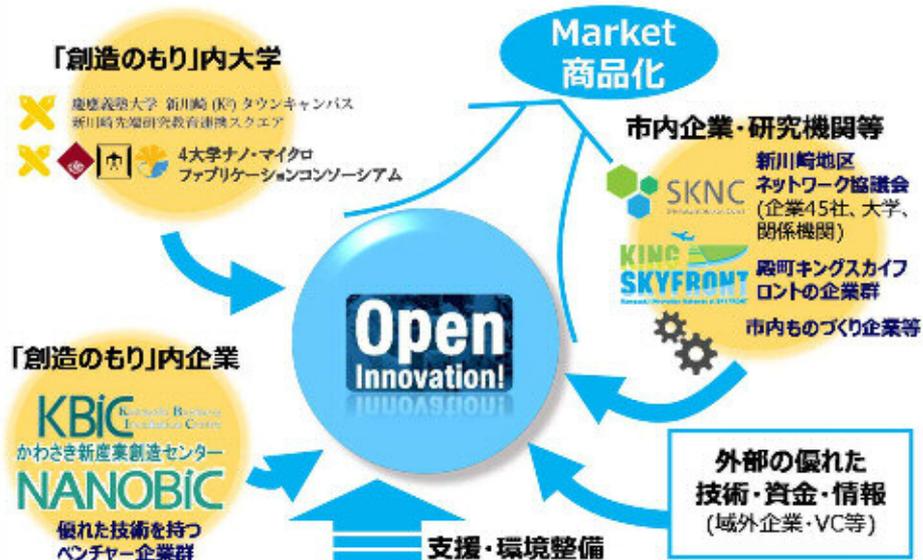


新川崎立地地区企業・大学等により「新川崎地区ネットワーク協議会」を組成し、産学連携、産産連携を推進（2012（平成24）年度～）企業45社等が参画



オープンイノベーションのさらなる推進を図るため、ネットワーク協議会加入企業等・連携希望の市内企業等からなる「オープンイノベーションコンソーシアム」を新たに組成

- 新川崎・創造のもりでは、企業・大学が集い、交流する研究開発拠点を旨とし、研究開発のオープン化を推進
- 「新川崎地区ネットワーク協議会」や「4大学コンソーシアム」など、産学連携・産産連携の基盤を発展させ、オープンイノベーションによる新たな技術・産業の創出を推進



- ・「新川崎地区ネットワーク協議会」を組織し、会員間交流事業を通じたオープンイノベーション基盤の構築
- ・少人数制のサイエンスカフェ「ナノ茶論」を毎月開催するなど技術者・研究者の交流機会を設定
- ・NANOBIIC機器利用の促進・4大学と地域の企業との連携支援を図るため、「科学技術コーディネータ」を配置



ナノ茶論

成果指標

指標	計画策定時	現状	第1期計画期間における目標値	第2期計画期間における目標値
新川崎・創造のもり地区における特許保有累計件数	94件 (2014(平成26)年度)	144件 (2016(平成28)年度)	96件以上 (2017(平成29)年度)	160件以上 (2021(平成33)年度)

(3) 臨海部の活性化

本市における「力強い産業都市づくり」の中心の役割を担う川崎臨海部について、30年後を見据えた臨海部の目指す将来像やその実現に向けた「臨海部ビジョン」に基づき、社会的課題を解決する最先端技術の実装の場となりながら新しい価値の創出を先導するとともに、産業の活性化や雇用の創出により市内経済、さらには周辺地域にも波及させる役割を担う地区として、活性化に向けた取組を推進します。

5つの視点に基づく取組の方向性

オープン イノベーション	次世代 技術	誰もが 活躍	オリ パラ	まちの 多様性 変化
-----------------	-----------	-----------	----------	------------------

- ❖ AIやIoT、ドローン、自動運転など、次世代技術の研究開発や、多様な連携による次世代技術を活用したサービスの実証研究の場の提供等、必要な支援の調整
- ❖ AIやIoT等をはじめとする研究開発及び社会実装を行う新産業創出の拠点の形成の具体化
- ❖ 水素サプライチェーンの構築や水素スマートグリッドの形成など、水素を活用したクリーンなエネルギーが利用できる地域の実現に向けた取組の推進
- ❖ 道路等の基盤整備や立地企業等の土地利用転換の動きなど、周辺環境の変化を踏まえた臨海部エリアの産業の立地誘導の推進
- ❖ 多様な人材の多様な働き方・学び方を支えられるよう、企業の就労環境の向上や働きやすい地域環境の向上、様々な人材と組織の枠を越えて交流ができる仕組みや機能の導入による、「働きやすい地域」、「働き続けたい地域」づくりの推進

①臨海部ビジョンに基づく臨海部の活性化の推進

臨海部ビジョンに基づく、「豊かさを実現する産業が躍動」し、「多様な人材や文化が共鳴」された30年後の将来像の実現のための「基本戦略」に基づき、直近10年以内に先導的・モデル的に進める「リーディングプロジェクト」に取り組みます。「リーディングプロジェクト」は、第1段階（概ね1～5年目）での検討や計画策定、実証実験等を経て、第2段階（概ね6～10年目）での導入・実施に取り組みます。

【現状と課題】

- 殿町・キングスカイフロント地区は概成を迎え、ライフサイエンス分野における世界最先端の研究開発拠点が形成されています。また、2020（平成32）年に羽田連絡道路の供用開始を予定しているほか、東京都大田区の羽田空港跡地地区（第1・第2ゾーン）の整備等も進められており、殿町・キングスカイフロント地区を中心とする川崎臨海部エリアの価値や魅力はさらに高まることが期待されています。
- 川崎臨海部について、これからの日本の成長をけん引する「産業と環境が高度に調和する地域」として、持続的に発展させるため、30年後を見据えた臨海部の目指す将来像やその実現に向けた戦略、取組の方向性を示す「臨海部ビジョン」の策定を進めています（2018（平成30）年3月策定予定）。
- 石油産業を中心に業界再編の動きがあるとともに、コンビナート全体の設備老朽化が進み、土地利用の低密度化が進む恐れがあります。
- 物流施設の老朽化が進む一方、物流施設は新規施設整備の需要が高まっています。
- 今後、第4次産業革命の進展により、物流、建設等、幅広い分野において自動化、機械化といった技術革新が進展するとともに、医療、理学、工学、IT等の先端分野に加え、製造業や食品産業など様々な分野横断型・異分野融合型の研究開発によりイノベーションと成長

が実現すると想定されます。こうした状況において、川崎臨海部は、社会的困難を解決する実装の場となりながら新しい価値の創出を先導するとともに、産業の活性化や雇用の創出により市内経済、さらには周辺地域にも波及させる役割を期待されています。

○また、臨海部の将来像は、産業エリアとしてだけでなく、自然環境や暮らし、教育の機会が充足した地域を目指すことが期待されています。

【主な取組内容】

- 南渡田地区について、AIやIoT等をはじめとする研究開発及び社会実装を行う新産業創出の拠点形成に向けた検討を行います。
- 臨海部に立地する企業の競争力強化を推進するため、低未利用地の最適利用を図るための仕組みや、設備の老朽化解消や新たな設備投資を促進する制度の構築、共通インフラの再整理等に向けた検討を行います。
- 国際的な水素サプライチェーンを構築するとともに、水素発電を導入し、広域水素ネットワークや水素スマートグリッドの形成を推進します。
- 就業者向けの子育て支援施設の整備や、快適に飲食・休憩・組織を越えた交流ができる施設や仕組みの構築、就労環境の向上等により、働きたいと思う環境の充実を図ります。
- 臨海部の企業・研究機関が協力しながら、各企業だけでなく地域全体で技能継承と技能人材の育成が可能となるような教育機能を検討します。
- 臨海部の産業活動を支える人材、特に研究者や技術者等の高度人材を臨海部に呼び込む住居、空間、生活利便施設等の生活環境の整備に向けた検討を行います。
- 臨海部立地企業で構成されるNPO法人産業・環境創造リエゾンセンターや神奈川県等と連携して、川崎臨海部における資源循環や未利用エネルギーの有効活用等を推進します。

臨海部の30年後の将来像（エリア図）



臨海部ビジョンの将来像・基本戦略・リーディングプロジェクト

臨海部ビジョン

30年後の将来像

豊かさを実現する産業が躍動
多様な人材や文化が共鳴

基本戦略

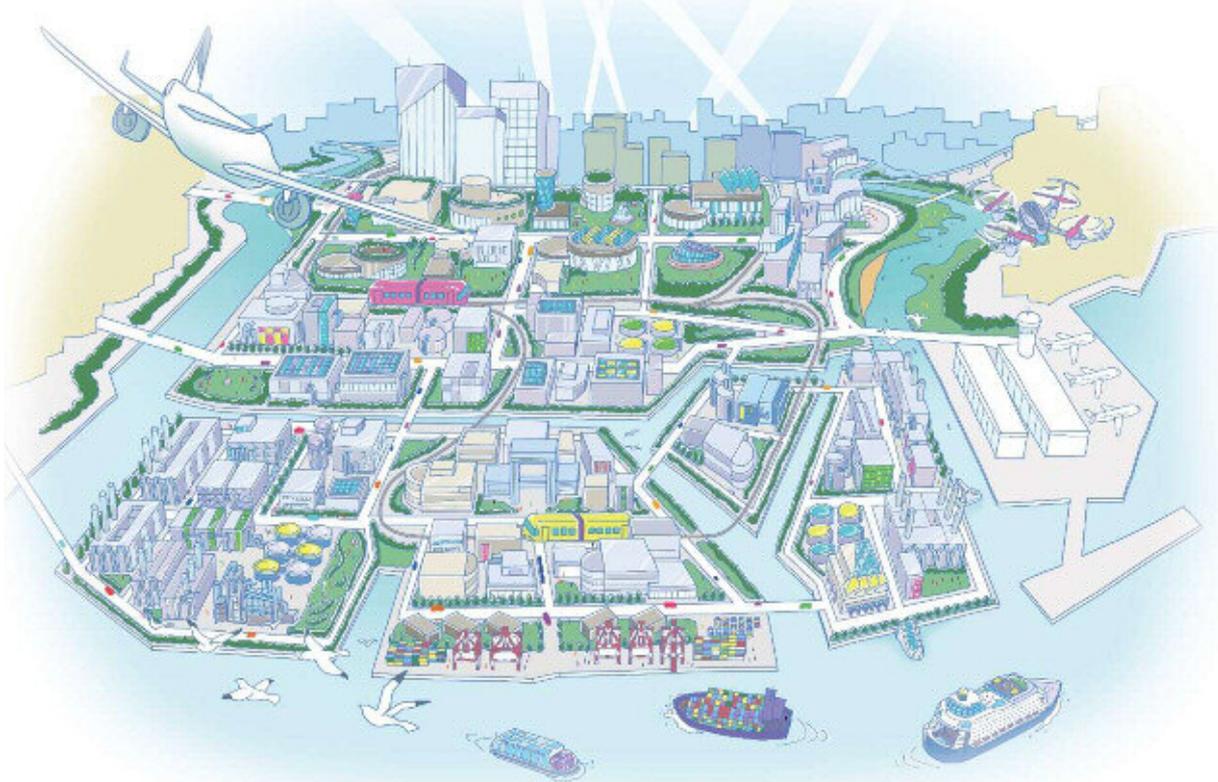
「30年後の将来像」の実現に向け、川崎臨海部が持つ可能性を最大限発揮しながら
価値の最大化を図るために、今後取り組むべき方向性を分野毎に示したもの

リーディングプロジェクト

「基本戦略」に基づき、直近10年以内に先進的・モデル的に取り組むプロジェクト



30年後の川崎臨海部のイメージ



成果指標

指標	計画策定時	現状	第1期計画期間における目標値	第2期計画期間における目標値
川崎区の従業者一人あたりの製造品出荷額	1億4,500万円 (2014(平成26)年)	1億4,527万円 (2016(平成28)年)	1億5,700万円以上 (2017(平成29)年)	1億7,000万円以上 (2021(平成33)年)

政策3 中小企業の活性化

(1) 中小企業の競争力強化

市内事業所数の約99%、従業者数の約75%を中小企業が占めており、中小企業は市内経済や市民生活の基盤であるとともに、地域の雇用を支える重要な存在です。

一方、人口構造や産業構造の変化、社会を変革するような様々な技術の進展など、中小企業を取り巻く経営環境は大きく変化し、今後もさらに大きな変化が予想されます。

こうした変化に対応するため、中小企業の技術力・製品開発力の向上や、販路拡大、新たなサービスの創出等を支援します。

5つの視点に基づく取組の方向性

オープン イノベ	次世代 技術	誰もが 活躍	オリ パラ	まちの 多様性 変化
-------------	-----------	-----------	----------	------------------

- ☒ 情報通信産業と製造業等との連携促進による、AIやIoT等の分野での先端的な取組の創出
- ☒ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催の機会を活用した市内企業等の技術力等の国内外への情報発信
- ☒ 産産連携、産学連携による新たな技術・サービス等の創出支援

①中小企業の育成

中小企業を取り巻く環境が厳しさを増していることから、経営改善や基盤強化に取り組む中小企業を支援します。

特に、川崎市産業振興財団の機能を強化し、中小企業の成長産業分野への進出や第4次産業革命対応への支援等の充実を図ります。

【現状と課題】

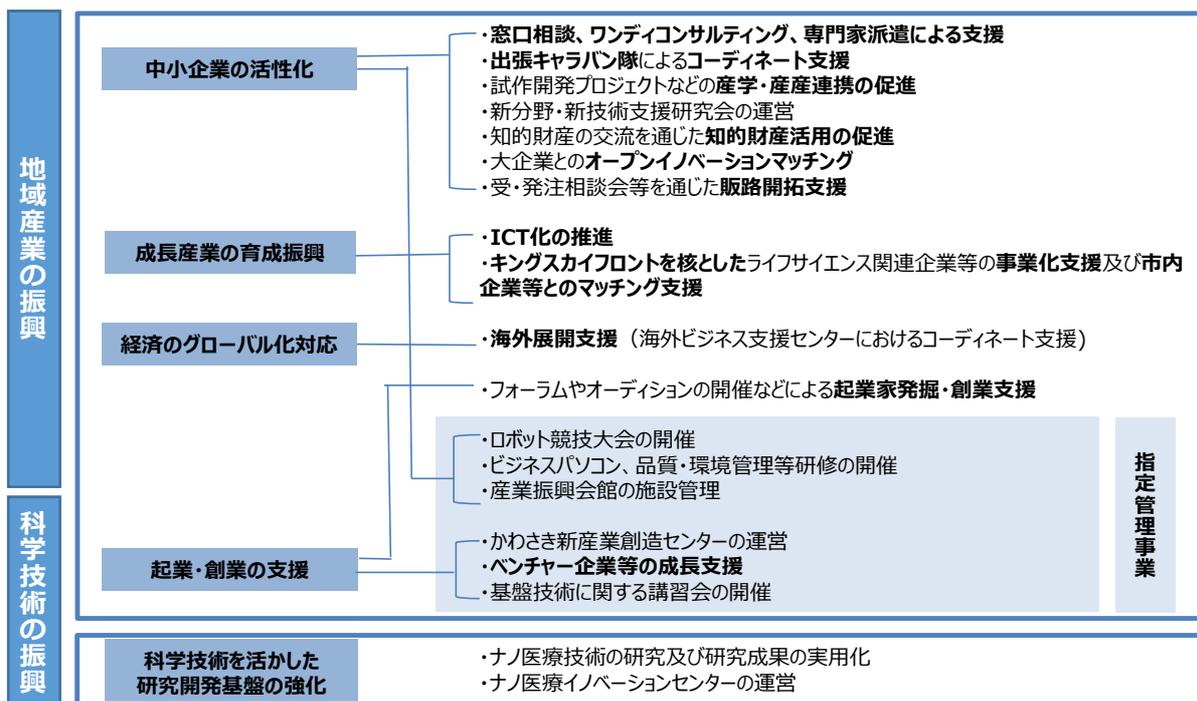
- 市内中小企業は、人材不足や設備の老朽化、販路開拓、教育・人材開発などの課題に直面しており、厳しい経営環境が続く中で、きめ細やかな中小企業への支援体制を充実させることが必要です。
- IoT、AI等の新しい技術分野や、ライフサイエンス等の成長産業分野への支援体制の充実が必要です。
- 川崎市産業振興財団や川崎商工会議所等の支援機関や金融機関等と連携し、中小企業や小規模企業の経営改善や基盤強化、創業支援、事業承継の支援等を行うことが必要です。
- 産業構造の変化の中で事業所数、従業者数が減少傾向にあるなど、経営環境が厳しさを増している市内中小製造業・建設業の経営改善や経営基盤強化が必要です。
- 人手不足の解消や労働生産性の向上、次世代技術等への対応は、製造業・商業・建設業・運輸業・サービス業などあらゆる業種の中小企業に共通する課題であることから、市内産業の振興に向け、きめ細かい支援に取り組む必要があります。

【主な取組内容】

- 中小企業の経営課題の解決を図るため、川崎市産業振興財団での窓口相談や短期の無料訪問コンサルティング（ワンデイ・コンサルティング）及び専門家の派遣等を通じて、中小企業の抱える経営課題の解決を図るとともに、企業への情報提供等を通じ、中小企業の経営基盤の強化を図っていきます。
- 川崎市産業振興会館を拠点として市内中小企業の情報発信、人材育成等を支援します。
- IoT、AI等の新技術分野や、ライフサイエンス等の成長産業分野に関する川崎市産業振興財団での支援体制の充実を図ります。
- 中小建設業者を対象とした人材育成や経営支援に関する研修会を開催するとともに、市民とのマッチングの場の提供を通じて営業のノウハウの習得と具合的な販路開拓を支援します。
- 公共・民間の建築物における木材利用促進に向けた取組と連携し、市内中小建設業の先進的木材利用技術の習得・向上や、市民との交流機会の提供を推進します。

川崎市産業振興財団の支援機能の強化

【川崎市産業振興財団の主な取組】



力強い産業都市づくりの実現に向けた中小企業の経営改善や経営基盤強化、成長産業分野への進出促進や第4次産業革命対応への支援等の充実

②中小企業の高度化

競争力の強化を目指し、新技術・新製品の開発や先端技術の習得に取り組む中小企業を支援します。

また、情報通信産業への従業者割合が全国トップクラスにある市内へのICT産業の集積の強みを活かし、汎用技術であるICTと製造業や他の産業との連携を推進します。

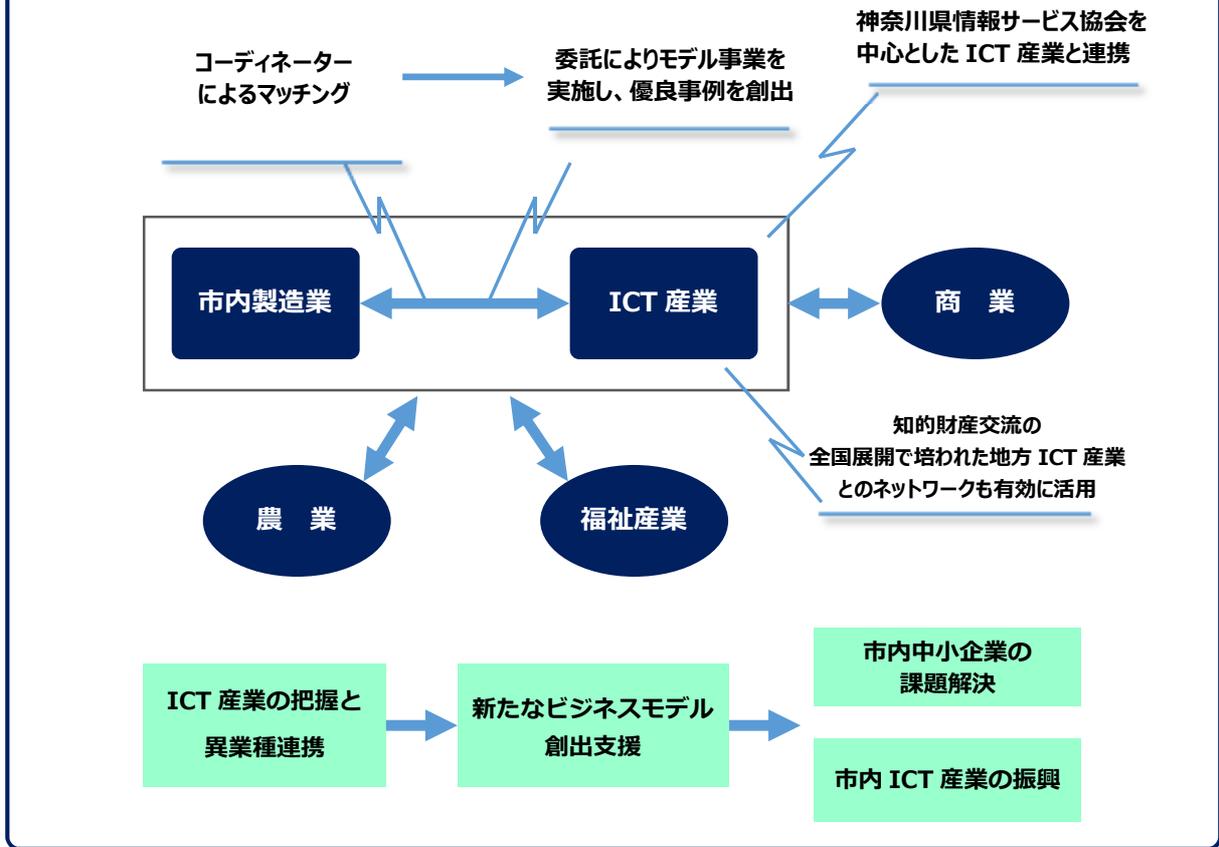
【現状と課題】

- 市内製造業は事業所数、従業者数がともに減少傾向にあり、安定した経営の継続、販路拡大、成長分野への参入促進を図る必要があります。
- 中小企業にとって、単独での研究開発はノウハウや研究環境、開発費用等の課題が大きいことから、研究資源を有する大学・大手企業等とのマッチングや、研究開発費の確保など、市内中小企業の新技術・新製品開発等を支援することが必要です。
- 市内製造業の優れた技術・製品を認定する「川崎ものづくりブランド」事業に取り組んでいますが、さらなるブランド価値の向上とともに、認定製品の情報発信や販路開拓の支援の充実を図ることが必要です。
- 市内中小企業は優れた技術力・製品開発力を有していますが、営業や情報発信に十分な経営資源を投入できないことが多いため、市内での先端技術見本市「テクノトランスファー」の開催や、大規模展示会への共同出展支援等を通じ、販路開拓や取引拡大を支援する必要があります。
- あらゆる製品がインターネットに繋がることで、これまでにない高い付加価値や新しいサービスを生み出す「IoT」の進展により、ものづくりを取り巻く環境は大きく変化しつつあります。ものづくり産業と情報通信産業が集積する本市の特徴を活かし、イノベーションの創出が図られることが期待されます。
- 「中小企業活性化専門部会」においては、施策全体の市内企業へのPR・活用促進のほか、ものづくりブランドのPRの充実や、ものづくり系企業と情報通信系企業との展示会への共同出展の実施等の意見が出されています。

【主な取組内容】

- 「川崎ものづくりブランド」の認定件数を拡大しながら、認定技術・製品のブランド価値の向上、販路拡大を図ります。市内商業施設での展示・販売イベントによる販路拡大や、行政での活用促進を進めるほか、クリエイターやデザイナーを活用し、ものづくりブランド認定技術・製品の情報発信の改善を図ります。
- 中小企業の技術力・開発力の強化は今後一層重要な課題となるため、今後成長が期待される環境・福祉・ライフサイエンス等の分野での大学等との共同での研究開発を支援します。
- ものづくり産業とICT産業が集積する本市の産業基盤を活かしたIoT等の先端技術分野での企業間の連携による技術開発を支援します。また、臨海部のコンビナートエリアや、内陸部の住宅・商業エリア、北部の農業振興地域等、本市の地理的多様性を活かし、様々なフィールドを利用したIoT分野等の実証試験を支援するなど、第4次産業革命をリードするようなイノベーションの創出を図ります。

ICT産業を核とした企業間連携による第4次産業革命分野でのイノベーションの創出



成果指標

指標	計画策定時	現 状	第1期計画期間における目標値	第2期計画期間における目標値
製造品出荷額等	4兆2,968億円 (2011(平成23)年～ 2013(平成25)年平均)	— (2017(平成29)年12月頃 に調査結果判明)	4兆2,968億円以上 (2015(平成27)年～ 2017(平成29)年平均)	4兆2,968億円以上 (2019(平成31)年～ 2021(平成33)年平均)

(2) 中小企業の操業支援

経営資源の確保が困難であることが多い中小企業を融資の実施や操業環境の保全により支援します。

5つの視点に基づく取組の方向性

オープン イノベ	次世代 技術	誰もが 活躍	オリ パラ	まちの 多様性 変化
-------------	-----------	-----------	----------	------------------

- ❖ まちの変化に伴い住宅地が拡大する傾向にある住工混在エリアを中心とした、市内中小製造業の操業環境の改善支援や、工業集積地の保全
- ❖ 創業を目指す方、特に女性や若者、シニア等への融資制度による支援

① 中小企業の経営安定

セーフティーネットとしての公的融資制度を充実させることにより、市内中小企業者の安定的で健全な経営に向けた支援を推進します。

【現状と課題】

- 市内中小企業者の経営や成長を支援するため、川崎市信用保証協会や金融機関と連携した間接融資制度を実施しています。
- 融資実績は、2008(平成20)年に発生したリーマンショックの影響による同年度の約812億円をピークに、翌年度以降減少し、2016(平成28)年度は323億円と、リーマンショック前とほぼ同水準になっています。(p63参照)
- また、2016(平成28)年2月に適用されたマイナス金利政策による市中金利低下の影響により、市の融資制度から金融機関独自の融資制度へとシフトしている傾向がみられます。
- 小規模事業者*向けの資金は全体の65%以上を占め、その割合は増加傾向にあります。
- 「中小企業活性化専門部会」においては、小規模事業者やNPO法人など、情報収集力の弱い団体等に対する情報発信の充実を図るよう求められています。

【主な取組内容】

- 大規模な経済危機や災害等による中小企業の経営悪化に対応した融資制度の整備を行います。
- 経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模事業者向け融資制度の充実を図ります。
- 起業・創業の促進を図るため、川崎市信用保証協会や日本政策金融公庫をはじめとする関係機関との連携を強化するとともに、創業者向け融資制度の充実を図ります。
- 経済情勢の動きや中小企業者等の資金ニーズを把握しながら、時勢に対応した融資制度の見直しを行います。
- 関係機関との連携やポータルサイトの活用等を推進し、小規模事業者やNPO法人等への情報発信の強化を図ります。

② 中小企業の操業環境の保全

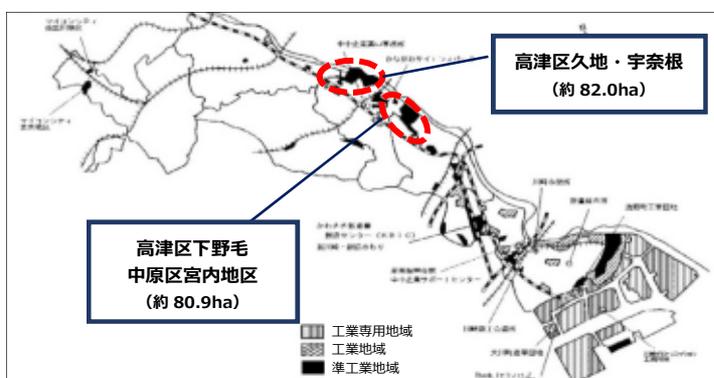
内陸部の工業系用途地域における、住民の住環境と企業の操業環境の調和を図り、市内ものづくり企業が将来にわたり市内で事業継続できる環境づくりを促進し、市内ものづくり産業の集積の維持・強化を図ります。

*小規模事業者：中小企業基本法においては「小規模企業者」を製造業その他では従業員20人以下、商業・サービス業では従業員5人以下と規定していますが、小規模な事業者は経営資源の確保が特に困難であることから、本市中小企業融資制度における「小規模事業資金」においては、その対象を「従業員30人以下(商業・サービス業は10人以下)に広げ、「小規模事業者」としています。

【現状と課題】

- 市内の多くの中小製造業が事業所の老朽化や近隣の住宅地化など立地上の課題を抱えています。また、市内には工業系の用地が非常に少なく、希少な工業系用途地域においても、工場跡地は住宅地化し、工場を操業できる場所が減少する傾向にあります。

住工混在が進展する中原区宮内・高津区久地・宇奈根・下野毛地区



内陸部の工業系地域は工場跡地が住宅に転用される傾向にあり、住工混在が進展

- 廃業、移転等で空いた工場跡地に市内外の成長意欲の高い事業者を立地誘導するとともに、市内で操業する事業者が近隣の住環境との調和を図るために操業環境の改善に取り組むことを支援することにより、企業間ネットワークの活性化を促進し、工業集積地としての機能や強みを向上させ、本市のものづくり機能の集積・維持・強化を図ることが必要です。
- また、道路整備等のまちの変化により移転が必要となる製造業者等の市内での継続操業を支援していく必要があります。

【主な取組内容】

- 市内中小製造業の操業環境の改善（防音・防振・脱臭対策等）や、市内工場跡地等への市内外の成長意欲の高い中小製造業者の立地促進を支援します。
- 製造業者等と地域住民との交流の場（オープンファクトリー等）を設け、企業の操業に対する理解の促進を図るとともに、子どもたちや若い家族のものづくりへの関心の醸成を図ります。



高津区久地・宇奈根地区の町工場でのオープンファクトリー

- 不動産事業者等との連携による物件情報の提供を行い、まちの変化によって移転が必要となる事業者の市内での継続操業を支援します。
- 工業集積地に立地する企業の状況を把握し、課題やまちの変化に対応した支援に取り組みます。

(3) 中小企業の成長促進

国際競争の中で厳しい事業環境に置かれている中小企業の活性化を図るため、大企業や大学・研究機関等の知的財産を活用するオープンイノベーションや、クリエイターやデザイナーなどの専門家の視点を取り入れた事業展開を促進します。

5つの視点に基づく取組の方向性

オープンイノベーション	次世代技術	誰もが活躍	オリパラ	まちの多様性・変化
-------------	-------	-------	------	-----------

- ❑ 知的財産交流の大企業・中小企業連携、他都市連携の推進による、オープンイノベーションネットワークの拡大
- ❑ 市内事業者とクリエイター・デザイナーとの連携の推進
- ❑ クリエイターやデザイナーの活躍の機会の増大を通じた、在宅で働く女性の就業を支援

①新分野への進出支援

大企業や大学、研究機関等が保有する知的財産の中小企業への移転を推進し、中小企業の新技術・新製品開発を支援します。

また、2018（平成30）年3月に改定予定の「川崎市知的財産戦略」に基づき、「知的財産交流活動」を他の都市にも広げ、知的財産の全国ネットワークを構築、拡大し、マッチング成立、製品化の増加を図ります。

クリエイター・デザイナーの活用による事業者の課題解決を支援します。

【現状と課題】

- 大企業や大学、研究機関等が保有する知的財産と市内の中小企業が持つ優れた技術をつなぐための交流会「知的財産交流会」の開催を通じ、企業間連携や産学連携による新事業の開発プロジェクトを創出します。
- これまでに「知的財産交流会」に参加した大企業は26社、マッチング成立件数は29件に上り、うち20件が製品化されています。（2017（平成29）年11月現在）
- 地元中小企業との顔の見える関係を活かした知的財産のマッチングの支援事業は、「川崎モデル」と呼ばれて他の都市からも注目を集め、ネットワークの拡大が進んでおり、市域を越えた知的財産のマッチング事例も生まれています。

【広域連携によるマッチング事例】



クリーンルームや現場事務所に活用可能な「コンポルーム」（長野県岡谷市の企業の例）

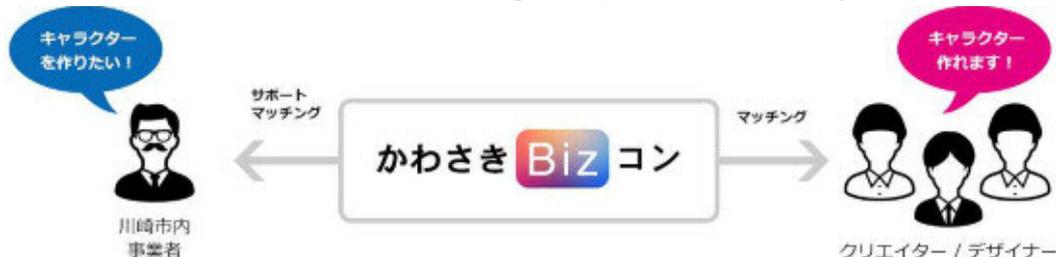
（株）イトーキが持つ大型の書庫などで使用する鋼製部材の連結を低コストかつ簡単な構造で実現する技術を活用



椅子からの立ち上がりをアシストする「起立補助椅子」（宮崎県延岡市の企業の例）

（株）イトーキが持つ起立時と着座時とで座面を押し上げる力が自動的に切り替わる技術を活用

○市内には高度な技術や特色ある製品・サービスを提供する事業者が多数立地していますが、それらを有効に活用・発信できていない事例も多数存在していることから、クリエイターやデザイナーなどの専門家の視点を取り入れた事業展開を推進するため、マッチングのプラットフォーム「かわさき Biz コン」の運営を行っています。



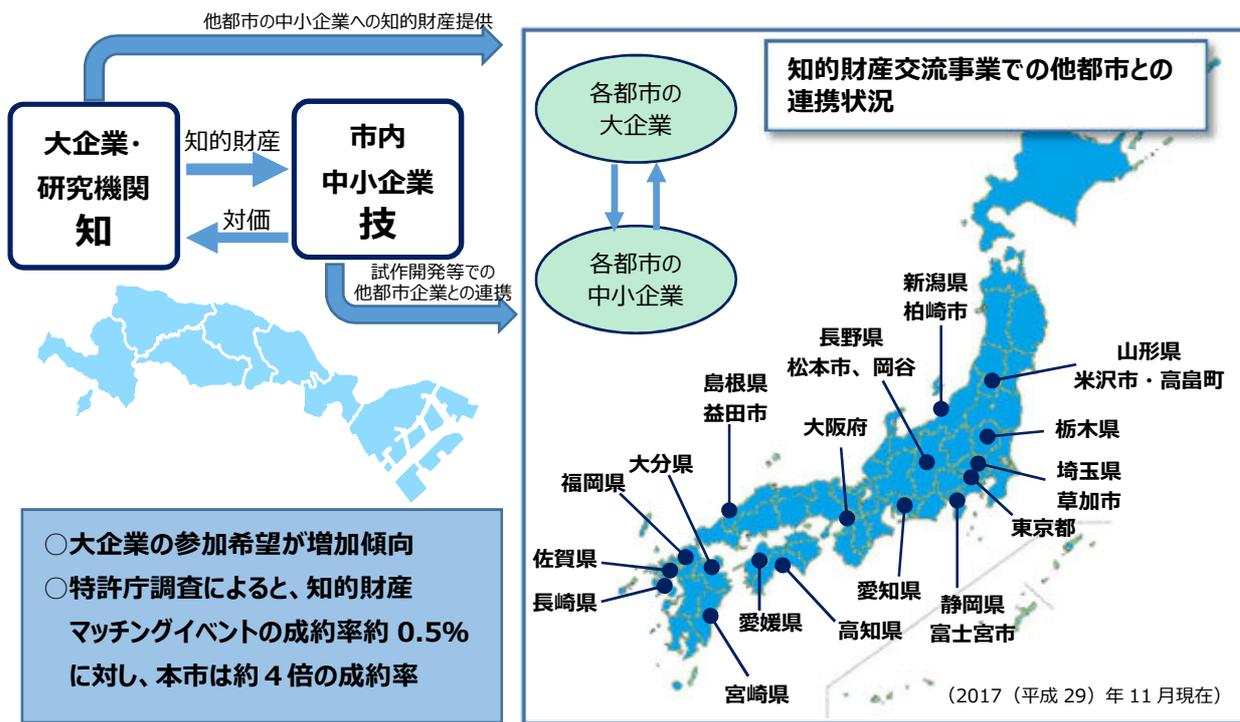
【主な取組内容】

- 大企業や大学、研究機関が保有する知的財産と市内中小企業が持つ優れた技術のマッチングを図り、企業間連携や産学連携による新事業の開発プロジェクトを推進します。
また、マッチング成立後の事業化、市場化支援を行い、新技術・新製品創出を推進します。
- 知的財産交流のネットワークを全国各地に広げ、マッチング成立、事業化の拡大を図るため、地方のコーディネーターや自治体・支援機関職員等の間接支援人材の人材力強化支援を行うとともに、人材交流のプラットフォームの構築に取り組みます。
- 2018（平成30）年3月に改定予定の「川崎市知的財産戦略」では、新たな視点として、他の自治体や金融機関と連携し、「知的財産交流活動」を全国規模で広げ、マッチング機会の拡大を図るとともに、中小・ベンチャー企業が保有する知的財産を大企業と連携して事業化するなど、オープンイノベーションの促進を図ります。
- 事業者のクリエイター・デザイナー活用に向けたきっかけづくりとなるセミナーの開催や、事業者の課題解決に資するクリエイター・デザイナーとのマッチング等を行います。

成果指標

指標	計画策定時	現 状	第1期計画期間における目標値	第2期計画期間における目標値
知的財産交流会におけるマッチングの年間成立件数	4件 (2014(平成26)年度)	3件 (2016(平成28)年度)	4件以上 (2017(平成29)年度)	4件以上 (2021(平成33)年度)

各地へ広がる知的財産交流ネットワーク



知的財産交流の新たな展開

大企業と市内中小企業との連携の発展

- 大企業の研究開発場面での試作開発と市内中小企業とのマッチングを行う試作開発型オープンイノベーションを推進
- 知的財産交流会に参加している大企業同士のコラボレーションを推進
- 中小・ベンチャー企業が保有する知的財産を大企業と連携して事業化

他都市との連携の拡大

- 地方のコーディネーターや自治体・支援機関職員等の間接支援人材の人材力強化支援
- 人材交流のプラットフォームを構築
➔市内企業と各都市の企業とのマッチング成立件数、事業化件数を拡大

政策4 市民生活を支える産業の振興

(1) 魅力と活力のある商業地域の形成

魅力と活力のある商業地域の形成により地域価値を高めるほか、商業者が付加価値の高く競争力のある商品を生産できるような支援をします。

5つの視点に基づく取組の方向性

オープン イノベ	次世代 技術	誰もが 活躍	オリ パラ	まちの 多様性 変化
-------------	-----------	-----------	----------	------------------

- ❑ 事業者、商業関連団体、消費者等とのコミュニティ形成による、商業の振興
- ❑ 様々な技術やツールを活用した、商店街の魅力の発信
- ❑ 安全・安心な商店街づくりにより高齢者・障害者・子育て世代など多様な利用客への対応
- ❑ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を好機と捉え、外国人観光客へ商品・サービスを提供
- ❑ 地域・まちの変化に伴う新たな魅力を活かした商業地域を形成

①商業地域の形成

魅力と活力のある商業地域の形成や、付加価値が高く競争力のある商品の供給により、商業の活性化を図ります。

商店街の整備による安全・安心な商業空間の提供や、商店街イベント事業等への支援により、まちの魅力を高めます。

【現状と課題】

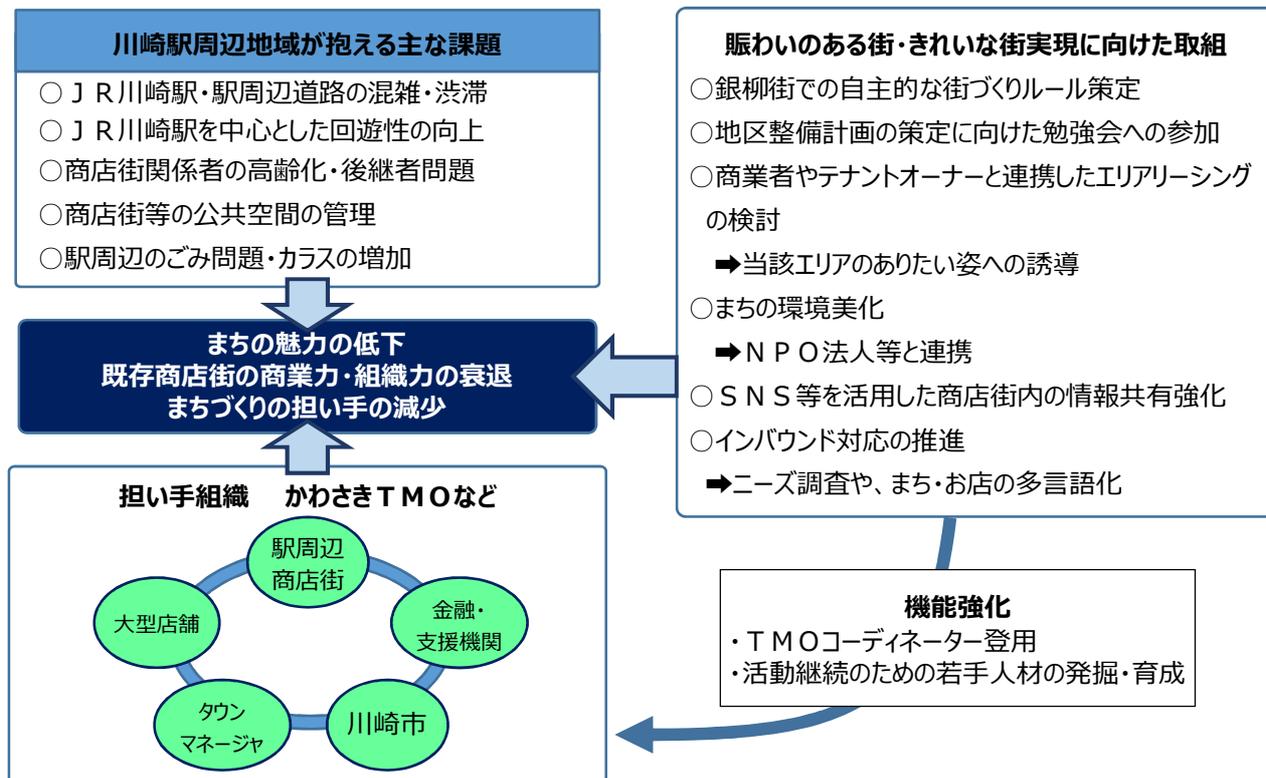
- 大規模施設や商店街を一体的に捉えた魅力的な商業地域エリアを形成するとともに、地域ごとの特徴を踏まえた商業活性化策を展開してきましたが、経営者の高齢化や後継者不足等により、市内商店数が減少傾向にあります。
- 川崎駅周辺の開発動向による商業を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、「かわさきTMO」の機能・役割を再検討するとともに、まちづくりの視点も導入し、魅力ある商業地域の形成を図ることが必要です。
- 商店街の活性化には、空き店舗に新たな魅力ある店舗が開業し、商店街やまちの風景、人の流れを変える新しい風が吹き込まれることが大変重要です。
- 商店街の魅力を高めるため、商店街が行うイベント事業等を支援し、さらなる集客と賑わいの創出を図ることが必要です。
- 「中小企業活性化専門部会」においては、安全・安心の商店街・まちづくりの取組に加え、「魅力あるまちづくり」の観点を加えることが求められています。また、市内の商店街同士の連携も求められています。

【主な取組内容】

- 川崎駅周辺における集客や回遊性の向上、賑わいの創出のため、地元主体のイベント事業等に対する支援を行います。
- 川崎駅周辺で抱える様々な課題について、庁内を横断して総合的な検討を行うために設置した「川崎駅周辺課題検討会議」においても、関係者と連携しながら、まちづくりの視点も取り入れた周辺環境の改善を図り、イメージアップや回遊性向上等による魅力あるまちの形成に取り組めます。
- 防犯カメラの設置や街路灯のLED化など、商店街の機能向上を支援するとともに、商店街のイベント実施や施設整備など、商店街の魅力向上を支援します。

- 空き店舗を活用した新規開業者への支援や個店に対する支援の充実を図ります。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、川崎駅周辺のインバウンド対応を進めます。
- 商業振興ビジョン（2009（平成 21）年度策定）の策定から 10 年が経過することから、2019（平成 31）年度に「（仮）川崎市商業振興計画」を策定します。

川崎駅周辺の集客や回遊性の向上、賑わいの創出



市内商店街の魅力向上の支援

地域団体と連携し、交流促進やにぎわい創出を目的とした商店街のイベント等の実施を支援

【これまでの支援イベントの例】



さぎ沼さくら祭り



民家園商店会夏祭り



しんゆりマルシェ

成果指標

指標	計画策定時	現状	第1期計画期間における目標値	第2期計画期間における目標値
小売業年間商品販売額	9,838 億円 (2014(平成26)年度)	— (2017(平成29)年12月頃に調査結果判明)	1兆円以上 (2017(平成29)年度)	1兆円以上 (2021(平成33)年度)
市内商店街で行われる新たな顧客の創出や商店街の回遊性を高めるイベントの開催数 [※]	—	17回 (2016(平成28)年度)	—	22回以上 (2021(平成33)年度)

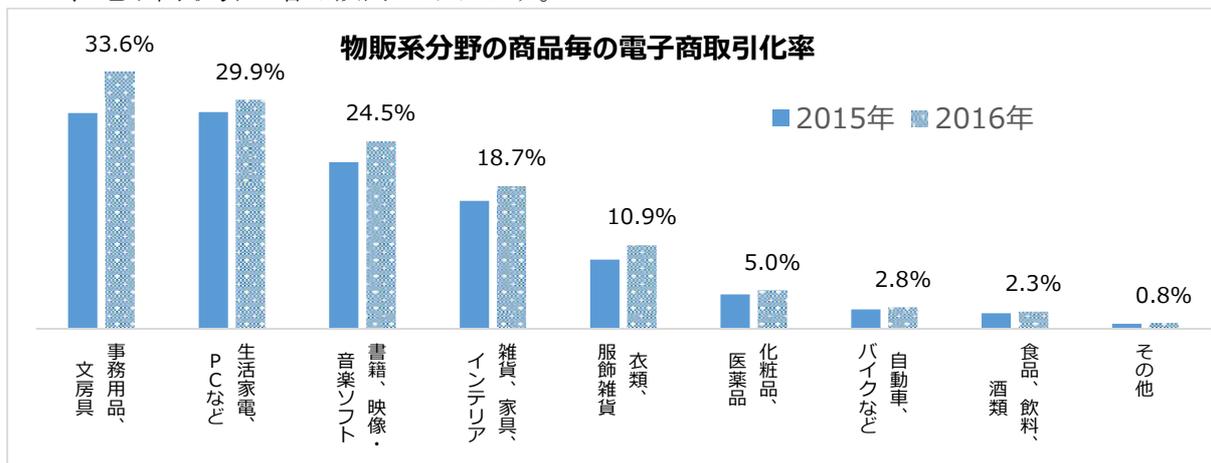
※第2期計画から新たに設定した成果指標です。

②商業の振興

商業ネットワークの構築や、効果的な商店街振興、魅力ある個店の創出等により、地域価値を高める商業地域を形成します。

【現状と課題】

- ライフスタイルの変化等による消費者ニーズの変化や商業形態の多様化など、大きく変化する社会情勢や商業を取り巻く環境への対応が必要です。特に近年は物販系の分野において、電子商取引が増加傾向にあります。



(出所) 経済産業省資料から作成

- 商業の活性化には、事業者(団体)の意欲やアイデアによる新たな連携・協働や、先進的かつ意欲的な事業及び魅力あふれる個店の創出が必要です。
- 商業エリアごとに状況が異なることから、各エリアの課題を的確に捉えることが必要です。そのため、商店街を中心とするエリアが抱える課題の解決を目指し、情報提供や助言指導を行う専門家「エリアプロデューサー」を派遣するほか、「商店街出張キャラバン隊事業」により、市内商店街等を訪問・支援してきました。
- 「中小企業活性化専門部会」においては、エリアごとの差別化を図り、個性を打ち出すことが求められています。

【主な取組内容】

- 「街バル」や「まちゼミ」の開催などを通じ、電子商取引では体験できない、地域や個店の個性や多様な魅力を発信し、消費者が地域や個店を認知する機会、来訪する機会を創出します。



鷺沼商店会でのまちゼミ「寄せ植え作り」



登戸駅前商店会での街バルイベント

- 地域のイメージアップを図るため、魅力あふれる個店の創出に取り組みます。
- 事業者のネットワークを構築し、成功事例の共有を目指します。
- 市内の優れた名産品を掘り起こし、広く市内外に紹介、PRするとともに、川崎のイメージアップを図るため、名産品フェア「Buy かわさきフェスティバル」を開催します。
- 川崎市商店街連合会の機能強化を目指し、活動を支援します。

(2) 都市農業の活性化と都市農地の活用

本市農業は生産者と消費者の距離が近く、直売中心の農業が行われているほか、都市農地は農業体験の場や良好な景観の形成など様々な機能を有し、市民にとって有益な役割を担っています。

さらに、2015（平成27）年4月に成立した「都市農業振興基本法」に基づき翌年5月に国の策定した「都市農業振興基本計画」では、都市農地は従来の「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」とされ、さらに、2017（平成29）年6月には生産緑地法の改正により、生産緑地の面積要件緩和など、都市農地の保全に資する法改正が行われ、都市部の農業振興を図る上で大きな追い風になっています。

こうした都市農業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、川崎の農業を次世代に引き継ぐための取組を行います。

5つの視点に基づく取組の方向性

オープン イノベーション
次世代 技術 活躍
誰もが オ
リ
まちの 多様性
変化

- ❑ まちの変化に対応した持続的・自立的な都市農業経営の確立
- ❑ 市民・企業・大学・福祉団体等の多様な主体との連携による、新たな農業価値の創造
- ❑ 多面的機能を有する都市農地の保全・活用と市民への理解促進
- ❑ 地域と連携した農業振興地域等の活性化の推進

①多面的な機能を有する農地の保全と活用

新鮮な農産物の供給だけでなく、防災空間の確保や良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験の場の提供など、多面的な機能を発揮してきた市内農地を保全・活用していきます。

【現状と課題】

○都市農地は、2016（平成28）年に閣議決定された「都市農業振興基本計画」により、「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと位置づけが大きく変化しました。市内農地は、減少傾向にありますが、農業生産機能だけでなく、景観機能、防災機能、レクリエーション機能など、多面的な機能を有しており、市内の農地の保全・活用の重要性は高まっています。

【都市農業・農地の多面的価値の例】



農業生産



環境保全



レクリエーション



防災



教育



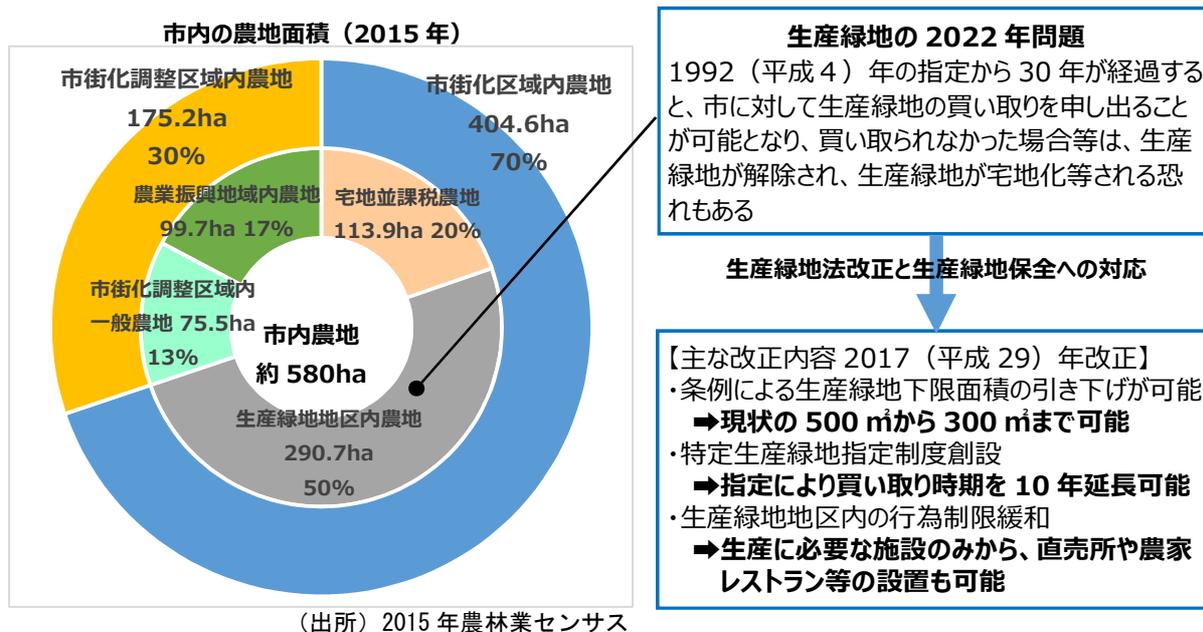
景観形成



歴史・文化の継承



生物多様性



- 市内の農地面積の約5割を生産緑地が占めていますが、1992（平成4）年の生産緑地法に基づく生産緑地指定から営農継続義務期間の30年が経過する2022（平成34）年以降は、生産緑地を取り巻く環境が大きく変化することが予測されます。都市農地を保全する観点から、2017（平成29）年に生産緑地法等が改正され、条例制定による生産緑地の下限面積の引き下げが可能となり、併せて生産緑地と同様の税制優遇等の10年間延長が可能となる「特定生産緑地」制度が創設されたため、新たな対応の検討が必要です。
- 生産緑地の下限面積を引き下げることで、これまで指定できなかった規模の市街化区域内農地についても指定することが可能となり、より多くの都市農地の保全を図ることができます。また、「特定生産緑地」に指定することで、より多くの生産緑地を残すことができます。
- 今後長年にわたり農業上の利用を確保すべき土地は、農業振興地域内農用地区域に指定されており、指定用途以外の利用は認められないという制限があります。このため、農用地区域内農地等における指定用途以外の不適切な利用の是正指導を行っていく必要があります。

【主な取組内容】

- 営農生産状況や立地状況など、生産緑地の状況調査を行います。また、生産緑地への直売所や農家レストランの設置を支援するなど、生産緑地を活用した農業生産機能の向上を支援します。
- 災害時における市民の安全確保等を図るため、市民防災農地の募集・登録、及び市民への普及啓発を図ります。
- 農業振興地域の黒川地区においては、地域と連携した取組を引き続き実施するとともに、農と環境を活かしたまちづくりを推進します。
- 農業振興地域の岡上地区においては、グリーン・ツーリズムの推進による観光農業等の普及啓発に取り組みます。
- 農業振興地域の早野地区においては、地域と連携した協働事業を引き続き実施するとともに、農業経営のモデル事業の実施に取り組みます。



黒川地区のサツマイモ畑を
活用した収穫体験



岡上地区のブルーベリー観光農園



早野地区の野菜マーケット

- 農業振興地域内農用地区域における農地の不適切な利用については、神奈川県・神奈川県警察・市関係部局での情報交換、連携等を図りながら是正に向けた指導を行っていきます。
- 農業振興地域での遊休農地を解消し、認定農業者等の農業経営改善等を図るため、農地の利用集積を推進します。
- 都市農地の保全を図るため、新たな農業委員会制度の下で活動を開始した農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化（農地賃借の促進、遊休農地の発生防止等）の取組を推進します。

成果指標

指 標	計画策定時	実績値	第1期計画期間 における目標値	第2期計画期間 における目標値
生産緑地の年間新規指定面積	12,000 m ² (2014(平成 26)年度)	10,528 m ² (2016(平成 28)年度)	12,000 m ² 以上 (2017(平成 29)年度)	12,000 m ² 以上 (2021(平成 33)年度)
防災農地の年間新規登録数	7 か所 (2014(平成 26)年度)	11 か所 (2016(平成 28)年度)	8 か所以上 (2017(平成 29)年度)	8 か所以上 (2021(平成 33)年度)

②持続的な農業経営の推進と創造

消費者が身近にいる都市的立地を活かし、農業経営の安定化・高度化に向け、市内農家を支援します。

経営改善に向けた認定農業者を育成・確保するほか、就農間もない新規就農者等への技術支援や農業者同士のネットワーク作りへの支援を行います。

また、JAセレサ川崎、企業、大学等の多様な主体を抱える川崎で、農業者が多様な主体と出会い、連携することによって、両者の持つ強みを発揮し、川崎らしい都市農業が生まれ、展開、発展していくことを推進します。

【現状と課題】

- 市内農家の経営力を向上させるためのけん引役として、経営感覚に優れた認定農業者の確保・育成を推進していくことが必要です。
- 農業の担い手を確保・育成するため、技術的な支援だけではなく、青年農業者団体や女性農業者団体などの活動、ネットワークづくりを支援していくことも重要です。
- 農業の担い手の高齢化や減少に対応し、農業経営を安定的に継続するため、援農ボランティアの育成や、ボランティア団体間の連携を支援するなど、ボランティアの利用促進に向けた支援が必要です。
- 国では、関係法令等に定められた点検項目に沿って、各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行う「農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）」の普及、拡大を推進しています。評価に基づいて農作業等の改善を行うことで、コスト低減や品質向上など経営改善に貢献し、生産性向上や農業所得増大に繋がることも期待されます。
- 高齢化の進展と担い手の減少による労働力不足、生産性の低下を解消するとともに、付加価値の高い農産物や地域特産物の生産や加工等による、農業経営の高度化を実現するため、次世代技術の活用等をはじめとした、多様な主体との連携を進めることが必要です。
- また、市内農家が生産性や安全性の高い生産技術を習得できるよう、農業技術支援センターが試験・研究環境の整備を行い、技術指導の充実や技術普及の促進に取り組むことが必要です。
- 農業振興地域の農業生産基盤について、経年劣化に対応する整備が必要です。

市内農業者の経営上の主な課題

- 担い手・後継者の育成
 - ➡市内販売農家の平均年齢 64.4 歳
(2015 年農林業センサス)
- 農業者の農業収入増大
 - ➡年間 600 万円超の農業収入を得ている世帯は全体の約 8 %程度
(2012 (平成 24) 年川崎市農業実態調査)
- 農業生産基盤の維持・管理
 - ➡農業振興地域内における農業用施設等の老朽化
(昭和 40~50 年代に整備)
- 新たな視点での活性化
 - ➡多様な主体との連携等による、川崎らしい新たな農業価値の創造



【主な取組内容】

- 農業者に対して、認定農業者制度のPRと農業経営改善計画の策定支援を行い、認定農業者の増加を図ります。さらに、認定農業者に対しては、経営改善の取組に対する相談や、農業経営の高度化に資する農業用施設への補助の実施など、重点的な支援を推進します。
- 食品安全や環境保全、労働安全等への理解を深めるため、農業者に対する普及啓発を図ります。
- 生産性や安全性の高い生産技術の習得を目指す農業者を支援するため、農業技術支援センターを中心に、研究環境の整備や技術指導体制の確保に取り組むとともに、援農ボランティアの育成・支援を行います。
- 農業振興地域内の老朽化した農業用施設等について、ストックマネジメントの手法を取り入れ、計画的な調査・補修や長寿命化を図ります。
- 多様な企業・機関・団体等が集積する川崎の強みを活かし、企業・大学・地域・福祉団体等との連携を推進し、新たな農業価値の創造を推進します。
- 多様な主体が連携を図る場として「都市農業活性化連携フォーラム」を開催・運営するとともに、連携を先導するモデル事業を実施し、市内農業者への普及・展開を図ります。

成果指標

指標	計画策定時	現 状	第1期計画期間における目標値	第2期計画期間における目標値
認定農業者累計数	25人 (2014(平成26)年度)	36人 (2016(平成28)年度)	30人以上 (2017(平成29)年度)	40人以上 (2021(平成33)年度)
援農ボランティアの累計活動日数	400日 (2014(平成26)年度)	413日 (2016(平成28)年度)	440日以上 (2017(平成29)年度)	520日以上 (2021(平成33)年度)

③農業への理解促進

地域にとって有益な農地の多面的機能について、地域全体で都市部の農地を支え、地域と共存共栄できるように、市民が農業に触れる機会の充実を図ります。

【現状と課題】

- 地域住民の農業に対する理解を促進するためには、農地の持つ多面的な機能をPRすることが必要です。
- 「農」に触れ合う機会を望む多くの市民ニーズに対して、農業イベントの実施や体験型農園をはじめとした市民農園等の増加が必要です。
- 「生産緑地法」等の改正により、生産緑地内での農産物直売所や農家レストランなどの設置が可能となり、市民が農業に触れる機会、場の広がりが期待されることから、関係者への丁寧な制度説明が求められます。
- これまでの市内産農産物の小学校給食への提供に加え、2017（平成29）年度の中学校完全給食の開始により、子どもたちが市内産農産物に触れる機会がさらに増加することが見込まれます。



花と緑の市民フェア



地域交流農園での収穫祭



ファーマーズクラブの農体験

【主な取組内容】

- 多様な媒体や農業イベント等を通じ、農地の多面的機能のPRを推進します。
- 農業者等との連携により、体験型農園をはじめとした市民農園等、農業体験の機会提供や、農業イベントの開催など、市民が「農」にふれる場づくりを推進します。
- 小・中学校給食への食材供給やJAセレサ川崎等と連携した食農教育等を通じ、次世代を担う子どもたちの農業に対する理解を促進します。

成果指標

指 標	計画策定時	現 状	第1期計画期間 における目標値	第2期計画期間 における目標値
市民農園等の累計面積	73,790 m ² (2014(平成 26)年度)	98,961 m ² (2016(平成 28)年度)	78,000 m ² 以上 (2017(平成 29)年度)	105,000 m ² 以上 (2021(平成 33)年度)

(3) 市民への安全安心な食料品等の供給

卸売市場の開設により、野菜や果物、魚介類などの生鮮食料品等を、安全・安心、適正な価格で安定的に供給します。

また、計量の安全・安心を確保するため、はかりや計量器の定期検査を行うとともに、商品量目や有効期間のある特定計量器の立入検査を行います。

5つの視点に基づく取組の方向性

オープン イノベーション
次世代 技術 活躍
誰もが オ
リ
ま ち の
多 様 性
変 化

- ❑ 卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者と一体となり、卸売市場を運営
- ❑ 市場を取り巻く環境の変化に対応し、消費地に立地した広域的市場としての北部市場と地域密着型市場としての南部市場の実現
- ❑ 計量制度におけるIoT等の技術革新への対応

①安定的かつ効率的な生鮮食料品等の供給

市場を取り巻く環境が厳しさを増す中で、国の法改正の動向を注視しつつ、2014（平成26）年度から指定管理者制度を導入した南部市場を含めた本市卸売市場において、社会環境の変化に応じて市民に生鮮食料品等を安定的に供給するという機能を将来的にも維持し、持続させるための検討を進めます。

【現状と課題】

- 消費者ニーズの変化や市場外流通の増加などに伴い、卸売市場の取扱高は減少していますが、卸売市場は、生鮮食料品等の流通を担う基幹的な社会インフラとして、市民に生鮮食料品等を安定的かつ効率的に供給するなど、重要な社会的役割を果たしていることから、このような社会インフラとしての機能を維持・持続していく必要があります。
- 本市は、2016（平成28）年2月に「川崎市卸売市場経営プラン」を策定し、2016（平成28）年度からはその具体化に向けた検討を進めてきました。国の動きとしては、2016（平成28）年1月の第10次卸売市場整備基本方針において、市場の機能・役割の強化・高度化が示されましたが、同年9月の規制改革推進会議以降、中間流通の抜本的合理化として市場取引規制の緩和の検討が進むなど、卸売市場を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした状況の変化を注視し、今後の取組を進めていく必要があります。
- 南部市場については、現指定管理者の指定期間が2018（平成30）年度までであることから、2019（平成31）年度以降の持続可能な経営体制の確保について検討を行うことが必要です。

【主な取組内容】

- 卸売市場法改正が与える影響を注視しながら、消費者のニーズに合った商品を安定的に供給するという卸売市場の基本機能を強化するほか、将来に向けて市場機能を発揮し続けていくよう取組を進めます。
- 食の安全・安心と食文化に関する取組を強化するほか、循環型社会形成に資するエコ市場を目指します。
- 卸売市場は、市民への生鮮食料品等の安定的な供給を担う重要な役割を有しており、災害時等の緊急事態においても、その機能を維持し、被災した場合でも早期に機能回復することが求められていることから、平時から災害発生時を見据えた取組を進めます。

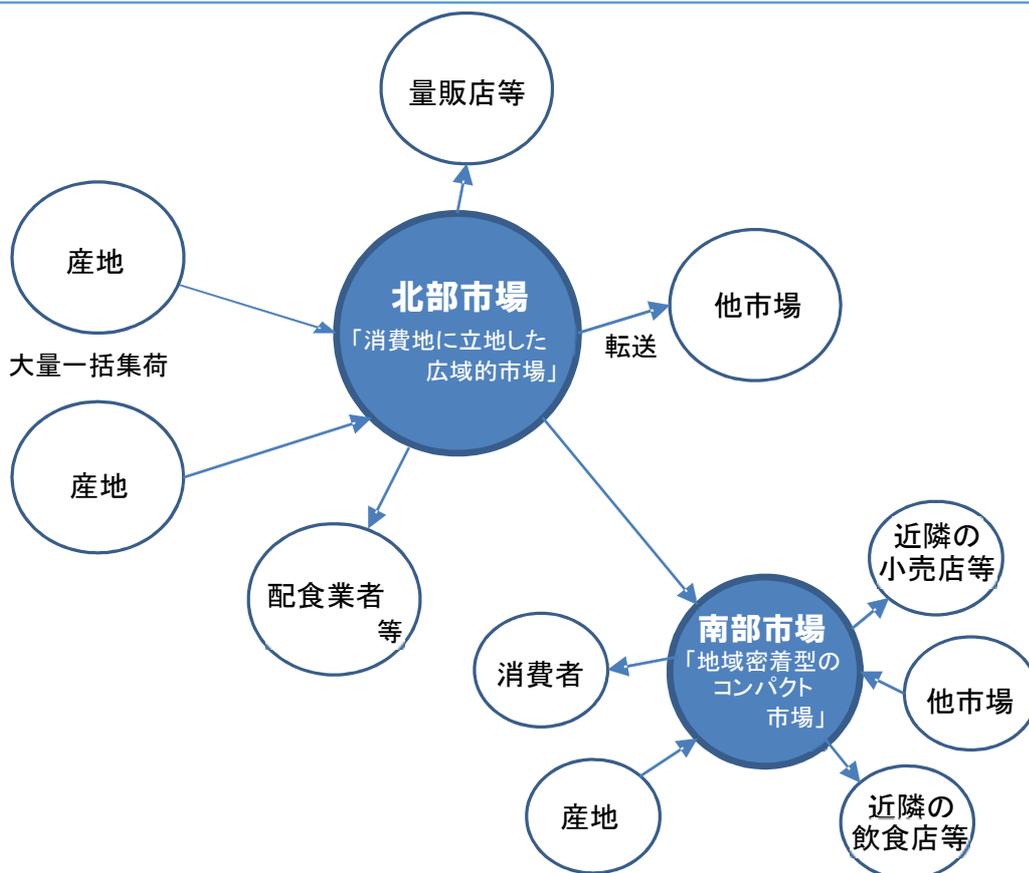
卸売市場の将来ビジョン

北部市場「消費地に立地した広域的市場」

実需者（飲食店や量販店などの小売業者）や消費者との距離が近い消費地市場として、今後人口増加が見込まれる開設区域内を中心に生鮮食料品を供給する役割を果たすとともに、広い敷地や交通網の良さを活かし、卸売市場が少ない広域への物流拠点機能も果たす市場を目指す。

南部市場「地域密着型のコンパクト市場」

北部市場より川崎の中心市街地に近い立地特性を活かし、市民の食生活を支えるとともに、食や花等の文化の発信拠点としての「地域密着型市場」を目指す。



成果指標

指標	計画策定時	現 状	第1期計画期間における目標値	第2期計画期間における目標値
市場の年間卸売取扱量	151,433t (2014(平成26)年)	133,290t (2016(平成28)年)	151,433t 以上 (2017(平成29)年)	151,433t 以上 (2021(平成33)年)



北部市場 せりの様子



北部市場 関連朝市の様子

②計量の安全・安心の確保

産業活動や社会生活に大きな関わりを持ち、生産から物流、消費に至るあらゆる分野で重要な役割を果たす計量の安全・安心を確保するため、はかりや計量器の検査を行います。

また、計量器使用事業所の自主計量管理の推進や計量知識の普及啓発に取り組みます。

【現状と課題】

- 計量は、産業経済の発展はもとより、生活環境の改善にとっても基礎となっており、適正な計量の実施を確保することが必要です。
- 技術革新により高精度化した特定計量器の検査に対応するため、JIS化された新技術の知識習得や質量校正等の技術レベルの向上のほか、特定計量器の定期検査を行うに際し、指定定期検査機関や同じ機関を指定する他都市との連携を密にして、適切に計量管理を推進する必要があります。
- 電力量計でのスマートメーター化の進展をはじめ、計量器の次世代技術への対応は今後ますます進展すると想定されるとともに、家庭生活や生産現場での計量データのビッグデータとしての活用による新たなビジネスモデルの創出など、第4次産業革命の到来による環境の変化への対応を研究することが必要です。

【主な取組内容】

- 計量法に基づき、取引や証明に使用している「はかり」の正確さを保つための定期検査や、商品量目立入検査、有効期間のある特定計量器の立入検査を行います。
- 適正計量管理事業所の指定に向けた計量器使用事業所への指導のほか、講習会の開催等を通じ、計量管理を推進します。
- 小学生等を対象とした計量教室の開催等により、計量知識の普及啓発を図ります。
- 第4次産業革命の到来による計量行政を取り巻く環境の変化への対応を行います。



立入検査（商品量目立入検査）



計量の普及・啓発（夏休み計量教室）

（４）市民の安全安心な消費生活の確保

近年、消費者を取り巻く社会情勢は、超高齢社会の到来、高度情報化社会、国際化の進展等によって大きく変化しており、本市の消費生活相談件数は増加傾向にあります。

消費者トラブルから市民の消費生活の安全を守るため、消費生活相談体制を充実・強化するとともに、消費者の自立に向けた効果的・効率的な啓発活動を実施します。

5つの視点に基づく取組の方向性

オープン イノベーション 次世代 技術 活躍 パ 誰もが オ リ まちの 多様性 変化

- ✦ 消費者団体、警察、介護・福祉関係者、金融機関等様々な主体との連携による安全な消費生活の確保
- ✦ 次世代技術の進展に伴う消費者トラブルの増加に対応した消費者相談の推進

①消費者被害の救済

相談窓口の設置により、複雑化・多様化する消費者問題に適切に対応します。

【現状と課題】

- 商品やサービスの形態や販売方法などが複雑かつ多様化していることから、消費生活相談件数は増加しており、専門的知識と経験を持つ消費生活相談員の適切な助言・指導やあつせん等により迅速かつ的確に対応していく必要があります。
- 情報化の進展に伴い件数が増加してきた「デジタルコンテンツ」に関する不当請求の相談について、2016（平成 28）年度には前年度比で約 13%減少したものの、2009（平成 21）年度に定義付けをされて以来、常に相談上位品目第 1 位となっており、また、年代別に見てもすべての年代で「デジタルコンテンツ」が第 1 位となっていることから、的確に対応するための相談窓口体制の整備が重要になっています。

2016（平成 28）年度 商品・役務別相談件数（上位 5 品目）

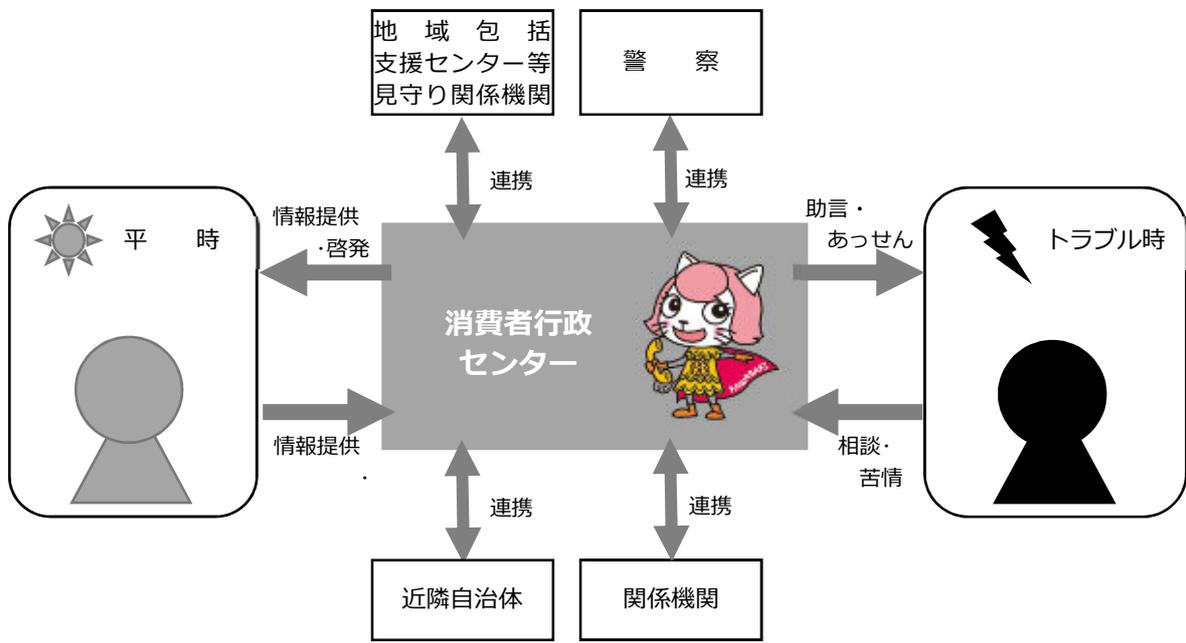
順位	商品・サービス	相談件数	備考
1	デジタルコンテンツ	1,571	不当請求 1,186 件他
2	不動産貸借	500	賃貸住宅の敷金、並びに原状回復トラブル他
3	商品一般	338	不当請求 52 件他
4	インターネット接続回線	301	
5	携帯電話サービス	260	
上位 5 品目 合計		2,970	全件数の約 32.5%
総合計		9,138	



消費者行政センターでの電話相談対応の状況

【主な取組内容】

- 複雑かつ専門的な消費生活相談内容に的確に対応するための相談窓口体制を強化します。
- 多重債務相談に対応するための的確な助言等を行うとともに、必要な機関を紹介し、自殺の発生を回避するための相談体制を整備します。
- 消費生活相談が複雑化・多様化していることから、消費生活相談員等に対する研修機会を確保します。
- 市民の消費生活の安全・安心に向け、相談窓口の周知を強化します。
- 高齢者等と接点がある見守り関係団体から寄せられる相談に連携して対応するとともに、消費者トラブルの気づきのポイント等を伝える講座の実施や関係団体の会議の参加等を通じて見守りによる消費者トラブルの防止を推進します。
- 警察署との連絡会議等により消費者被害の情報共有を図るとともに、冊子による消費者トラブルの情報提供等の連携による消費者被害防止に取り組みます。



成果指標

指標	計画策定時	現状	第1期計画期間における目標値	第2期計画期間における目標値
消費生活相談の年度内完了率	97.7% (2014(平成26)年度)	99.4% (2016(平成28)年度)	98.0%以上 (2017(平成29)年度)	98.0%以上 (2021(平成33)年度)

※消費生活相談の年度内完了率は、消費生活相談内容によって変動が予想されることから、第1期計画期間と同じ目標値を設定しています。

②消費者教育の推進

スマートフォンの普及等高度情報化社会に伴う消費者トラブルの多様化等もあり、自身で合理的な意思決定を行い、被害に遭った場合には適切に対処することができるような、自立した消費者の育成がこれまで以上に必要になっています。

また、「消費者市民社会」形成への参画の重要性について市民の関心・理解を深めるため、総合的な消費者教育・啓発活動を推進します。

【現状と課題】

- 超高齢社会の到来に伴う高齢者世帯の増加等により、高齢者を狙った悪質商法によるトラブルのリスクが年々拡大しており、2016(平成28)年度に本市で受けた相談件数(9,138件)のうち、市内在住・在勤の高齢者(65歳以上)が契約当事者になった相談は2,203件で、約24%を占めています。
- 若者についても、スマートフォン等の普及を背景とした消費者トラブルの多様化もあることから、講座・啓発物等を通じて消費者問題、消費者トラブルについて考える機会を作り消費者教育を進めることが必要です。
- 消費行動が環境等に与える影響は大きく、消費者自らの行動が社会に与える影響を自覚し、環境・社会等に配慮した商品の選択等を通じて持続可能な社会の実現に向けて積極的に寄与する消費者を育成するため、環境等をテーマにした親子向け講座等を実施し、「消費者市民社会」の形成に向けた総合的な消費者教育を推進することが必要です。

【主な取組内容】

- ホームページ、メールマガジン等による情報発信や、イベント・講座・講演会等の開催により、消費者教育・啓発を行います。
- 学校や地域社会、職域など様々な場やライフステージに応じた消費者教育・啓発を推進します。
- 地域での消費者教育の担い手の育成のため、消費生活相談員を地域に派遣して講座等を開催するとともに、消費生活モニター向けの研修等を開催します。
- 福祉関係者、民生委員や町内会等地域団体への情報提供や講座等の実施により、高齢者等を見守る地域の人々の知識の向上やさらなる連携強化による消費者教育を推進します。



政策5 産業人材の確保と雇用への対応

(1) 就業の支援

新卒未就職者や若年無業者、出産・育児等により離職した女性、転職をめざす中高年齢者など、求職者の様々な特性やニーズに応じた就職相談、就業マッチング、就業機会の提供など多様な就業支援事業を実施します。

5つの視点に基づく取組の方向性

オープン イノベーション 次世代 技術 誰もが 活躍 パ オ リ まちの 多 様 性 変 化

- ☒ 企業、経済団体、学校、ハローワーク等とのさらなる連携による就業の支援
- ☒ 新卒者、若年無業者、育児等で離職した女性、中高年齢者など多様な人材に対する、就業形態（正規雇用、パート・アルバイト、在宅ワーク等）などの様々なニーズに応じた就業の支援
- ☒ 地域の経済・雇用情勢等に応じた市内中小企業等の人材確保の支援

①求職者の特性に合わせた就業機会の提供

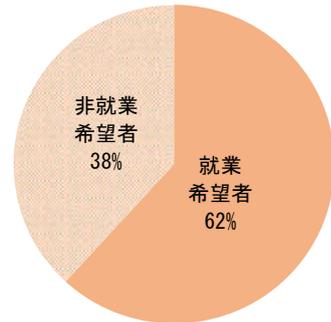
様々な求職者のそれぞれのライフスタイルやライフプランによる個々のニーズに応じた就業や、雇用のミスマッチの解消を図るため、相談窓口の設置、啓発・情報提供、就業マッチング等により丁寧な就業支援を行います。

【現状と課題】

- 2016（平成28）年度の川崎市内の有効求人倍率は0.93倍となり、前年度に比べて0.08ポイント上昇しましたが、全国平均と比べると、0.43ポイント低くなっています。また、有効求人倍率を職業安定所別にみると、労働力人口が多い川崎北公共職業安定所（管轄区域：中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区）管内は、求職者が多く、求人数が少ないため、有効求人倍率が0.69倍と低くなっており、一方で事業所が数多く立地する川崎公共職業安定所（管轄区域：川崎区、幸区、横浜市鶴見区）管内は、求人数も多いため、有効求人倍率は、全国平均と同水準の1.31倍となっています。
- 有効求人倍率等の統計情報等からみる雇用情勢は改善が進むものの、求職者が希望する業種や職種と企業の求人ニーズとが一致しない、いわゆる雇用のミスマッチによる離職、若年無業者、女性労働力の活用、市内中小企業等の人材不足などの課題があり、引き続き、求職者への就業促進、求人企業等への人材確保など、雇用に関する様々な支援が求められています。
- 「平成29年版子供・若者白書」によると、2016（平成28）年における15～39歳の若年無業者の数は約77万人で、ここ数年は減少傾向でしたが、2016（平成28）年は前年増となりました。また、15～39歳人口に占める無業者の割合は2.3%となりました。
- 働くことに不安を抱える若者とその保護者を対象に、「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」を開設し、個別相談、グループワークやコミュニケーションセミナー等の各種就労支援プログラム、保護者向けセミナー等を実施することにより、若者の職業的自立を支援しています。

○女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いていますが、学校卒業後の20代の労働力率は全国より高い一方で、M字の底は全国平均よりも深くなっています（p43参照）。また、25～54歳の女性無業者の6割が就業を希望していますが、就業希望者における非求職者割合も高くなっています。

25～54歳女性無業者における就業希望者割合



（出所）総務省「平成24年就業構造基本調査」

そこで、本市では、出産・育児等により離職した女性の再就職を支援するために、女性カウンセラーの配置や託児付き相談窓口の設置など女性も利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。

また、パソコンやインターネット環境を活用し、通勤や勤務時間に縛られず自分のペースで仕事ができる「在宅ワーク」入門セミナーを開催するなど、多様な働き方を紹介してきました。

○中高年齢者の就労について、「平成27年国勢調査」の結果では市内の60歳以上の就業者数は10万7,433人、全就業者数に占める割合は15.9%で、前回調査（「平成22年国勢調査」）より7,544人増加、0.3ポイント上昇しています。

また、市内の60～64歳の全人口（74,598人）に占める同年齢層の就業者（43,978人）の割合は59.0%で、前回調査より3.2ポイント上昇するなど、働く中高年齢者は増加傾向にあります。

このような社会構造や雇用情勢の変化を的確に捉え、中高年齢者向けのセミナーを実施するほか、若者や女性などの対象区分ごとの支援メニューを提供するなど、「キャリアサポートかわさき」を中心とした総合的な就業支援を推進していく必要があります。

【主な取組内容】

- 労働相談の実施、支援機関の案内、労働情報誌の発行など、労働者の課題解決に役立つ支援を行います。
- 就職に関する総合相談窓口「キャリアサポートかわさき」を中心に、専門相談員による個別相談や職業紹介、若者・女性・中高年齢者等の対象区分ごとの就職準備セミナーを開催するなど、求職者の個々のニーズに応じた丁寧な就業支援を行います。
- 「コネクションズかわさき（若者サポートステーション）」において、個別カウンセリングのほか、職業・職場体験、学校連携事業、保護者セミナー等を実施し、若年無業者の就業意識の向上や職業的自立支援を行います。
- 就業支援事業における女性カウンセラーの配置や託児付き就職相談の実施など女性が利用しやすい環境づくりや、テレワークなど多様な働き方を紹介するセミナーを実施し、女性の再就職支援に取り組みます。
- 新卒未就職者等の若年者に対しては、ハローワーク等の関係機関のほか、学校や経済団体等と連携しながら、市内中小企業との就業マッチング事業や合同企業就職説明会を実施し、正規雇用を中心とした就業促進を図ります。



キャリアサポートかわさき



女性就業支援事業

成果指標

指 標	計画策定時	現 状	第1期計画期間 における目標値	第2期計画期間 における目標値
就業支援事業による就職決定者数	666人 (2014(平成26)年度)	741人 (2016(平成28)年度)	700人以上 (2017(平成29)年度)	710人以上 (2021(平成33)年度)

※就職決定者数は雇用情勢により大きな影響を受けて一時的な上昇や下降を示すことから、計画策定時の数値や実績値も踏まえ、第2期計画期間における目標値を設定しています。

(2) 人材の育成・確保

市内中小企業の人手不足の解消を図るため、産業界や学校等との連携により、市内中小企業の人材確保を支援します。

市内の産業を支える優れたものづくり技術・技能の承継を図るため、次世代の技術・技能を担う人材の育成を図ります。

5つの視点に基づく取組の方向性

オープン イノベ	次世代 技術	誰もが 活躍	オリ パラ	まちの 多様性 変化
-------------	-----------	-----------	----------	------------------

- ❑ 産業界、高校・大学、近隣自治体等との連携による人材育成・確保の支援
- ❑ 若者への優れた技術・技能を学ぶ機会の提供
- ❑ 東京2020オリンピック・パラリンピックを好機と捉え、市内の優れた技術・技能者の情報の発信を推進

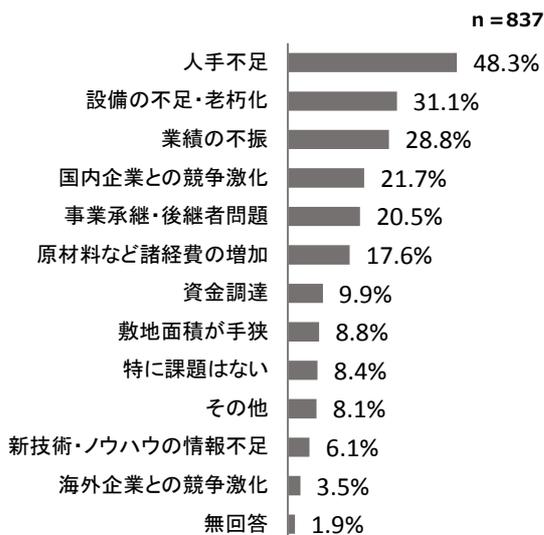
①産業界との連携による人材の育成・確保

市内中小企業では人材の確保が困難であることから、産業界や学校等と連携し、求職者に市内中小企業の魅力を伝え、マッチングするなど、人手不足解消に向けた取組を推進します。

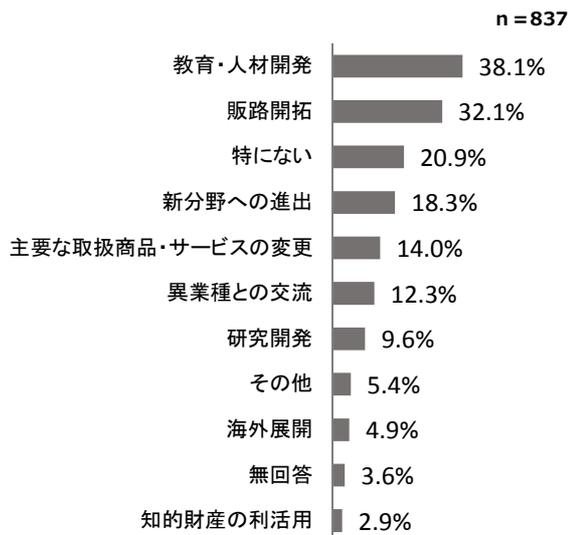
【現状と課題】

- 市内中小企業においては、労働力の不足や、求める人材の採用が困難な状況がみられており、市内企業向けのアンケート結果においても、人手不足を経営課題として挙げる企業の割合が約50%と非常に高くなっています。こうした状況は、今後ますます深刻なものとなることが想定されることから、人材確保の支援の充実が必要です。
- 雇用情勢の改善が進む中、大企業に比して、中小企業には人材採用の手段・ノウハウや情報発信等が限られている企業も多く、求職者に十分な情報が届いていないことから生じる雇用のミスマッチが課題となっています。
- 市内中小企業の魅力を求職者に伝え、マッチングを行い、また、採用した人材の定着を支援するため、経済団体や学校等と緊密に連携することが必要です。
- 中小企業を中心に技術・技能職者の不足や後継者問題が発生しており、次世代を担う若年層の育成が急務となっています。このため、次世代へのものづくりの魅力の発信、理解醸成を図り、地域のものづくり産業人材の育成を目指す必要があります。
- 市内企業へのアンケート結果においては、今後5年間で重点的に取り組みたい内容について、教育・人材開発という回答が約40%と最も多くなっています。
- また、市内企業実態アンケート調査においては、市に期待する産業振興施策について、人材確保支援や人材育成支援という回答が他の項目と比較して高い結果となっています。
- 中学生に対する科学技術教育の充実を目的として、2004（平成16）年度から市内の先端的な企業や研究機関が有する技術や製品開発の逸話を分かりやすく紹介した副読本「川崎サイエンスワールド」を配布してきました。2011（平成23）年度からは、授業等での活用方法を紹介した、教職員向けの副読本実践ガイドも作成し、全教職員に配布するなど、活用を促進しています。

【今後事業を行っていく上での課題（複数回答）】



【今後5年間で重点的に取り組みたい内容（複数回答）】



(出所) 川崎市「川崎市産業振興プラン立案にあたってのアンケート調査」(平成 29 年度)

【主な取組内容】

- 高卒向けや大卒向けの合同企業就職説明会の他、建設業や運輸業等の人材不足が深刻化する業界と連携した合同企業就職説明会を実施するなど、市内中小企業の人手不足解消に向けた取組を推進します。
- 市内関係団体や学校、企業等と連携し、市内中小企業でのインターンシップを実施するなど、産業人材の確保・育成に向けた取組を推進します。
- 小中学生を対象としたものづくり体験教室の開催や、工業高校・大学での市内中小製造業者による講座開催等を通じ、ものづくりの魅力を若年層へ伝える取組を推進します。
- 基盤技術産業（金型製作、金属加工等）に従事する人材の育成を行うための研修や講習会等を開催します。
- 求職者を対象とした市内中小企業の見学会を開催します。
- 企業を対象とした人材確保、育成セミナーを開催します。



親子ものづくり体験教室



最先端工作機械加工技術体験講座

- 先端科学技術副読本「川崎サイエンスワールド」の発行・配付や、市内企業による小・中学校へ出張授業の実施等を通じ、次世代を担う子どもたちに科学の楽しさを学ぶ機会を提供します。

②ものづくり都市を担う次世代人材の育成

川崎が将来にわたって発展を続けるには、市内に集積する高度な技術を若者に継承することが必要です。

ものづくり都市を支える優れた技術・技能に対する、市民や若者の理解を醸成し、技術・技能を承継する次世代の人材を育成します。

【現状と課題】

- 優れた技術・技能は、産業の発展や市民生活に不可欠ですが、技能職者を目指す若者が減り後継者が不足するなど、その継承が課題となっています。
- 技能尊重の機運を高めるとともに、技能職者の安定的な事業継続につながるよう、収益力・経営力の強化に向けた取組が必要です。
- 特に優れた技術・技能を持つ技能職者を発掘し、認定する「かわさきマイスター」制度を通じて、優れた技能職者の意識を高め、地位確立を図るとともに、「かわさきマイスター」の情報の発信等により市民の技能職者への理解の醸成を図るなど、技能奨励の取組が必要です。

【主な取組内容】

- 技能職団体の活動を支援し、技能職者の技術・技能の向上や後継者の育成等を推進します。
- 特に優れた技術や卓越した技能を有する技能職者を「かわさきマイスター」に認定し、優れた技術・技能を奨励するとともに、「かわさきマイスター」と連携した実演イベントの開催等を通じ、技術・技能の普及・振興や、技術の継承、後継者育成に取り組みます。



- 生活文化会館（てくのかわさき）を拠点とし、技術・技能職者の技術・技能水準の向上に資する取組を推進します。また、市民が様々な技術・技能を学ぶ講座の開催等を通じ、市民生活の向上を推進するとともに、技術・技能振興への理解の醸成を図ります。

成果指標

指標	計画策定時	現状	第1期計画期間における目標値	第2期計画期間における目標値
かわさきマイスターのイベント出展等の活動回数 [※]	—	97件 (2016(平成28)年度)	—	102件以上 (2021(平成33)年度)

※第2期計画から新たに設定した成果指標です。

(3) 働きやすい環境づくりの推進

雇用・所得環境の改善が続くなかで、景気は各種政策の効果もあり、緩やかに回復していくことが期待されますが、勤労者を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。

特に中小企業の勤労者は十分な福利厚生を受けることが難しいため、急な資金需要への対応や健康増進などの福利厚生施策を推進し、勤労者福祉の向上を図る必要があります。

5つの視点に基づく取組の方向性

オープンイノベーション 次世代技術 誰もが活躍できる 多様なまちの変化

- ✕ 市内ICT企業と市内中小企業の連携による次世代技術を活用した働きやすい環境づくりの支援
- ✕ 次世代技術を活用した労働生産性の向上等の推進
- ✕ 福祉製品等の活用による高齢者・障害者の就労の促進

①働き方改革の推進

市内中小企業の働き方改革の取組を支援し、働く人の働きやすい環境づくりと中小企業の人手不足の解消を図ります。

【現状と課題】

○国を挙げた働き方改革の機運が高まっている中、働く人一人ひとりが年齢や性別、雇用形態、勤務体系にかかわらず、能力を十分に発揮できる働きやすく魅力ある環境づくりを推進し、市内中小企業の人材確保を図ることが求められています。

【主な取組内容】

- 市内中小企業の働きやすい環境づくりを支援する相談窓口を設置するとともに、専門アドバイザーを派遣し、課題の解決等の支援に取り組みます。
- ICTを活用した働きやすい環境づくりや、生産性の向上など、ICT産業が集積する本市の強みを活かし、中小企業の働き方改革の推進を支援します。

市内中小企業を取り巻く状況・課題

- 働き方改革の実現にあたっての人的、技術的、物的資源の不足
- ワークライフバランスの取組など、雇用環境の整備の遅れ
- 人材確保が困難な傾向にあり深刻な人手不足
→人手不足を課題とする市内企業が約5割
約3割が市に人材確保支援を期待

働く人に選ばれるまち かわさき を目指して

市内中小企業で働く人の働きやすい環境の実現

市内中小企業の生産性の向上、人手不足の解消の実現

働き方改革による中小企業活性化プロジェクト

Step1 働き方改革支援相談窓口の設置
専門アドバイザーの派遣

→ 市内企業のニーズ・実態把握

Step2 モデル事業の創出

→ 市内企業のICTの実証導入等による
川崎発の働き方改革モデル創出

市内企業のICTを活用した働く環境の改善、生産性向上支援の例

○社員の精神的負担を脳の血流から把握できる勤怠管理システムによる生産性向上、働きやすい環境づくりの支援



○製造現場での3DCG技術等（AR技術、MR技術）を活用した後継者育成・技術承継の支援



Step3 先進事例の普及・啓発

②勤労者福祉の向上

市内中小企業の勤労者がより豊かで充実した生活を送れるよう、勤労者の福利厚生の実現を図ります。

【現状と課題】

- 労働会館（サンピアンかわさき）を拠点とし、労働組合その他諸団体の活動を支援するとともに、働く市民の勤労意欲の向上のため、情報の収集・提供、学習・研修などの事業を実施しています。しかし、労働会館は建設から30年超が経過し、老朽化が進んでいることから、施設の計画的な修繕による、機能の維持、長寿命化への対応が必要です。また、施設利用率が低迷しており、貸室の利用拡大を図るため、広報の充実やサービスの向上が必要となっています。
- 中小企業で働く勤労者の福利厚生等を支援するため、勤労者福祉共済事業を実施しています。働き方改革の機運の高まりとあわせ、勤労者福祉の向上が求められていますが、勤労者福祉共済事業は、市内事業所数・従業者数が減少するなか、安定的な事業運営に向けた会員の確保や事業内容の改善が必要です。

【主な取組内容】

- 労働会館の安全で快適な施設利用に向けた中長期修繕を進めるとともに、施設の管理運営を行う指定管理者と連携し、広報の充実や貸室の利用拡大に取り組み、施設の利用率向上を図ります。また、2021（平成33）年度以降の指定管理者について、魅力的な企画運営を実現する指定管理者の選定に向けた取組を推進します。
- 勤労者福祉共済事業について、市内の飲食店や商業施設等と連携したサービス内容の充実に取り組み、市内中小企業等の勤労者の福利厚生サービスの向上を推進するとともに、市内金融機関や関係団体と連携した会員拡大を図ります。また、勤労者福祉共済の安定的な運営に向けた事業の効率化等を推進します。

成果指標

指標	計画策定時	現 状	第1期計画期間における目標値	第2期計画期間における目標値
ワークライフバランスの取組を行っている事業所の割合	67% (2014(平成26)年度)	68% (2016(平成28)年度)	70%以上 (2017(平成29)年度)	75%以上 (2021(平成33)年度)
勤労者福祉共済の新規加入者数 [※]	—	398人 (2014(平成26)年度～ 2016(平成28)年度の平均)	—	420人以上 (2021(平成33)年度)

※第2期計画から新たに設定した成果指標です。

政策6 経済の国際化への対応

(1) 市内企業の国際化支援

少子高齢化・人口減少による国内市場の縮小や国際競争の激化が懸念されるなど、産業を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような変化に的確に対応し、市内産業を持続的に発展させるため、成長する市場や分野での海外展開を目指す市内企業を支援します。

また、国際競争力をもつ外資系企業等との連携は、市内企業の販路開拓といったビジネスチャンスの拡大につながることから、外資系企業等に対し、機会を捉えた積極的な情報発信を行います。

5つの視点に基づく取組の方向性

オープン イノベ	次世代 技術	誰もが 活躍	オリ パラ	まちの 多様性 ・変化
-------------	-----------	-----------	----------	-------------------

- ✦ ジェトロ、中小企業基盤整備機構等の支援機関や、在日海外商工会議所等の海外経済関係機関、商社、金融機関等、多様な主体との連携による海外展開の支援
- ✦ ビジネスマッチングの精度の向上に向けた支援体制の構築
- ✦ 医療機器や環境等の成長産業における海外販路開拓の支援
- ✦ 外資系企業や商社等を招聘した、市内企業が参加しやすい国内での商談会の開催
- ✦ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を好機と捉えた、外資系企業等への本市のビジネス環境の情報発信

①海外販路の開拓

拡大するアジア市場や環境・医療機器産業等の成長分野における販路開拓を積極的に支援するほか、川崎ものづくりブランド等の本市施策と連動した市内企業の海外展開促進に取り組めます。

また、市内企業の海外展開状況に応じて情報を提供するほか、市内企業が参加しやすい国内での商談機会を創出します。

さらには、ジェトロなどの支援機関や在日海外商工会議所などの海外経済関係機関等と連携しながら、海外展示会等におけるビジネスマッチングの精度の向上に向けて、新たな支援体制を構築します。

【現状と課題】

- 海外販路の開拓に向けた機会の創出や情報の提供に向け、2013（平成25）年2月に開設した「川崎市海外ビジネス支援センター（KOB S）」では、関係機関や専門コンサルタント等と連携を図るとともに、専門コーディネーターを配置し、市内企業の海外展開に係るステージに合わせたサービスをワンストップで提供しています。



KOB Sコーディネーター

○海外における現地での支援として、海外ビジネス全般に係る相談対応ができる「川崎海外ビジネスサポートデスク」を中国及びASEAN各国に設けています。また、市内企業が現地出張の際、商談等で利用可能な「川崎中小企業合同事務所」を中国・上海、タイ・バンコク、ベトナム・ホーチミンに設置しています。

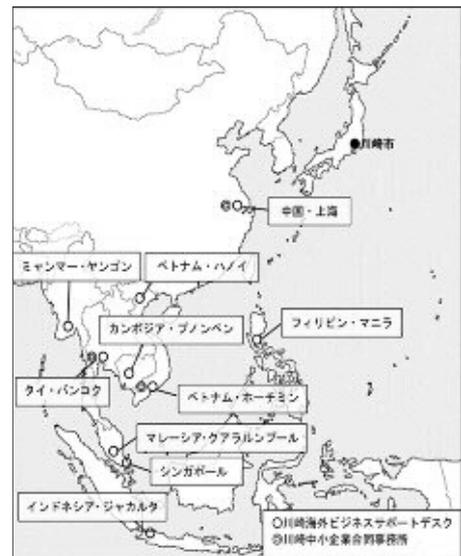
○「中小企業活性化専門部会」からは、海外展開の支援対象となる新規企業の発掘の必要性や、川崎ものづくりブランド認定製品・技術の海外展開支援に取り組むのが望ましいとの意見が出されています。

○全産業分野の市内企業を対象とした市内企業実態アンケート調査によれば、78.1%（製造業のみでは66.7%）の市内企業が「海外ビジネスは行っていない」と回答しています。支援対象企業の裾野拡大の観点から、市内企業の海外展開状況に応じた情報提供や、市内企業が参加しやすい商談機会の提供等をより積極的に行っていく必要があります。

○拡大するアジア市場や環境・医療機器産業等の成長分野での海外展開の促進を図るため、有効な海外展示会等を発掘する必要があります。

○ビジネスマッチングの精度向上に向けて、関係機関と連携し、コーディネート機能を高めた実効力のある支援体制の構築が必要です。

川崎市の海外サポート拠点



【海外ビジネスの取組状況】（複数回答）	【海外との取引を行っていない理由】（複数回答）
<p>n=837</p> <p>海外ビジネスは行っていない 78.1%</p> <p>海外拠点がある 7.0%</p> <p>自社による直接輸出 5.6%</p> <p>輸入 4.7%</p> <p>他社による間接輸出 3.6%</p>	<p>n=653</p> <p>特に理由はない 42.0%</p> <p>国内需要で事業の継続が可能 30.6%</p> <p>海外事業立ち上げのための人材が不足 8.6%</p> <p>海外事業立ち上げの実務が分からない 5.7%</p> <p>海外での販路開拓の方法が分からない 4.7%</p> <p>事業環境や制度面の情報が不足 3.4%</p> <p>技術の流出が不安 0.9%</p>
【海外ビジネスを展開する際の課題】（複数回答）	【今後の海外ビジネスの方針】
<p>n=837</p> <p>課題は特に感じていない 35.0%</p> <p>ビジネスパートナーの確保 18.3%</p> <p>人材・労働力の確保 14.7%</p> <p>現地法制度や規制の複雑さ、不明確さ 13.0%</p> <p>海外での販路の開拓 10.5%</p> <p>資金調達 5.6%</p> <p>物流やインフラの未整備 5.4%</p> <p>人件費の上昇 4.4%</p> <p>知的財産の保護 2.6%</p>	<p>n=837</p> <p>現在行っておらず、今後も行う予定はない 63.6%</p> <p>現状維持 10.2%</p> <p>拡大 8.4%</p> <p>現在は行っていないが、今後新たに取り組みたい 5.5%</p> <p>縮小・撤退 1.0%</p>

（出所）川崎市「川崎市産業振興プラン立案にあたってのアンケート調査」（平成29年度）

【主な取組内容】

- 市内企業の関心が高いアジアなどの成長市場や、環境・医療機器産業等、成長が見込まれる分野に重点を置いて、海外展開支援策を進めます。
- 川崎ものづくりブランドなどの認定製品の海外への販路拡大に向けた取組を進めます。
- 海外展開における市内企業の課題解決に向けて、セミナー等による情報提供を行うほか、今後は外資系企業や商社等を招聘し、市内企業が参加しやすい国内での商談会等を開催します。
- ジェットロ、中小企業基盤整備機構などの支援機関や在日海外商工会議所などの海外経済関係機関、商社、金融機関等とのネットワークを構築し、ビジネスマッチングを重視した海外展示会等への出展支援にシフトします。
- 川崎市、及び市内企業への様々な支援を行う川崎市産業振興財団、川崎商工会議所を中核とする新たな支援組織を設立し、海外展示会等や国内商談会におけるビジネスマッチングの事前調整からフォローアップまでを着実に実施できる支援体制を構築します。
- 新支援組織は、環境・医療機器産業などの成長分野やものづくりブランド等の本市施策と連動した海外展開支援の取組を、川崎市産業振興財団・K O B Sは、市内企業の相談支援を通じて発掘したニーズ・シーズに基づき、海外・国内における商談機会の創出の取組を推進します。

成果指標

指 標	計画策定時	現 状	第1期計画期間 における目標値	第2期計画期間 における目標値
市が支援したビジネスマッチングの年間成立件数	581 件 (2014(平成 26)年度)	840 件 (2016(平成 28)年度)	630 件以上 (2017(平成 29)年度)	800 件以上 (2021(平成 33)年度)

※上記件数には「川崎国際環境技術展」におけるビジネスマッチング数を含みます。

※2016（平成 28）年度の実績が 2021（平成 33）年度の当初の目標値を上回ったため、目標値の修正を行っています。

②外資系企業への本市関連情報の提供

国際競争力を持つ外国企業との連携は、市内企業の販路開拓といったビジネスチャンスの拡大につながることから、様々な機会を捉えて本市のビジネス環境に関する情報発信等を積極的に行います。

【現状と課題】

- 海外から本市への投資を呼び込むには、首都圏の中央部に位置する本市の地理的優位性や羽田空港・川崎港等の交通アクセスの利便性、企業・研究開発機関等の産業集積や、優れた環境技術の蓄積等について、効果的な情報発信を行い、国際的知名度を高める必要があります。
- そのため、外資系企業等に対し、ジェトロ等との支援機関や神奈川県等の関係自治体との連携により、本市の優れたビジネス環境についてプロモーション活動を行ってきました。
- 「外資系企業総覧 2017」（東洋経済新報社）によると、市内には2017（平成29）年時点で40の外資系企業の日本本社が立地（p35 参照）しています。また、2017（平成29）年8月にはメドトロニックが殿町・キングスカイフロントに医療従事者向けトレーニング施設を開設するなど、市内には本社以外の拠点も多く進出しています。
- 「中小企業活性化専門部会」からは、アジア諸国だけでなく欧米諸国へのプロモーションの必要性について、意見が出されています。

【主な取組内容】

- ジェトロ等の支援機関や神奈川県等の関係自治体など、多様な主体とのさらなる連携を促進します。
- 外資系企業等の本市来訪や本市の外国訪問の機会を捉え、本市の優れたビジネス環境をPRし、外資系企業等の投資を促進します。
- 本市への来訪が多いアジア諸国に加え、今後は環境・医療機器産業などの成長分野展示会の場等を活用し、欧米諸国へのプロモーション活動も行います。

(2) 環境ビジネスの海外展開の支援

本市に蓄積する優れた環境技術や製品を広く情報発信するとともに、国際的なビジネスマッチングの機会を提供することにより、海外への環境技術の移転を促進します。

5つの視点に基づく取組の方向性

オープン イノベ	次世代 技術	誰もが 活躍	オリ バラ	まちの 多様性 ・変化
-------------	-----------	-----------	----------	-------------------

- ☒ 「かわさきグリーンイノベーションクラスター」会員企業等のネットワーク・環境技術などを活用した、新たな環境ビジネス創出の支援
- ☒ 「川崎国際環境技術展」での水素エネルギーやIoT・ICT、自動運転等のテーマ展示を通じた情報発信やビジネスマッチングの推進

①環境技術の移転による環境産業の振興

本市には、環境問題の克服に取り組むこれまでの過程で培われてきた、優れた環境技術が集積しています。その本市の特徴・強みである環境産業を振興するとともに、環境技術を活かして海外の環境問題の解決を目指す市内企業を支援します。

【現状と課題】

- これまで国際的なビジネスマッチングの場の提供を通じ、市内企業の海外への環境技術移転を促進してきましたが、「COP21」（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）で採択された「パリ協定」を踏まえ、環境技術を活用した地球温暖化対策などの国際貢献の重要性がますます高まっており、こうした動きを市内企業のビジネスチャンスと捉え、本市に蓄積した環境製品・技術等を広く国内外に情報発信するとともに、環境産業の振興に繋げていくことが必要です。
- 2018（平成30）年2月に10回目の節目を迎える「川崎国際環境技術展」について、「中小企業活性化専門部会」からは今後の方向性を検討することが必要との意見が出されています。
- 様々な業種、団体が参画している「かわさきグリーンイノベーションクラスター」のネットワークを活用し、新たな環境ビジネスの創出に向けた取組を進めることが必要です。

【主な取組内容】

○グローバル化の進展を踏まえた「国際」及び「ビジネス」の視点を重視し、引き続き「川崎国際環境技術展」を開催します。今後は、環境技術を活かした国際貢献の推進に加え、先進国とのビジネスマッチングの促進を図ります。また、羽田空港からの交通利便性や臨海部の最先端の環境・エネルギー技術の効果的な情報発信を目指し、「川崎国際環境技術展」の開催方法を検討します。

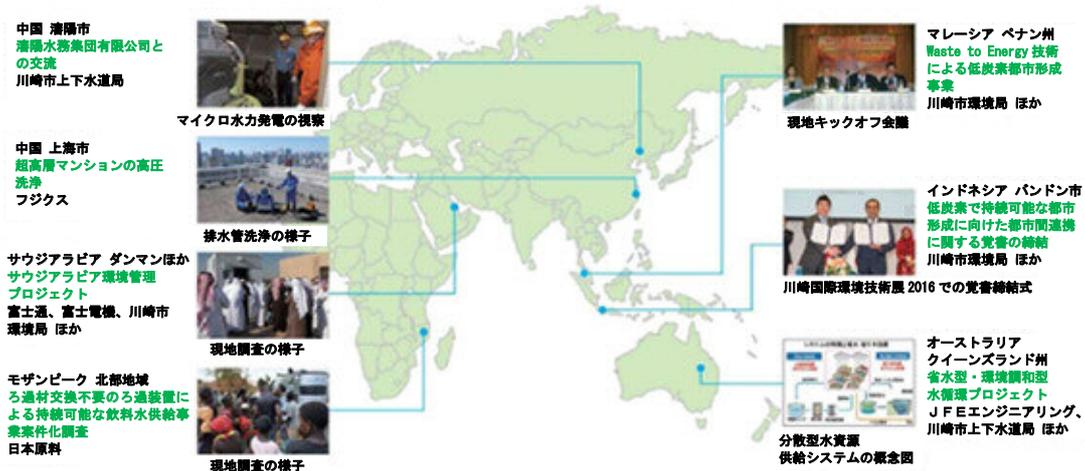


川崎国際環境技術展の開催状況

- 「川崎国際環境技術展」をさらに有意義な展示会とするため、ベンチャーの成長支援や新産業・新事業の創出支援の場としても活用するほか、水素エネルギーやIoT・ICT、自動運転（温室効果ガス削減）等といったテーマの展示等を拡充します。
- 産業界や大学、ジェトロ等関係機関との連携や、KOBAS等のコーディネート機能の活用により、ビジネスマッチング・フォローアップを拡充し、環境技術・環境産業を振興します。
- 「かわさきグリーンイノベーションクラスター」の環境ビジネス創出に向け、新たな技術シーズや事業ニーズの発掘を図るほか、クラスター会員企業間の連携を強化し、新規事業化支援等の拡充を目指します。
- 「かわさきグリーンイノベーションクラスター」の取組と、「かわさき水ビジネスネットワーク」での水関連企業の海外展開支援の取組との連携を図り、相乗効果の発揮を図ります。

世界に広がる川崎の環境技術

市内企業が持つ優れた環境技術や川崎市の行政ノウハウを活用して、世界の環境問題解決に貢献する取組を展開しています。



成果指標

指標	計画策定時	現 状	第1期計画期間における目標値	第2期計画期間における目標値
グリーンイノベーションクラスターのプロジェクトの年間件数	2件 (2015(平成27)年度)	2件 (2016(平成28)年度)	5件以上 (2017(平成29)年度)	7件以上 (2021(平成33)年度)

政策7 都市拠点・観光資源を活かした交流人口の拡大

(1) 川崎の特性を活かした観光の振興

全国的な人口減少や少子高齢化が課題となっている中、交流人口の増加は市内消費やビジネスチャンスの拡大につながることから、地域経済の活性化を目指し、川崎の特性を活かした観光の振興に取り組みます。

特に、2020（平成32）年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を好機として捉え、外国人観光客の誘客を促進します。

また、競輪・競馬事業について、効率的な事業運営により、一般会計への繰出金をさらに確保し、施策・事業の推進が図れるよう、一層の収益拡大に取り組みます。

5つの視点に基づく取組の方向性

オープン イノベ	次世代 技術	誰もが 活躍	オリ パラ	まちの 多様性 変化
-------------	-----------	-----------	----------	------------------

- ☒ 観光関連団体、民間事業者、市民活動グループ等とのさらなる連携による観光振興の推進
- ☒ 先端技術の研究開発拠点や優れたものづくり技術を有する企業の集積など、本市の産業の強みを活かした視察ツアーの企画
- ☒ ユニバーサルツーリズムの普及・促進による外国人を含む誰もが安心して旅行を楽しむことができる環境の整備
- ☒ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を好機と捉えた外国人観光客へのプロモーションの促進
- ☒ SNS等を活用した本市の多彩な観光資源の魅力発信
- ☒ 羽田連絡道路や「カルッツかわさき（川崎市スポーツ・文化総合センター）」、「川崎市コンベンションホール」の整備といった地域・まちの変化を捉えた本市プロモーションの促進

①観光・集客型産業の振興

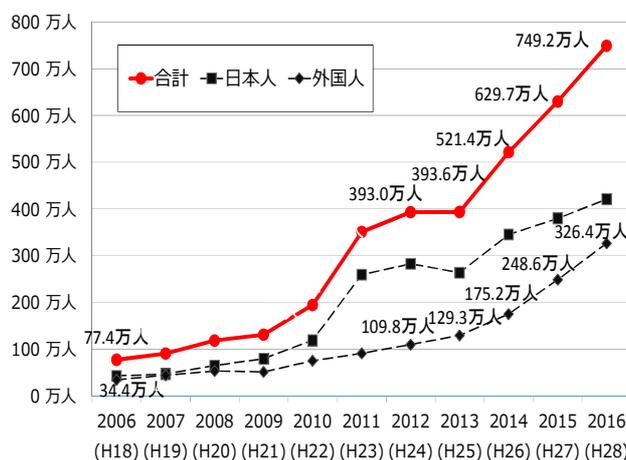
2016（平成28年）2月に策定した「新・かわさき観光振興プラン」に基づき、集客力のある観光資源の発掘・創出に取り組みます。

特に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を好機と捉え、多くの外国人を魅了することができるような観光資源の活用やおもてなしの拡充等に取り組みます。

【現状と課題】

○羽田空港の外国人入国者数は、2012（平成24）年の約110万人が2016（平成28）年には300万人を超えており、訪日外国人が急増しています。今後とも、国際線の増便が予定されるなど、さらに訪日外国人の増加が見込まれています。

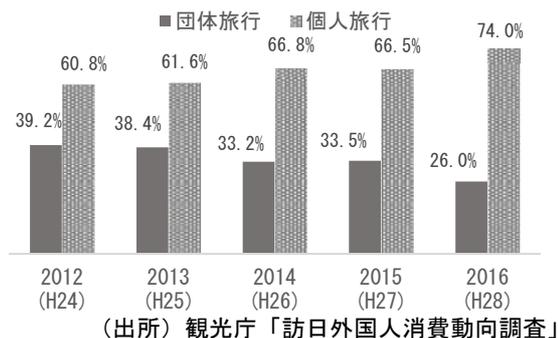
観光・レジャー目的の外国人旅行者の旅行形態



（出所）法務省入国管理局出入国管理統計

○外国人観光客の旅行形態は、団体旅行から個人旅行へ変化してきており、さらに、2018（平成30）年6月には、住宅宿泊事業法の施行が予定されていることもあり、この傾向はますます高まると考えられます。

観光・レジャー目的の外国人旅行者の旅行形態



○旅行者のニーズは従来の施設見学を中心とする観光旅行から、体験型・交流型の要素を取り入れた「ニューツーリズム」に移行しつつあります。多様化する旅行者のニーズに即

した観光を提供するため、旅行者の国籍、人数、来訪場所、移動ルート等を分析して実態を適切に把握した上で、今後のプロモーションを検討する必要があります。

○今後、SNS（Facebook や Instagram）等を活用した個人旅行者向けの効果的な情報発信が求められています。

○2018（平成30）年春に供用開始予定の「川崎駅北口行政サービス施設（かわさき きたテラス）」等の活用により、本市の多彩な観光資源の魅力を発信し、本市への観光客の増加や観光消費の拡大につなげることが必要です。

○外国人を含む誰もが安心して旅行を楽しむことができる環境を整備するため、幅広い関係者と連携して地域の受入態勢を強化する必要があります。

○東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に、クルーズ船（ホテルシップ等）の誘致などを活用した新たな視点での観光振興施策が求められています。

【主な取組内容】

○近隣自治体等との連携により、外国人観光客の誘客を促進するとともに、外国人観光客の動態を分析し、その結果を踏まえた施策を展開します。

○ホームページやパンフレット、SNSの活用などによる情報の発信や「川崎駅北口行政サービス施設（かわさき きたテラス）」における観光案内の提供等、多様な広報戦略を実施します。



川崎駅北口行政サービス施設（かわさき きたテラス）イメージ

○外国人や高齢者・障害者を含む誰もが安心して旅行を楽しむことができるよう、ユニバーサルツーリズムの普及・促進に取り組みます。



UDタクシー

○市内の商業者をはじめとする様々な事業者等が主体となって外国人観光客の受入を行い、適切な「おもてなし」を提供できるよう、セミナー等の開催やモデル事業の普及に取り組みます。

○市民文化の創造と地域経済の活性化を推進するため、市民・事業者・行政が一体となってかわさき市民祭りを開催するほか、「カワサキハロウィン」や「はいさいフェスタ」など、民間事業者が主体となるイベント等と連携した取組を推進します。

○オリンピック・パラリンピックを好機とした訪日外国人等の誘客に向けて地域の諸団体や旅行事業者、交通事業者等により設置された「川崎インバウンド等誘客推進協議会」と連携し、クルーズ船（ホテルシップ等）の誘致など、川崎の特性やポテンシャルを活かした観光施策に取り組みます。

成果指標

指 標	計画策定時	現 状	第1期計画期間 における目標値	第2期計画期間 における目標値
主要観光施設の年間観光客数	1,504万人 (2014(平成26)年)	1,549万人 (2016(平成28)年)	1,646万人以上 (2017(平成29)年)	1,856万人以上 (2021(平成33)年)
宿泊施設の年間宿泊客数	178万人 外国人 15万人 (2014(平成26)年)	183万人 外国人 20万人 (2016(平成28)年)	187万人以上 外国人 17万人以上 (2017(平成29)年)	198万人以上 外国人 19万人以上 (2021(平成33)年)

②観光資源の魅力向上

本市には、産業観光や生田緑地等、多彩な地域資源が数多く点在しています。これらの特色ある集客資源をネットワーク化することで、新たな観光資源を生み出し、周遊性を高めます。

また、観光資源の1つである競輪・競馬事業のイメージアップや集客力の向上、大規模イベント等を通じた市内産業の活性化を図ります。

【現状と課題】

○産業観光や生田緑地をはじめ、他都市と差別化を図れる観光資源が存在するものの、「観光都市」としての訴求力が不足していることから、「ショッピング」、「イベント」、「コンテンツ」等の特色ある集客資源との連携を強化するとともに、ターゲットに応じたプロモーション展開など観光の魅力効果を効果的に発信する取組が必要です。

○競輪事業について、趣味やレジャーの多様化、ファン層の高齢化などにより、車券売上額は減少傾向が続いていることから、収益向上を目指してさらなる施策を展開していく必要があります。

2000（平成12）年にオリンピック種目に競輪が自転車競技「ケイリン」として採用されるなど、競輪のサイクルスポーツとしての位置づけが高まっており、女性や若者等新たなファン層の拡大に向け、イメージアップを図っていく必要があります。

2010（平成22）年に策定した「川崎競輪場再整備基本計画」に基づき、公園との一体感を感じられる空間づくりや持続可能な事業運営の確立に向けた施設づくりをメインコンセプトとして、施設の再整備に取り組んでおり、今後も既存施設の維持修繕工事を計画的に実施する必要があります。

○競馬事業について、2016（平成28）年度の川崎競馬場総入場者数（南関東場外発売入場者数及びWINS川崎入場者数を含む）は193万人で、対前年度比119.2%と大きく伸びました。また、2015（平成27）年度・2016（平成28）年度の2年連続で収益配分金を繰り出しており、今後も引き続き神奈川県と連携し、競馬事業の経営の安定化を支援する必要があります。

○本市では、川崎を拠点に活躍しているトップチームを「かわさきスポーツパートナー」として認定していますが、スポーツイベントを通じたにぎわいやまちの活性化による市内産業の振興も期待されます。

【かわさきスポーツパートナー】

（平成29年10月現在）

NECレッドロケッツ（女子バレーボール）

川崎ブレイブサンダース（男子バスケットボール）

川崎フロンターレ（サッカー）

東芝ブレイブアレイズ（野球）

富士通フロンティアーズ（アメリカンフットボール）

富士通レッドウェーブ（女子バスケットボール）

【主な取組内容】

- 市内各所にある地域資源の連携強化により、観光客の市内回遊性の向上や滞在時間の延長を促し、商品・サービス等の購買につなげます。

かわさきの多彩な観光資源



- 産業観光ツアー、工場夜景ツアーを引き続き推進するとともに、全国の工場夜景都市と連携した取組等を実施します。また、全国各地への教育旅行誘致活動を実施します。
- 競輪・競馬事業については、効果的・効率的な事業運営、積極的な売上振興策等を実施することにより、経営基盤の強化を図り、一般会計への繰出金をさらに確保し、施策・事業の推進が図れるよう、一層の収益拡大に取り組みます。
- また、競輪事業については、包括的な業務委託の導入により、民間の活力を活かすとともに、富士見周辺地区の整備計画とも連携し、公園との調和に配慮した上で、競輪場敷地のコンパクト化をはじめとした施設の再整備・維持修繕を行い、施設の多目的な活用を図るなど「市民に親しまれる競輪場」を目指します。
- 広い敷地面積を持つ競輪場・競馬場は、市内外からの集客が見込まれる大型イベントの会場に適していることから、イベント等での有効活用を検討します。



競輪選手による出前授業



小学生の施設見学・体験



競馬場での大型イベントの開催状況

成果指標

指 標	計画策定時	現 状	第1期計画期間 における目標値	第2期計画期間 における目標値
工場夜景・産業観光ツアーの年間 参加者数	6,600人 (2014(平成26)年度)	5,416人 (2016(平成28)年度)	7,200人以上 (2017(平成29)年度)	8,100人以上 (2021(平成33)年度)

(2) 川崎の特性を活かしたビジネス交流の促進

「川崎市コンベンションホール」を拠点とし、先端分野の企業や研究機関の集積が進む本市の特性を活かした研究者、技術者等の交流機会となる国際会議や学術会議等のMICEの受入を推進するなど、ビジネス交流を促進します。

①MICE受入の推進

「川崎市コンベンションホール」を拠点とし、施設周辺に集積する大手企業や、今後さらなる集積が見込まれる先端分野の企業・大学等の研究者・技術者等の交流を促進し、イノベーションの創出を図ります。

5つの視点に基づく取組の方向性

オープン イノベーション
次世代 技術活躍
誰もが オリ
ま ち の 多 様 性 変 化

- ❖ 企業、研究機関、大学、宿泊・観光施設、近隣自治体等との連携によるMICE受入の推進
- ❖ 外国人、高齢者、障害者等、様々な利用者を想定した、バリアフリー及びユニバーサルデザインの考え方に沿った施設の管理運営
- ❖ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を好機と捉えた、外国人ビジネス客へのプロモーションの促進
- ❖ 川崎市コンベンションホールを拠点とした産業交流の促進に向けて、殿町・キングスカイフロントや新川崎・創造のもりに集積する企業や研究開発機関等に対するコンベンション誘致の推進

【現状と課題】

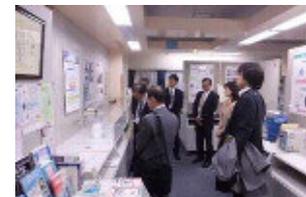
- 観光庁は、MICEには、来訪者とのネットワークの構築による新しいビジネスやイノベーションの機会の創出や、MICE開催を通じた支出に伴う経済波及効果の創出、ヒト・情報の流通等による都市競争力の向上といった3つの主要な効果が考えられるとしています。
- 本市でも、企業、研究機関、市民その他の多様な主体が交流する機会を創出することにより、連携を促進し、地域経済の活性化その他の地域の活力向上に寄与することを目的として「川崎市コンベンションホール」を整備しました。(2018(平成30)年4月供用開始予定)
- 本ホールの設置を契機に、本市でもMICEを都市競争力向上のツールとして認識し、活用を進めるため、国際会議・学術会議・講演会・式典から展示会・イベント・パーティなど、利用者の多様なニーズに応じた柔軟な対応が必要となります。
- 東京、品川、新宿、渋谷、横浜などの主要ターミナル駅や羽田空港からの高い交通利便性を誇る武蔵小杉駅から徒歩4分に立地することから、国内外からのコンベンションの誘致が可能であり、積極的な誘致を進める必要があります。
- 開設間もない当実行プログラム期間中は、顧客開拓が重要であることから、同コンベンションホールの知名度向上に向けた取組が必要です。

○様々な組織に所属する分野の異なる研究者・技術者に、互いの顔の見える交流や知的刺激を得られる場を提供し、川崎発のイノベーションを活性化する知の交流拠点の形成を目指し、2006（平成 18）年 4 月から「かわさき科学技術サロン」を開催しています。



かわさき科学技術サロン

○「かわさき科学技術サロン」は、ハイレベルな講演内容で参加者から好評を得ていますが、「中小企業活性化専門部会」からは、中小企業者が身近に感じ、講師と参加者がより活発に議論できるような工夫も必要ではないかとの意見も出されています。

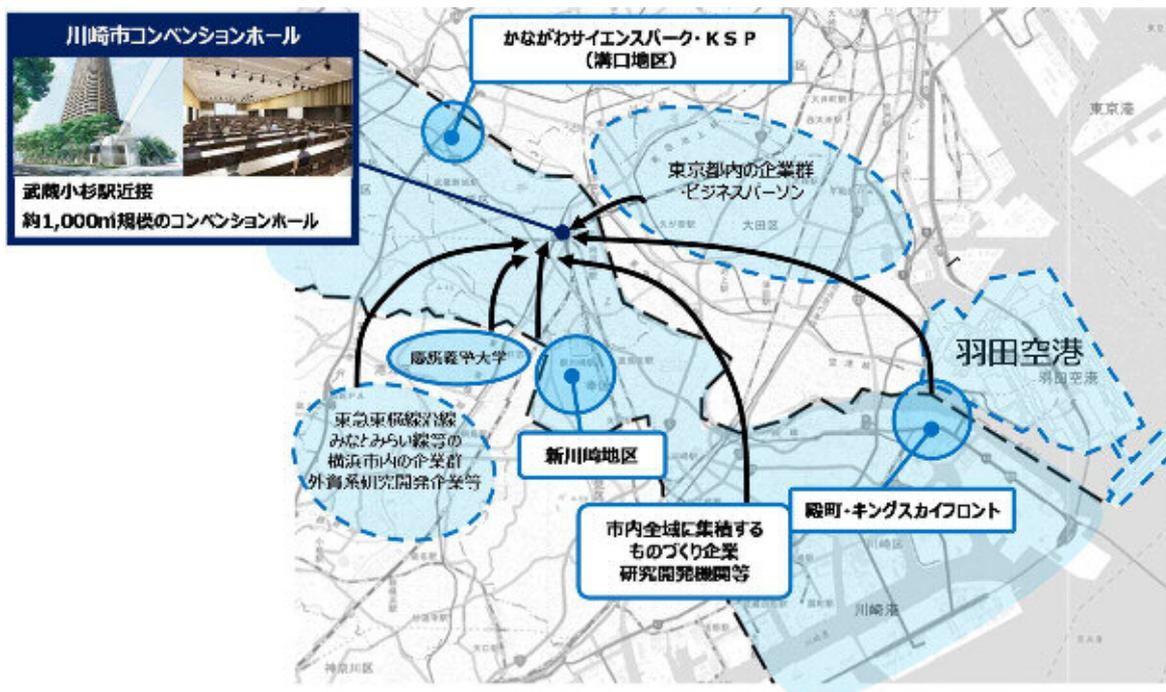


かわさき科学技術サロン開催時の K S P 施設見学会

【主な取組内容】

- 川崎市コンベンションホールは、指定管理者による管理運営により、利用者のニーズに即した民間ならではの専門的かつ柔軟なサービスを提供します。
- ケータリング及び飲食、ショッピング、観光、アクティビティ施設等のアフターコンベンション等において、市内企業との連携を進めます。
- 川崎市コンベンションホールは、災害時等における帰宅困難者一時滞在施設への指定が予定されていることから、災害時には帰宅困難者一時滞在施設として役割を果たせるよう、平時から災害発生時を見据えた取組を進めます。
- 川崎発のイノベーションを創出する知の交流拠点の形成を目指す「かわさき科学技術サロン」は、研究者同士のネットワーク形成にも寄与していることから、関係団体への周知に加え、幅広い方々への情報発信等による認知度向上を図り、多様な参加者を集め、今後も継続的に開催していきます。

交通の結節点である武蔵小杉駅に近接し、周辺に企業・研究開発機関等が集積するポテンシャルを活かした、川崎市コンベンションホールを拠点としたイノベーション交流の推進



成果指標

指 標	計画策定時	現 状	第1期計画期間 における目標値	第2期計画期間 における目標値
川崎市コンベンションホールの稼働率	—*	—*	—* (2017(平成29)年度)	55%以上 (2021(平成33)年度)

*2018(平成30)年4月供用開始予定

第6章 産業振興プランの進行管理

1 総合計画における進行管理

「かわさき産業振興プラン」では、「第1期実行プログラム」を含め、本市の「総合計画」（2016(平成28)年3月策定)における産業振興分野を担う「分野別計画」として、総合計画の産業振興分野の各事業・施策の進行管理を通じて、プランの進行管理を実施しています。

「第2期実行プログラム」についても、「総合計画」の第2期実施計画との整合を図り、同様に「成果指標」を活用し、進行管理を実施していく予定です。

2 中小企業活性化条例の実実施計画としての進行管理

本プランは、総合計画における産業振興分野の「分野別計画」という位置付けの他、2016(平成28)年4月に施行した中小企業活性化条例における中小企業活性化施策に関する「実施計画」としても位置づけられています。

条例で規定する中小企業活性化施策と第2期実行プログラムでの取組項目との対応を示す体系は次表のとおりです。

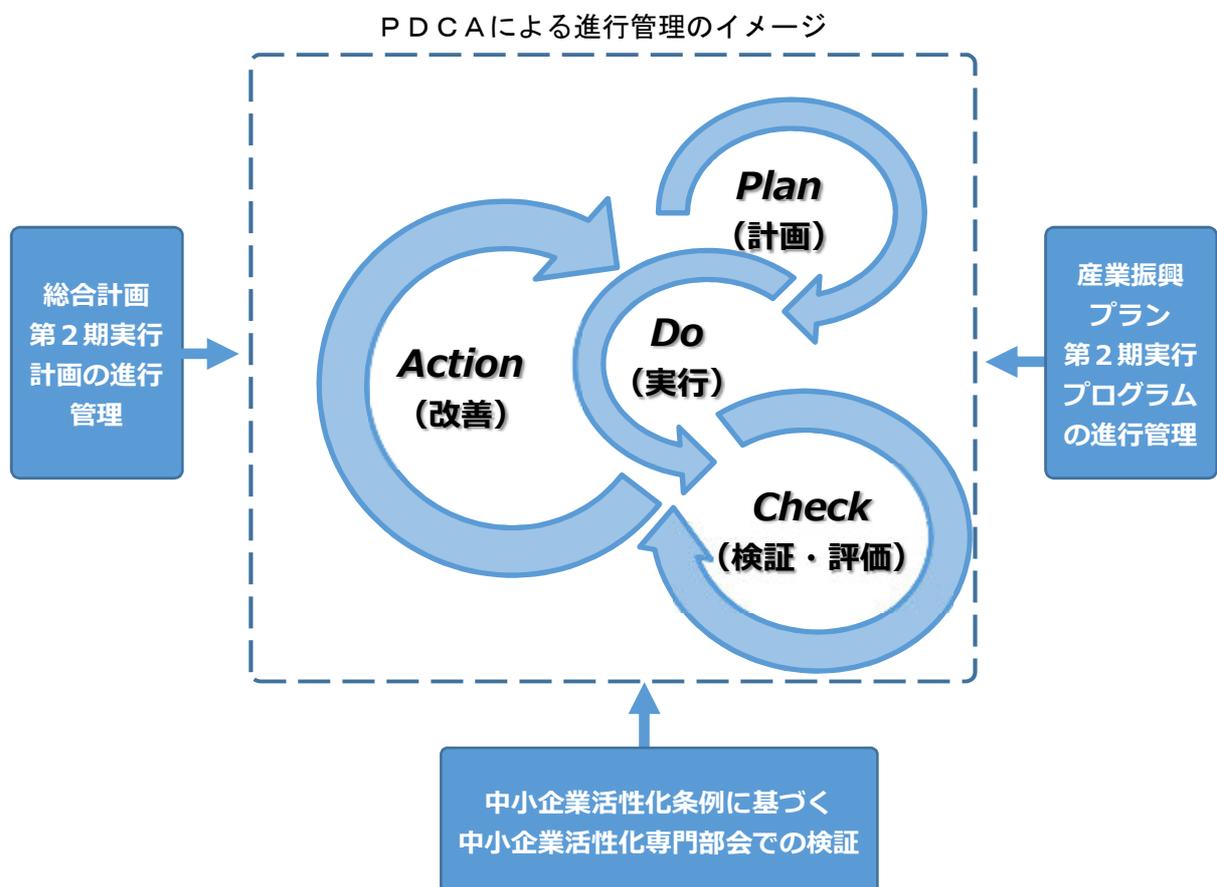
中小企業活性化条例に基づく 中小企業活性化施策	第2期実行プログラムでの取組項目
第12条 創業、経営の革新等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○起業の促進 (1-(1)-①) ○インキュベーション機能の充実 (1-(1)-②) ○ソーシャルビジネスの振興 (1-(2)-①) ○ライフイノベーションの推進 (2-(1)-①) ○グリーンイノベーションの推進 (2-(1)-②) ○ウェルフェアイノベーションの推進 (2-(1)-③)
第13条 連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○新分野への進出支援 (3-(3)-①)
第14条 研究及び開発の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○産業集積の促進・維持 (2-(2)-①) ○中小企業の高度化 (3-(1)-②)
第15条 経営基盤の強化及び小規模企業者の事情の考慮	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業の育成 (3-(1)-①) ○中小企業の経営安定 (3-(2)-①) ○中小企業の操業環境の保全 (3-(2)-②) ○持続的な農業経営の推進と創造 (4-(2)-②)
第16条 地域の活性化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○商業地域の形成 (4-(1)-①) ○商業の振興 (4-(1)-②) ○多面的な機能を有する農地の保全と活用 (4-(2)-①) ○農業への理解促進 (4-(2)-③) ○観光・集客型産業の振興 (7-(1)-①) ○観光資源の魅力向上 (7-(1)-②) ○MICE受入の推進 (7-(2)-①)
第17条 人材の確保及び育成	<ul style="list-style-type: none"> ○求職者の特性に合わせた就業機会の提供 (5-(1)-①) ○産業界との連携による人材の育成・確保 (5-(2)-①) ○ものづくり都市を担う次世代人材の育成 (5-(2)-②) ○働き方改革の推進 (5-(3)-①) ○勤労者福祉の向上 (5-(3)-②)
第18条 海外市場の開拓等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○海外販路の開拓 (6-(1)-①) ○外資系企業への本市関連情報の提供 (6-(1)-②) ○環境技術の移転による環境産業の振興 (6-(2)-①)
第19条 受注機会の増大等	<ul style="list-style-type: none"> ※個別の取組項目が該当するものではなく、本市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等が該当

中小企業活性化条例に基づく中小企業活性化施策は、本市の附属機関である「川崎市産業振興協議会」の意見を聴いて検証するとともに、その検証結果を当該施策に適切に反映させるよう努める旨が条例の第 22 条に規定されています。

このため、2016（平成 28）年度から、「川崎市産業振興協議会」の中に施策検証を専門に行う「中小企業活性化専門部会」を設置し、部会での施策検証内容を「川崎市産業振興協議会」に報告するとともに、意見集約を行い、施策の検証等を行っています。

第 1 期実行プログラムにおいては、中小企業活性化条例に規定する中小企業活性化施策に対応する施策については、「中小企業活性化専門部会」等での施策の実施状況の検証等を通じて進行管理を行いました。

従って、第 2 期実行プログラムにおいても、中小企業活性化条例に規定する中小企業活性化施策に対応する各取組項目について、「中小企業活性化専門部会」等での毎年度の施策の実施状況の検証等を通じて進行管理を行い、取組の実効性を高めていきます。



1 第2期実行プログラム(平成30～33年度)施策体系

政策	基本戦略	取組項目	事務事業
政策1 起業・創業の支援	市内産業を活性化するベンチャー企業の創出・育成	起業の促進	起業化総合支援事業
		インキュベーション機能の充実	新産業創造支援事業
	様々な主体、手法による創業の促進	ソーシャルビジネスの振興	ソーシャルビジネス振興事業
政策2 成長産業の育成振興	成長産業分野でのイノベーションの創出	ライフイノベーションの推進	医工連携等推進事業
		グリーンイノベーションの推進	環境調和型まちづくり(エコタウン)推進事業
			環境調和型産業振興事業
	ウェルフェアイノベーションの推進	ウェルフェアイノベーション推進事業	
		かわさき基準推進事業	
	成長産業の拠点形成	産業集積の促進・維持	新川崎・創造のもり推進事業
			産業立地地区活性化推進事業
先端産業等立地促進事業			
臨海部の活性化	臨海部ビジョンに基づく臨海部の活性化の推進	国際戦略拠点地区整備推進事業 川崎臨海部スマートコンビナートの推進事業	
政策3 中小企業の活性化	中小企業の競争力強化	中小企業の育成	産業振興協議会等推進事業
			川崎市産業振興財団運営支援事業
			建設業振興事業
			住宅相談事業
	中小企業の高度化	ものづくり中小企業経営支援事業	
	中小企業の操業支援	中小企業の経営安定	中小企業融資制度事業
			金融相談・指導事業
中小企業の操業環境の保全	中小企業の操業環境の保全	内陸部操業環境保全対策事業	
中小企業の成長促進	新分野への進出支援	知的財産戦略の推進	
		クリエイティブ産業活用促進事業	
政策4 市民生活を支える産業の振興	魅力と活力のある商業地域の形成	商業地域の形成	商店街課題対応事業
			地域連携事業
			まちづくり連動事業
		商業の振興	商業力強化事業

政策4 市民生活を支える 産業の振興	都市農業の活性化と 都市農地の活用	多面的な機能を有する 農地の保全と活用	農環境保全・活用事業
		持続的な農業経営の 推進と創造	担い手・後継者育成事業
			農業経営支援・研究事業
			農業生産基盤維持・管理事業
			援農ボランティア育成・活用事業
	農業への理解促進	多様な連携推進事業	
		農業体験提供事業	
		市民・「農」交流機会推進事業	
	市民への安全安心な 食料品等の供給	安定的かつ効率的な 生鮮食料品等の供給	都市農業価値発信事業
			卸売市場の管理運営事業
			卸売市場施設整備事業
		計量の安全・安心の 確保	卸売市場関係事業者に関する 許可・指導監督業務
			計量検査事業
	計量管理推進指導事業		
	市民の安全安心な 消費生活の確保	消費者被害の救済	消費生活相談情報提供事業
消費者教育の推進		消費者啓発育成事業	
		消費者自立支援推進事業	
政策5 産業人材の確保と 雇用への対応	就業の支援	求職者の特性に合わせた 就業機会の提供	雇用労働対策・就業支援事業
	人材の育成・確保	産業界との連携による 人材の育成・確保	産業人材育成事業
		ものづくり都市を担う 次世代人材の育成	技能奨励事業 生活文化会館の管理運営事業
	働きやすい環境づくり の推進	働き方改革の推進	勤労者福祉対策事業
		勤労者福祉の向上	労働会館の管理運営事業
			労働資料の調査及び刊行業務 勤労者福祉共済
政策6 経済の国際化への 対応	市内企業の国際化支援	海外販路の開拓	海外販路開拓事業
		外資系企業への本市 関連情報の提供	対内投資促進事業
	環境ビジネスの海外展開 の支援	環境技術の移転による 環境産業の振興	国際環境産業推進事業
政策7 都市拠点・観光資 源を活かした交流 人口の拡大	川崎の特性を活かした 観光の振興	観光・集客型産業の 振興	観光振興事業
		観光資源の魅力向上	産業観光推進事業
			市制記念花火大会事業
			競輪場整備
	競輪等開催・運営		
川崎の特性を活かした ビジネス交流の促進	MICE受入の推進	コンベンション等整備推進事業 科学技術基盤の強化・連携事業	

2 川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例

前文	<p>川崎市は、首都圏の中央部に位置するという地理的条件を生かしながら、ものづくりを中心に多様で幅広い産業が集積するとともに、日本を代表する数々の企業が成長することで、国際的な産業都市として発展してきた。</p> <p>また、かつて高度経済成長をけん引した京浜工業地帯では、深刻な公害など環境問題に直面したこともあったが、その克服に取り組む過程で培われた優れた環境技術の集積がなされてきた。</p> <p>このような川崎市の産業の発展や優れた環境技術の集積を促してきた推進力が、各企業における新たな製品及びサービスの開発等を通じて新たな価値を生み出していることとするイノベーションの創出の取組であり、近代産業の歴史において、このイノベーションを創出する企業家精神がこの地で発揮され、その成果が現在に至るまで脈々と受け継がれてきた。</p> <p>そして、川崎市のイノベーションの創出を支えてきた重要な存在が、市内企業の多数を占める中小企業であり、時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、社会経済環境の変化に対応し、商業、工業、サービス業等の様々な分野において、地域経済を支える努力を重ねることで、市民生活を豊かにし、川崎市の発展に大きく貢献してきた。</p> <p>一方で、中小企業を取り巻く環境は、経済の国際化の進展に伴う企業間競争の激化、人口減少や少子高齢化の進展に伴う国内需要の低迷等により厳しさを増している。このような状況においては、直面する危機を改革への機会と捉え、厳しい環境を果敢に乗り越えようとする中小企業者の自主的な取組、そして、その取組を促進するための市、中小企業者、関係団体等の連携による環境づくりが重要である。さらには、国内及び海外からの投資並びに企業の立地が活発化し、多くの中小企業が生まれ、また、今ある中小企業が成長することで、経済全体が活性化するという好循環を本格的に創出することが求められているのである。</p> <p>国においても、中小企業憲章において、中小企業が経済をけん引する力であり、社会の主役であるとされているところである。また、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法は、中小企業者及び小規模企業者の自主的な努力を基本としつつ、その多様で活力ある成長発展や事業の持続的発展を促すために、地方公共団体がその区域の特性に応じた施策を実施する責務を有することを規定している。</p> <p>さらに、川崎市では、地域の経済界の主体的な取組により、広範な関係者による中小企業の活性化のための成長戦略についての議論が重ねられてきた。</p> <p>これらを受け、中小企業がその活力を最大限に発揮するための環境づくりと好循環の創出を推進し、もって川崎市の持続的な発展に寄与するため、この条例を制定する。</p>	<p>規定する大学その他の研究機関で、市内に施設を有するものをいう。</p> <p>(4) 金融機関 銀行その他の金融機関で、市内に営業所又は事務所を有するものをいう。</p> <p>(5) 関係団体等 中小企業に関する団体及び前3号に掲げるものをいう。</p>
	(基本理念)	<p>第3条 中小企業の活性化は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。</p> <p>(1) 中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な取組が促進されること。</p> <p>(2) 国内及び海外からの投資並びに企業の立地が活発に行われることにより、地域の活性化が促進されること。</p> <p>(3) 市、国、関係地方公共団体、中小企業者、関係団体等及び市民の相互の連携が促進されること。</p>
	(市の責務)	<p>第4条 市は、中小企業の活性化に関する施策を、関係する部局の有機的な連携の下に、総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。</p> <p>2 市は、国、関係地方公共団体、中小企業者及び関係団体等との緊密な連携を図り、中小企業の活性化に関する施策を効果的に実施するものとする。</p> <p>3 市は、中小企業の活性化に関する施策について、中小企業者、関係団体等及び市民からの理解と協力を得るため、広報活動を行うよう努めるものとする。</p>
	(中小企業者の役割)	<p>第5条 中小企業者は、自主的に経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 中小企業者は、中小企業に関する団体に加入すること等により、中小企業に関する団体との連携に努めるものとする。</p> <p>3 中小企業者は、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>
	(中小企業に関する団体の役割)	<p>第6条 中小企業に関する団体は、中小企業者の経営の改善及び向上の支援に積極的に取り組むものとする。</p> <p>2 中小企業に関する団体は、自らその運営の状況を明らかにして中小企業者及び大企業者が加入しやすい状況をつくること等により、これらの者との連携に努めるものとする。</p> <p>3 中小企業に関する団体は、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>
	(大企業者の役割)	<p>第7条 大企業者は、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 大企業者は、中小企業に関する団体に加入すること等により、中小企業に関する団体との連携に努めるものとする。</p>
	(大学等の役割)	<p>第8条 大学等は、人材の育成並びに研究及びその成果の普及を通じて、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>
	(金融機関の役割)	<p>第9条 金融機関は、中小企業者が経営の改善及び向上に取り組むことができるよう、中小企業者の事業内容に応じた資金の貸付並びに経営に関する相談及び助言を通じて、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>
	各主体の責務・役割	
	目的、定義、基本理念	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、中小企業の活性化に関し、基本理念を定め、並びに市の責務並びに中小企業者、関係団体等及び市民の役割を明らかにするとともに、中小企業の活性化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の活性化を総合的かつ計画的に推進し、もって市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。</p> <p>(2) 大企業者 中小企業者以外の事業者（会社又は個人に限る。）で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。</p> <p>(3) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に</p>

	(市民の役割)		(人材の確保及び育成)
	第10条 市民は、中小企業の活性化が市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを理解し、中小企業の活性化に協力するよう努めるものとする。		第17条 市は、事業の展開に必要な人材の確保が困難であることが多い中小企業者の事情を踏まえ、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。 (1) 若者、女性、高齢者等の就業を希望する者に応じた就業の支援 (2) 青少年の職業についての基礎的な知識及び勤労を重んずる態度を養うことに資する職業を体験する機会の提供
計 画	(産業の振興に関する計画)		(海外市場の開拓等の促進)
	第11条 市長は、中小企業の活性化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市長が策定する産業の振興に関する計画に、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 中小企業の活性化に関する基本方針及び総合的かつ長期的な目標 (2) 中小企業の活性化に関する基本的施策 (3) その他中小企業の活性化に関する施策を推進するために必要な事項 2 前項各号に掲げる事項を定めるに当たっては、地域の特性を考慮するものとする。 3 第1項各号に掲げる事項を定めるに当たっては、中小企業者、中小企業に関する団体その他の関係者の意見を聴くための必要な措置を講ずるものとする。		第18条 市は、中小企業者が行う海外市場の開拓等を促進するため、当該開拓等に資する情報の提供及び相談その他の必要な施策の推進を図らなければならない。
中 小 企 業 活 性 化 施 策 の 8 つ の 柱 と 施 策 に お け る 考 慮	(創業、経営の革新等の促進)		(受注機会の増大等)
	第12条 市は、創業及び中小企業者の経営の革新(中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。)その他経営の向上への意欲的な取組を促進するため、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。 (1) 創業しやすい環境の整備 (2) 中小企業者の経営の革新に関する情報の提供 (3) 中小企業者の技術の向上に関する支援 (4) 中小企業者が新たに開発した製品及び技術の販路の拡大に関する支援		第19条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等(以下「工事の発注等」という。)に当たっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、工事の発注等の対象を適切に分離し、又は分割すること等により、中小企業者(市内に主たる事務所又は事業所を有するものに限る。以下この条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。 2 市は、工事の発注等に当たっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の社会貢献の取組の状況についてしん酌するよう努めるものとする。 3 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の第3項に規定する指定管理者の指定に当たっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な選定手続及び当該公の施設の効果的な管理の確保に留意しつつ、中小企業者の参入の機会の増大を図るよう努めるものとする。
	(連携の促進)		(施策における考慮)
	第13条 市は、中小企業者と大企業者との知的財産その他の経営資源(中小企業基本法第2条第4項に規定する経営資源をいう。以下同じ。)に係る連携を促進するため、当該連携の機会の提供その他の必要な施策の推進を図らなければならない。		第20条 市は、市が行う他の施策の推進においても、当該施策が中小企業の活性化に及ぼす影響について考慮するよう努めるものとする。
	(研究及び開発の支援)		(調査及び研究)
	第14条 市は、大企業者及び大学等における専門的知識を有する人材及び高度な技術を中小企業者が活用することを促進するため、中小企業者と大企業者又は大学等との連携による研究及び製品開発の取組の支援その他の必要な施策の推進を図らなければならない。	調 査 研 究、 施 策 検 証、 公 表、 財 政 措 置	第21条 市は、中小企業の活性化に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。
	(経営基盤の強化及び小規模企業者の事情の考慮)		(施策の検証等)
	第15条 市は、中小企業者の経営基盤の強化に資するため、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。 (1) 経営資源の確保に関する相談 (2) 中小企業者に対する資金の円滑な供給の促進 2 市は、前項の施策の推進に当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者(中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。)の事情を考慮するものとする。		第22条 市長は、中小企業の活性化に関する施策の実施状況について、川崎市産業振興協議会の意見を聴いて検証するとともに、その検証の結果を当該施策に適切に反映させるよう努めるものとする。
	(地域の活性化の促進)		(実施状況の公表)
	第16条 市は、地域の活性化が中小企業の活性化に資することを踏まえ、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。 (1) 地域の特性を生かした新たな事業の創出の支援 (2) 地域における経済活動の拠点の形成の促進		第23条 市長は、毎年度、中小企業の活性化に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。
	(財政上の措置)		
	第24条 市は、中小企業の活性化を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。		
	附 則		
	この条例は、平成28年4月1日から施行する。		

3 川崎市産業振興プラン立案にあたってのアンケート調査概要

○「平成26年経済センサスー基礎調査」のデータを基に全産業分野の市内全事業所（約42,000事業所）から無作為に約1割を抽出し、経営状況や事業展望等を調査するアンケート調査を実施

調査方法：調査票の郵送によるアンケート調査

調査対象：市内の事業所4,918件（無作為抽出）

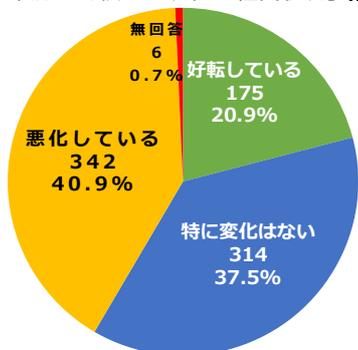
調査期間：2017（平成29）年6月中旬から下旬

回答状況：有効回答837件（2017（平成29）年8月10日時点）

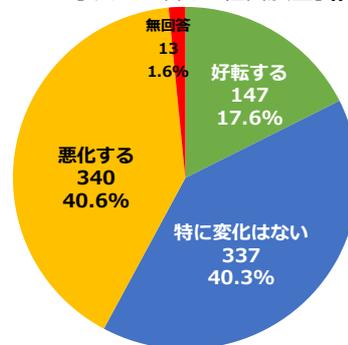
産業大分類	回答件数	発送件数	回答率
A 農業、林業	3	12	25.0%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	1	0.0%
D 建設業	89	468	19.0%
E 製造業	132	455	29.0%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	11	9.1%
G 情報通信業	25	99	25.3%
H 運輸業、郵便業	32	162	19.8%
I 卸売業、小売業	135	1,060	12.7%
J 金融業、保険業	14	74	18.9%
K 不動産業、物品賃貸業	70	502	13.9%
L 学術研究、専門・技術サービス業	43	212	10.3%
M 宿泊業、飲食サービス業	74	672	11.0%
N 生活関連サービス業、娯楽業	56	385	14.5%
O 教育、学習支援業	25	158	15.8%
P 医療、福祉	85	429	19.8%
Q 複合サービス事業	9	20	45.0%
R サービス業（他に分類されないもの）	35	198	17.7%
不明	9		
合計	837	4,918	17.0%

・3年前と比較した経営状況、今後の経営展望は「特に変化はない」とみる事業者、「悪化」とみる事業者がそれぞれ約4割

【3年前と比較した現在の経営状況】n=837

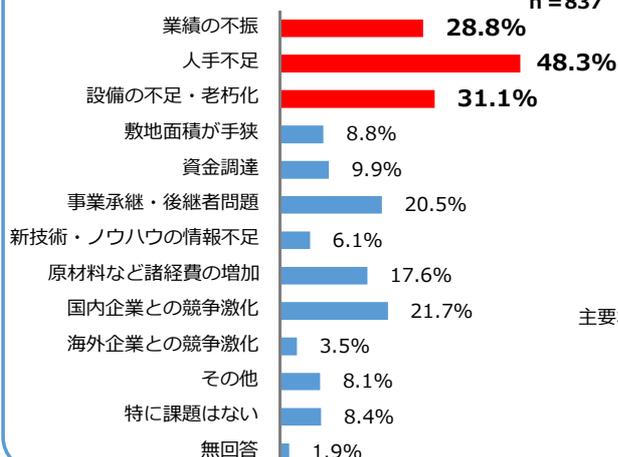


【今後5年間の経営展望】n=837

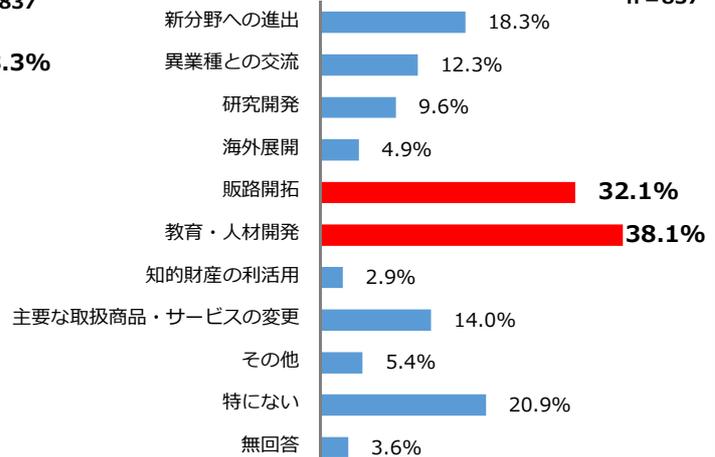


・人材不足を課題とする事業者が約5割、さらに今後の重点的な取組として約4割が教育・人材開発と回答

【今後事業を行っていく上での課題（複数回答）】n=837

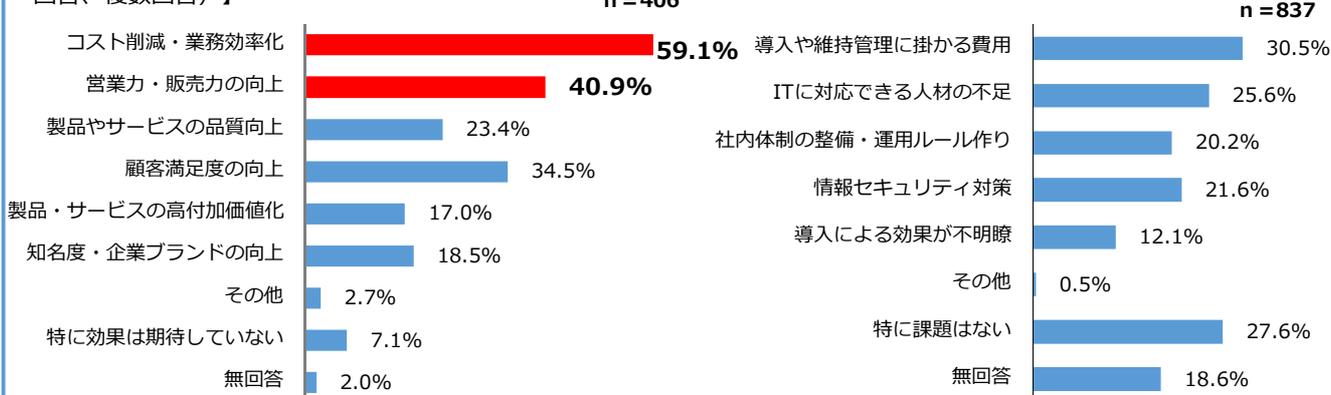


【今後5年間で重点的に取り組みたい内容（複数回答）】n=837

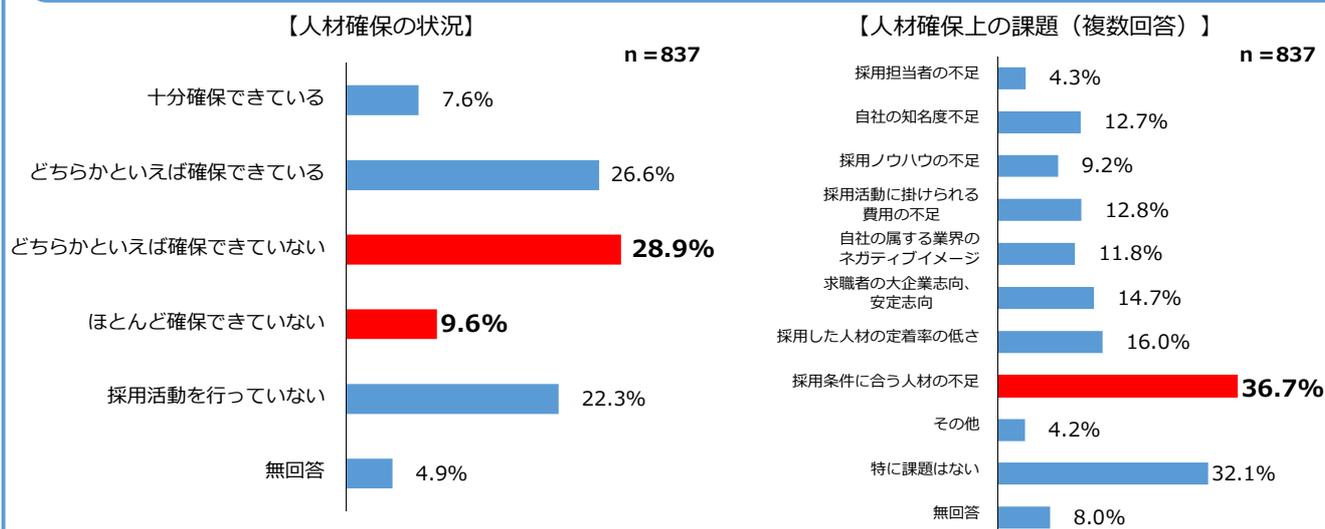


- ・ICT機器の導入を検討している事業者は、コスト削減・業務効率化や、営業力・販売力の向上を期待して取組を進めている割合が高い
- ・今後のICT機器導入には、コスト面や人材面を課題と考えている事業者が約3割

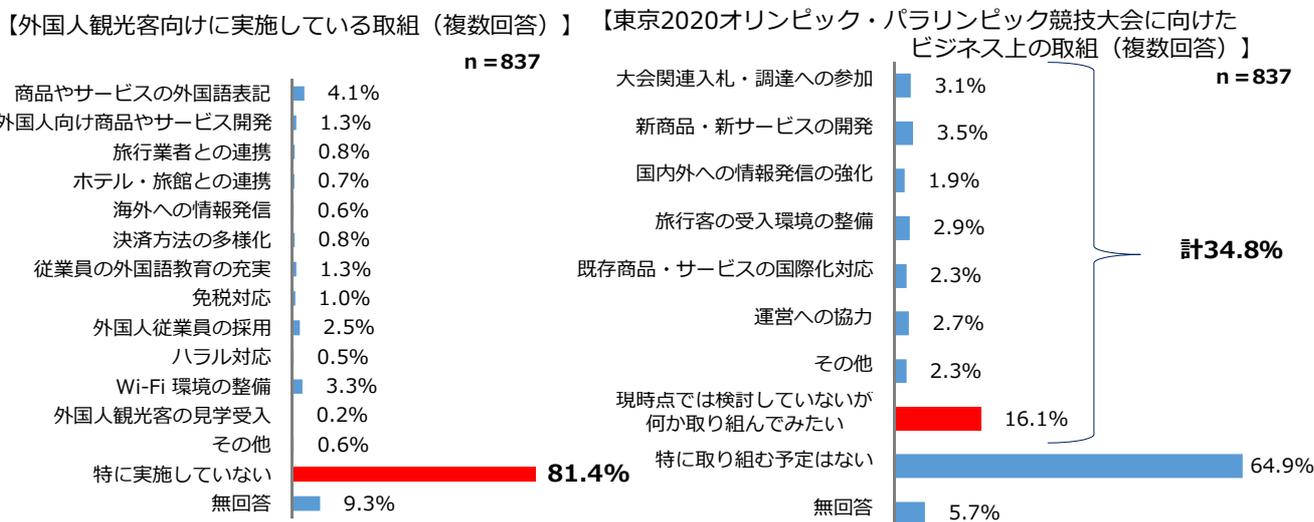
【ICT機器の導入効果として期待すること（導入予定の企業のみ 回答、複数回答）】 【今後のICT機器導入で課題となること（複数回答）】



- ・人材確保の状況は、「ほとんどできていない」、「どちらかといえばできていない」事業者が合わせて約4割
- ・人材確保上の課題として、採用条件に合う人材が不足しているとの認識を持っている事業者が約4割

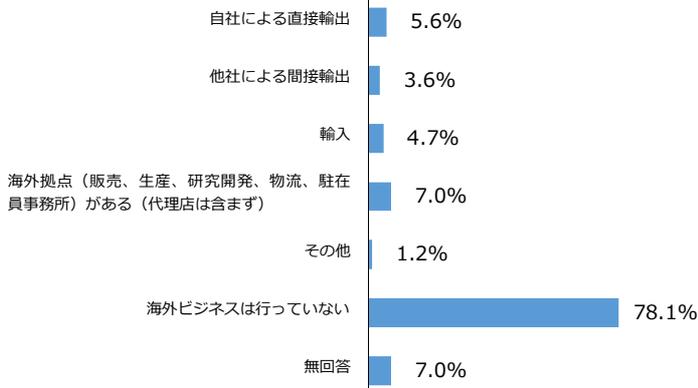


- ・現状の外国人観光客向けの取組は、特に実施していない事業者が8割超
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組は、「特に取り組む予定はない」、「無回答」以外の事業所（約3割）が何らかの取組を志向

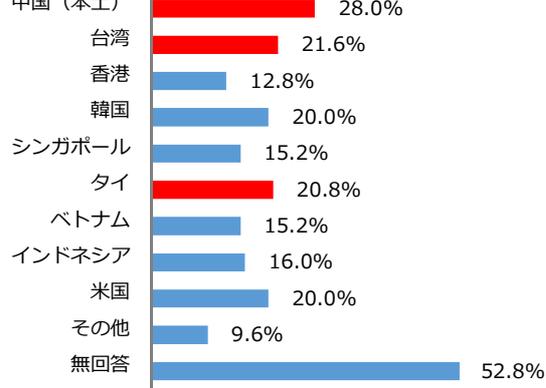


- ・海外ビジネスにすでに取り組んでいる事業者は約2割であり、中国、韓国、タイ、米国が相手先上位
- ・今後の進出検討国はベトナムが上位となり、中国（本土）は低位
- ・海外ビジネス展開にあたっての課題は、ビジネスパートナーの確保、人材・労働力の確保等が上位

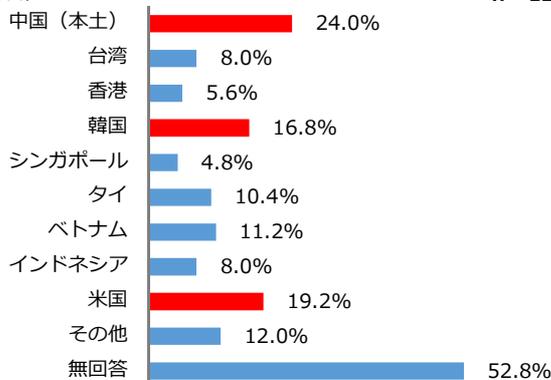
【海外ビジネスの取組状況】（複数回答） n = 837



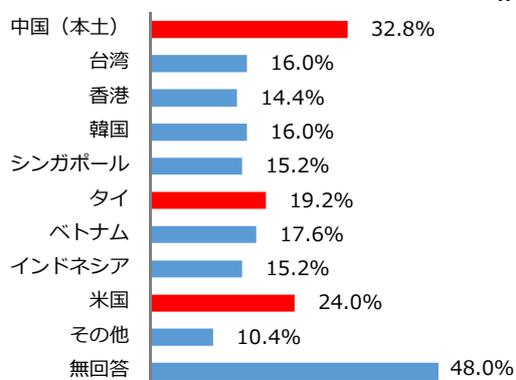
【海外ビジネスに取り組んでいる場合の輸出相手先】（複数回答） n = 125



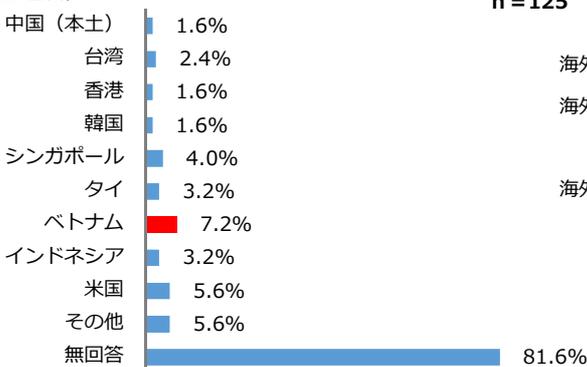
【海外ビジネスに取り組んでいる場合の輸入相手先】（複数回答） n = 125



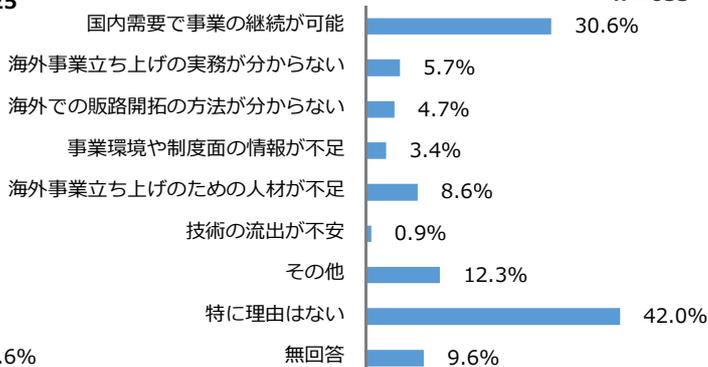
【海外ビジネスに取り組んでいる場合の海外拠点設置国】（複数回答） n = 125



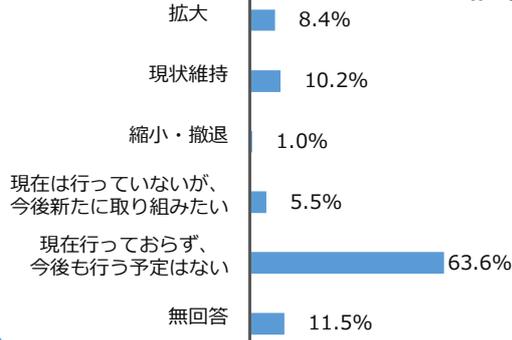
【海外ビジネスに取り組んでいる場合の今後の進出検討国】（複数回答） n = 125



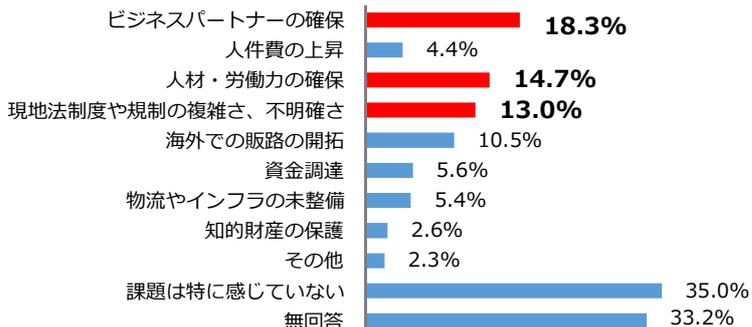
【海外ビジネスに取り組んでいない場合の理由】（複数回答） n = 653



【今後の海外ビジネスの方針】 n = 837

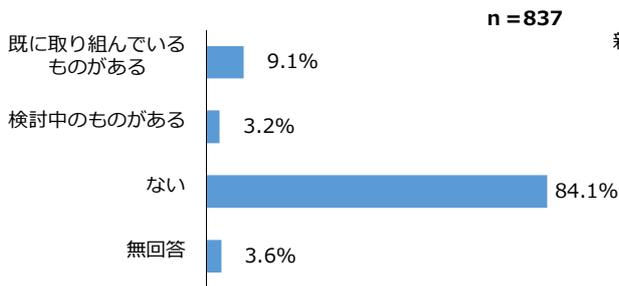


【海外ビジネスを展開する際の課題】（複数回答） n = 837

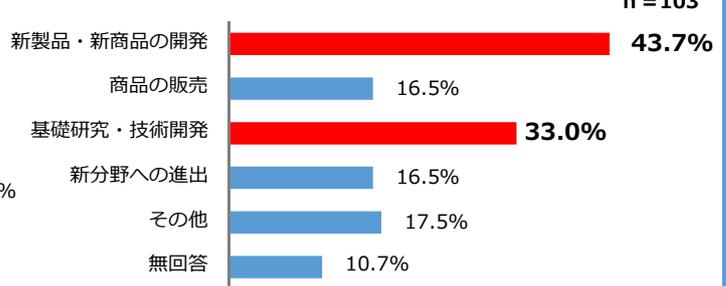


- ・現状では産学連携や異業種連携等に取り組む事業者は1割程度
- ・連携の目的は新製品等の開発や、技術開発等が上位

【現在の他の企業や大学等との連携状況】

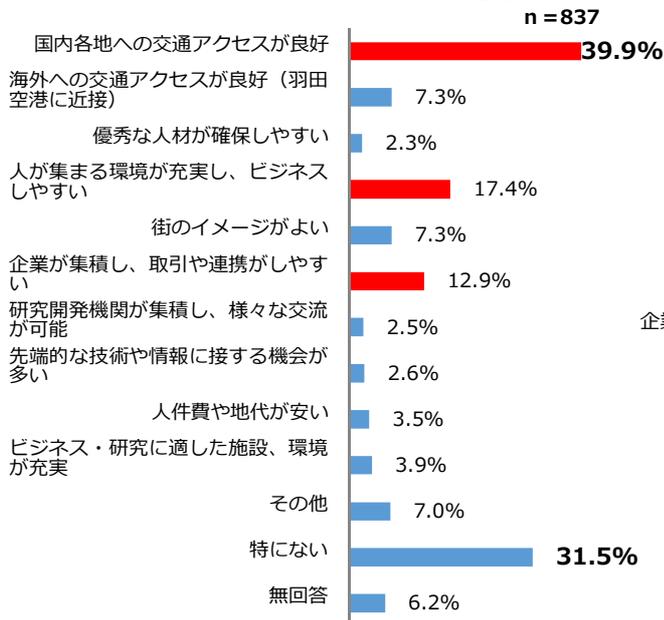


【現在連携を行っている場合の連携内容（複数回答）】

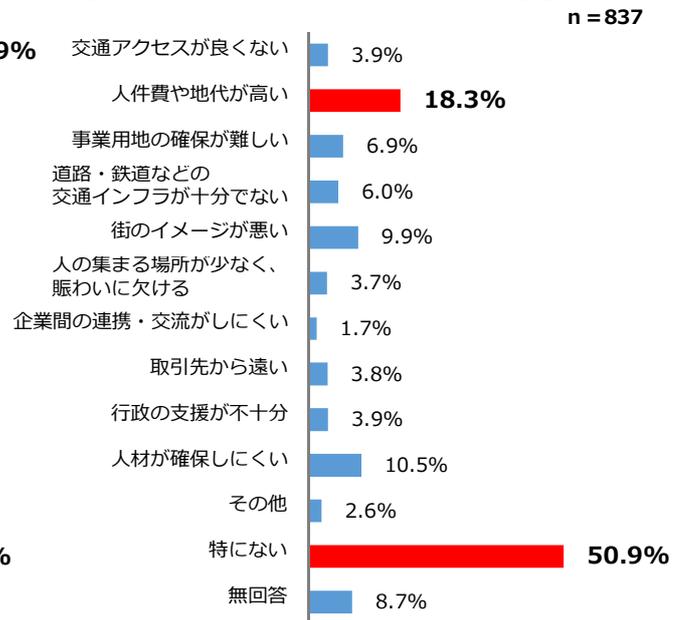


- ・本市への立地メリットは良好な国内への交通アクセスや企業集積が上位
- ・デメリットは特にないと回答が大半だが、人件費・地代の高さが比較的高い回答

【川崎市に立地するメリット（複数回答）】

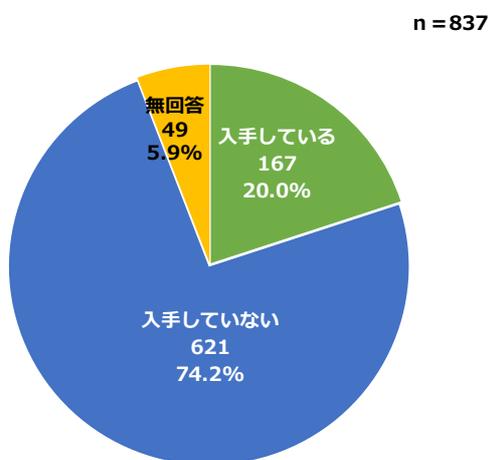


【川崎市に立地するデメリット（複数回答）】

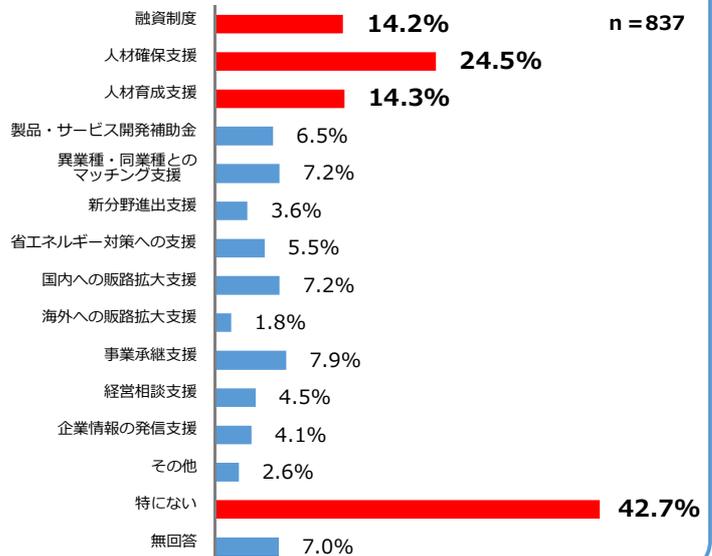


- ・7割超の事業者が市の施策の情報を入手していない状況
- ・市に期待する施策は、人材確保・育成や融資が上位である一方、特にない事業者が4割超

【市の産業振興施策に関する情報の入手状況】



【市に対して期待する産業振興施策（複数回答）】



4 用語集

かわさき産業振興プラン第2期実行プログラムにおける用語等の意味は以下のとおりです。

あ行

- **アフターコンベンション**
会議や展示会、イベント後の催しや懇親会のこと。
- **イノベーション**
新市場や新製品、新技術の開発やビジネスモデル等の革新を図ること。
- **インキュベーションスペース**
起業家の育成や、新しいビジネスを支援する施設。
- **インキュベーター**
起業家の育成や、新しいビジネスを支援する機関。
- **ウェルフェアイノベーション**
産業と福祉の融合により新たな活力と社会的価値の創造を図る取組。
- **技術シーズ**
研究開発や新製品・事業を創出する上で必要となる技術。
- **規制のサンドボックス**
現行法の規制を一時的に止めて特区内で新技術を実証できる制度。ドローン飛行や自動運転といった先端技術の実証実験を円滑に進めることが可能。
- **技能人材**
ものづくり等に必要高度な技術を有する人材のこと。
- **キャリアサポートかわさき**
就職相談、職業紹介、就職活動に役立つセミナーの開催など、川崎市が設置する就職に関する総合相談窓口。
- **キングスカイフロント**
世界的な成長が見込まれるライフサイエンス・環境分野を中心に、世界最高水準の研究開発から新産業を創出するオープンイノベーション拠点。「キング (King)」は、「Kawasaki INnovation Gateway」の頭文字と「殿町」の地名に由来。

か行

- **かながわサイエンスパーク (K S P)**
都心から約 20 分圏内という好アクセス、先端企業や研究機関等の高度集積エリアに立地する、日本初・都市型サイエンスパーク。
- **かわさきマイスター**
極めて優れた技能を持ち、他の技能者の模範と認められる方々を市内最高峰の匠として川崎市長が認定するもの。
- **かわさき水ビジネスネットワーク**
水ビジネスを通じて世界の環境改善に貢献していくため、民間企業の技術・製品・ノウハウと、川崎市の上下水道分野における事業運営の技術・ノウハウとの連携を図り、関係省庁、団体の協力の下、水ビジネスを推進するプラットフォーム。
- **環境調和型まちづくり (エコタウン)**
地域の産業蓄積などを活かした環境産業の振興、地域の独自性を踏まえた廃棄物の抑制を通じた資源循環型経済社会の構築を目指す取組。
- **クラスター (産業クラスター)**
クラスターは英語で「群れ」「(ぶどうの)房」などの意味。産業クラスターは、ぶどうの房のように企業、大学、研究機関、自治体などが集積し、産学連携、産産・異業種連携の広域的なネットワークを形成し、地域が中心となって新産業・新事業が創出される状態。
- **グリーンイノベーション**
環境技術・環境産業を活かしたサステナブル・シティ (持続可能な都市) の創造に向けた取組。
- **グリーンイノベーションクラスター**
産学官民の連携による環境改善の取組を通じ、産業振興と国際貢献を推進して新たな社会の形成を目指すネットワーク。

- **コーディネーター**
産業振興において、市内企業の事業化、ビジネスマッチング、海外展開等を支援、調整する役割を果たす機関や人物を指す。
- **コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）**
若年者の職業的自立支援を行う国の事業である「地域若者サポートステーション事業」に、心理カウンセリングや職場体験など本市の独自事業を加え、「コネクションズかわさき」として総合的な支援を行う施設。

さ行

- **産業観光**
「歴史的・文化的価値のある産業文化財（古い機械器具、工場遺構などのいわゆる産業遺産）、生産現場（工場、工房等）及び産業製品を観光資源とし、それらを通じてもものづくりの心にふれるとともに、人的交流を促進する観光活動のこと。
 - **シードファンド**
創業間もない企業に対して投資することを目的とした投資家などのこと。
 - **シェアリングエコノミー**
個人が保有する遊休資産（スキルのような無形のものも含む）の貸出しを仲介するサービス。
 - **資源循環型生産活動**
生産活動において、製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分する一連の活動のこと。
 - **質量校正**
川崎市計量検査所の保有する実用基準分銅を、国立研究開発法人産業技術総合研究所から承認を得ている、川崎市計量検査所質量標準管理マニュアル内の質量標準管理要綱・質量標準管理細則に基づき、国の基準となる分銅と重さのレベルを合わせる業務。
 - **指定期検査機関**
計量法第20条の規定に基づき、定期検査機関の指定を受け、都道府県知事又は特
- 定市町村に代わり、特定計量の定期検査を行う機関。
 - **シビックプライド**
都市に対する市民の誇りや愛着を意味する言葉。
 - **市民農園**
市民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいがづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。
 - **食農教育**
農畜産物が「いのち」を育み、成長していく過程を大切にしながら、「食」への関心・興味を高め、「食」の大切さ、「食」を支える「農」の役割、地域の食文化などに対する理解を広げ深める教育のこと。
 - **新川崎・創造のもり**
産業界、大学、行政及び市民の連携により、未来を支える科学・技術や新しい産業の創造と次代を担う子どもたちが科学・技術への夢を育む場づくりを目指す研究開発拠点。「K²（ケイスクエア）タウンキャンパス」、「KBIC（ケービック）」、「ナノ・マイクロ産学官共同研究施設NANO BIC（ナノビック）」の3つの施設が立地。2019（平成31）年1月には新たな産学交流・研究開発施設「AIRBIC（エアビック）」もオープン予定。
 - **水素サプライチェーン**
未利用エネルギーを用いて水素を製造し、製造された水素を輸送する一連の活動。
 - **水素スマートグリッド**
水素を製造・貯蔵し、必要なときに電力して活用するシステム。
 - **スーパーメガリジョン**
リニア中央新幹線等により、三大都市圏（首都圏、中京圏、近畿圏）が一体化することを意味する言葉。
 - **ストックマネジメント**
既存の建築物等を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。

- **スマートメーター**
情報通信機能を持ったメーター。
- **3Dプリンタ**
立体物をデータを基に樹脂等を加工して造詣する機械・装置。
- **生産緑地**
都市部の良好な生活環境の保全などを目的として、市街化区域内の農地を対象に一定の要件の下、指定されるもの。これにより一定期間の営農義務が生じるが、税制面での特典を受けられる。
- **世界金融危機**
米国のサブプライムローン(低所得者向け住宅ローン)問題を発端とした住宅バブル崩壊から2008(平成20)年のリーマンショックなどを含む一連の国際的な金融不安。
- **ゼロエミッション**
生産、消費活動等で発生する廃棄物をゼロにしようとするしくみ、考え方のこと。
- **ソーシャルビジネス(SB)**
環境保護、高齢者・障がい者の介護・福祉から、子育て支援、まちづくり、観光等に至るまで、多種多様な地域社会の課題解決に向けて、住民、NPO、企業など、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組むこと。

た行

- **第4次産業革命**
あらゆるモノがインターネットにつながり、そこで蓄積される様々なデータを人工知能などを使って解析し、新たな製品・サービスの開発につなげる動きのこと。
- **地域包括ケア**
高齢者をはじめ誰もが、住み慣れた地域や自らが望む場で暮らし続けることができるよう、地域において「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」「福祉・生活支援」などの必要なサービスが必要な方に提供されるための仕組み。
- **低未利用地**
適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されて

いない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称。

- **適正計量管理事業所**
国家資格を持つ計量士による定期的な計量器の検査や従業員等への計量管理の指導、量目の検査など、適正な計量管理が行われていると経済産業大臣又は都道府県知事が認め、指定した事業所。
- **デジタルコンテンツ**
コンピュータ等のデジタル機器で再生できる文章、画像、動画などの情報。
- **同一労働同一賃金**
同一の仕事に従事する労働者は同一の賃金が支払われるべきだという概念。
- **都市農業**
市街地やその周辺で行われる農業。
- **認定農業者**
農業経営基盤強化促進法に基づいて、自主的に農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業者で、地域の中核農業者として期待される。

は行

- **パラムーブメント(かわさきパラムーブメント)**
障害のあるなしに関わらず、誰もが暮らしやすい社会環境づくりを進めるための取組の総称。
- **ビジネスマッチング**
企業の事業活動のためにパートナーを探したり、紹介を行ったりする支援。
- **ビッグデータ**
大容量かつ多様なデータの集合を意味する言葉。
- **フィジビリティ・スタディ(FS)**
プロジェクトの実現可能性を事前に調査・検討すること。
- **プラットフォーム**
物事を行うための基礎となる仕組みを意味する言葉。

- **ベンチャー企業**
革新的なアイデアや技術を基に、新たな製品・サービスやビジネスモデルを展開する企業。

ま行

- **まちゼミ**
商店街の店主などが講師となり、プロだからこそ持っている専門的な知識や技術、ノウハウなどを地域住民に提供することを通じ、商店街のお店を知っていただくきっかけづくりを目的としたイベント。
- **街バル**
商店街でお店自慢の品とドリンクを楽しみながらいくつものお店をハシゴし、食べ歩き・飲み歩きすることを通じ、商店街のお店を知っていただくきっかけづくりを目的としたイベント。
- **未来投資戦略 2017**
必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会「Society5.0」の実現を目指した政府の施策。
- **未利用エネルギー**
地下鉄や地下街の冷暖房排熱、外気温との温度差がある河川や下水、雪氷熱など、有効に利用できる可能性があるにもかかわらず、これまで利用されてこなかったエネルギーの総称。

や行

- **有効求人倍率**
有効求職者数(前月から繰り越された求職者数とその月の新規求職者数の合計)に対する有効求人数(前月から繰り越された求人数とその月の新規求人数の合計)の割合で、雇用動向を示す指標。

ら行

- **ライフサイエンス**
生物が営む生命現象の複雑かつ精緻なメカニズムを解明することで、その成果

を医療・創薬の飛躍的な発展や、食料・環境問題の解決など、国民生活の向上及び国民経済の発展に大きく寄与するものとして注目を浴びている分野。

- **リーマンショック**
米国の投資銀行リーマン・ブラザーズ・ホールディングスの経営破たんを発端に発生した国際的な金融不安のこと。
- **レガシー効果**
各種施設やインフラの整備、スポーツ振興など、オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした社会への持続的なポジティブな影響を意味する言葉。
- **6次産業化**
地域ごとの資源を活かして、農林漁業者が生産・加工・流通販売を一体化することや、2次産業・3次産業と連携して新しいビジネスの展開や営業形態を創り出すこと。生産部門(1次産業)の「1」、加工部門(2次産業)の「2」、流通販売部門(3次産業)の「3」を掛けると6になることから、6次産業化といわれている。

わ行

- **ワークライフバランス**
仕事と生活の調和を図ること。

ABC

- **AI**
「Artificial Intelligence」の略で、人工知能を意味する言葉。
- **CAD/CAM**
コンピュータを利用し、設計・生産を一貫して行う技法。CAD(Computer Aided Design)はコンピュータ援用設計、CAM(Computer Aided Manufacturing)はコンピュータ援用製造の意味。
- **DI**
「Diffusion Index」の略で、企業の業況感や設備、雇用人員の過不足などの各種判断を指数化したもの。

- **Fintech**
Finance(金融)とTechnology(技術)を掛け合わせた言葉。あらゆるものをインターネットとつなげるIoT(Internet of

Things)、膨大な情報(ビッグデータ)の処理・分析、AI(人工知能)、ブロックチェーンといった先端技術を使い、爆発的に普及したスマートフォンやタブレット端末等を通じて、これまでにない革新的な金融サービスが生み出される動きを捉えようとする言葉。

➤ **GAP**

「Good Agricultural Practice」の略で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

➤ **GDP**

「Gross Domestic Product」の略で、国内総生産のこと。一定の期間内における国内で新たに生み出された付加価値の総額を指す。

➤ **ICT**

「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術を意味する言葉。

➤ **IOT**

「Internet of Things」の略で、これまではパソコンやプリンタ等のIT関連機器が接続されていたインターネット上に家電や車など様々なモノが接続することを意味する言葉。

➤ **MICE**

企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

➤ **SNS**

「Social Networking Service」の略で、インターネット上で友人を紹介し合い、新たな友人関係を広げることを目的としたコミュニケーション・サービス。

➤ **Society5.0**

必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あら

ゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会のこと。

➤ **VC(ベンチャーキャピタル)**

成長性の高いベンチャー企業が発行する株式への投資などによって資金を提供する企業または機関のこと。株式の上場による値上がり益を主たる収益源とする。

かわさき産業振興プラン 第2期実行プログラム（案）

問い合わせ 川崎市経済労働局産業政策部企画課
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 11-2
川崎フロンティアビル 10階
電話 044-200-2332 FAX 044-200-3920
E-mail 28kikaku@city.kawasaki.jp
